

府中市福祉計画

**府中市地域福祉計画
福祉のまちづくり推進計画**

～みんなでつくる、みんなの福祉～
(平成27年度～平成32年度)

府 中 市

はじめに



府中市長 高野 律雄

府中市では、平成15年に府中市福祉計画を策定するとともに、平成21年には同計画を改定し、国の制度や本市を取り巻く状況の変化に対応しつつ、様々な福祉施策を展開してまいりました。

しかし、少子・高齢化、小世帯化、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進むなか、地域社会における福祉のあり方も変化し、これまでの、支える側と支えられる側が固定された現状から、相互に支え合う新たな地域社会への転換が必要とされています。同時に、複合的な課題を抱える人々への包括的な支援も必要となっています。さらに、国では、社会保障制度改革のもと、各分野における大規模な制度改革を進めており、本市も適切な対応が求められています。

このような、近年の国の動向や社会経済状況の変化、また福祉を取り巻く諸課題に対応するため、本市では、平成27年度から平成32年度までの6年間の計画期間とする、新たな府中市福祉計画を策定いたしました。

本計画の策定に際しては、様々な市民、団体、事業者の皆様から、アンケート調査、グループインタビュー調査等を通じてご意見をいただき、これらの調査結果をもとに、府中市福祉計画検討協議会をはじめとする各審議会・協議会でご審議いただき、委員の皆様からのご意見、ご提案を踏まえ、取りまとめております。

本計画では、基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人が支え合い幸せを感じるまちを目指して～」に基づき、市民、関係機関、事業者、行政など、多様な主体による協働のもと、必要とする福祉サービスを安定的に提供するための施策を実施し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めることにより、本市が目指す都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現を図ってまいります。

目次

第1編 福祉計画	1
第1章 福祉計画のあらまし	3
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	6
3 計画期間	8
4 策定体制	9
（1）協議機関での協議検討	9
（2）アンケート調査の実施	9
（3）グループインタビューの実施	9
（4）パブリックコメント	9
第2章 本市の福祉に関する現状	11
1 統計資料及び調査結果	12
（1）人口・世帯の現状	12
（2）少子・高齢化の現状	14
（3）障害のある人の現状	15
（4）市民生活の現状	16
（5）支援が必要な人と世帯の現状	20
（6）市民協働に関する意識調査	24
第3章 福祉計画の考え方	25
1 福祉計画の基本理念と基本視点	26
2 福祉施策の考え方	28
（1）「自助」「互助」「共助」「公助」	28
（2）地域包括ケアの実現	29
（3）市民・関係機関・事業者との協働	30
（4）セーフティネット（安全網）の充実	30
3 福祉計画で取り組むこと	31
（1）みんなで進める福祉の地域づくり	31
（2）災害時における避難行動要支援者への支援	31
（3）総合的・包括的な相談支援の仕組みづくり	32
4 福祉エリア（日常生活圏域）	33

第2編 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画.....	35
第1章 地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題.....	37
1 アンケート調査からみた現状.....	38
(1) 地域活動.....	38
(2) 相談・福祉課題.....	40
(3) 福祉のまちづくり.....	43
(4) 災害時の支え合い.....	49
(5) 協働・連携.....	51
2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する課題.....	53
(1) 安心・安全の仕組みづくり.....	53
(2) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくり.....	55
(3) 支え合う福祉コミュニティの形成.....	55
(4) 市民との協働.....	56
(5) 福祉のまちづくりの推進.....	57
第2章 計画の基本的な考え方.....	59
1 計画の理念と考え方.....	60
(1) 計画の理念.....	60
(2) 計画の考え方.....	60
2 計画の基本目標.....	62
(1) 安心・安全の仕組みづくりの推進.....	62
(2) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進.....	62
(3) 支え合いの福祉コミュニティの形成.....	63
(4) 市民との協働の推進.....	63
(5) 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進.....	63
3 計画の体系.....	64
第3章 重点施策.....	67
1 福祉コミュニティの形成.....	68
2 セーフティネットの充実.....	70
第4章 計画の目標に向けた取組.....	73
目標1 安心・安全の仕組みづくりの推進.....	74
(1) 相談支援事業の充実.....	74
(2) 権利擁護・虐待防止の推進.....	76
(3) 防災・防犯のまちづくり.....	77
(4) 生活困窮者の自立支援.....	79
(5) 福祉サービスの質の確保.....	80

目標2	いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進	81
(1)	健康づくり・介護予防の推進.....	81
(2)	地域主体の日常生活の支援.....	83
目標3	支え合いの福祉コミュニティの形成	85
(1)	地域福祉活動の促進.....	85
(2)	社会参加の促進.....	87
(3)	地域資源の発掘・創出.....	88
目標4	市民との協働の推進	89
(1)	多様な人材の育成・活用.....	89
(2)	支援ネットワークの推進.....	91
(3)	パートナーシップの推進.....	93
目標5	連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進	94
(1)	互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）.....	94
(2)	分かりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）.....	95
(3)	幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）.....	97
(4)	ユニバーサルデザインの推進（物理的なバリアフリー）.....	98
第5章	計画の推進に向けて	101
1	評価、点検、推進における組織	102
(1)	福祉のまちづくり推進審議会.....	102
2	協働・ネットワーク	103
(1)	NPO・ボランティア団体等への支援.....	103
(2)	市民への新たな支援の在り方.....	103
(3)	社会福祉協議会や地域の社会福祉法人との連携.....	103
3	庁内体制の整備	103
4	国・都への要望	103
資料編	105
1	府中市の地域資源	106
2	府中市福祉計画検討協議会	113
(1)	委員名簿.....	113
(2)	検討経過.....	114
3	府中市福祉のまちづくり推進審議会	117
(1)	委員名簿.....	117
(2)	検討経過.....	118
4	アンケート調査・グループインタビュー	121
(1)	アンケート調査.....	121
(2)	グループインタビュー.....	122
5	用語集	123

第 1 編 福祉計画

第1章 福祉計画のあらまし

第1章 福祉計画のあらまし

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に「福祉計画」を策定し、「安心していきいきと暮らせるまちづくり - みんなでつくる、みんなの福祉 - 」を基本理念に掲げ、計画的かつ総合的に福祉施策を推進してきました。平成21年度にはその理念を引き継ぎつつ計画の改訂を行い、地域の福祉課題を解決すべく施策を進めてきました。その間、高齢者福祉分野では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」、障害者福祉分野では「障害福祉計画（第3期）」、子育て支援分野では、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定してきました。

それから6年が経過し、急速な少子・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化や孤立死の増加など、社会経済状況の変化に伴い、地域における福祉課題も多様化・複雑化し、従来の福祉施策では解決できない問題が顕在化してきています。

また、東日本大震災における被災状況やその後の復興の過程から見られるように、平時からの地域の支え合いの必要性や避難行動要支援者への対応及び災害時や非常時に備えた高齢者及び障害のある人への支援策も喫緊の課題となっています。

さらに、国の福祉制度も大きな変更が続いており、持続可能な社会保障の構築と全ての世代が相互に支え合う社会を目指す社会保障制度改革の下、各分野にわたる大規模な制度改革が行われています。高齢者福祉分野では、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」といいます。）の成立を受け、高齢者が地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築を進める介護保険制度の改正が平成27年度から行われるほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を推進することが求められます。障害者福祉分野では、平成25年度から障害者総合支援法が施行され、難病を含めた全ての障害への対応が進められています。子育て支援分野では、子ども・子育て支援法が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。健康分野では、平成24年に「健康日本21(第2次)」が策定され、各世代の状況に応じた健康増進活動を推進することとしています。新たな福祉課題への対応としては、生活困窮者自立支援法が平成27年度から施行されることに伴い、生活保護に至る前に必要な支援を行い、自立を促進するための新たな仕組みが求められています。

こうしたことから、本市においても、身近な地域における福祉施策の再構築及び住民相互の支え合いが求められるとともに、施策の推進に当たり、各分野が相互に連携

し、市民と一体になりながら施策を展開していくことが改めて求められています。

平成26年度を期首に新たに策定した「第6次府中市総合計画」では、市民と市が協働してまちづくりを進めることを掲げ、健康・福祉分野については「人と人が支え合い幸せを感じるまち」を基本目標として、施策を推進しています。

以上のような経過を踏まえ、「福祉計画」を策定し、既存計画とも整合を図りながら、福祉施策の総合的かつ横断的な実施を図るものです。

2 計画の位置付け

「福祉計画」は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とする計画です。

「福祉計画」は、保健・福祉・医療を一体的に推進するため、地域福祉分野の「地域福祉計画」・「福祉のまちづくり推進計画」、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」、障害者福祉分野の「障害者計画」・「障害福祉計画」、子育て支援分野の「子ども・子育て支援計画」、健康分野の「健康ふちゅう21(保健計画)」・「食育推進計画」を横断的につなぐ役割を担っています。

今回の福祉計画の策定に当たっては、地域福祉分野、高齢者福祉分野及び障害者福祉分野の各分野に共通する、福祉的な支援の必要な方を地域で支える、という主要課題に対し、分野横断的な施策展開を図ることを目的に、「地域福祉計画」「福祉のまちづくり推進計画」、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」、「障害者計画」「障害福祉計画」を特に関連する計画として位置付けています。

また、福祉計画及び関連計画は、他の生活・環境分野、文化・学習分野、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画とするとともに、国や東京都の関連する計画と整合を図っています。

さらに、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図っています。

【地域福祉分野】

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

地域福祉計画には、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者に対する自立相談支援事業や住居確保給付金の支給その他の施策を盛り込んでいます。

福祉のまちづくり推進計画は、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

【高齢者福祉分野】

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。

介護保険事業計画では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律及び同法第3条の総合確保方針を踏まえ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための施策との整合性の確保を図ります。

【障害者福祉分野】

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」です。
 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。

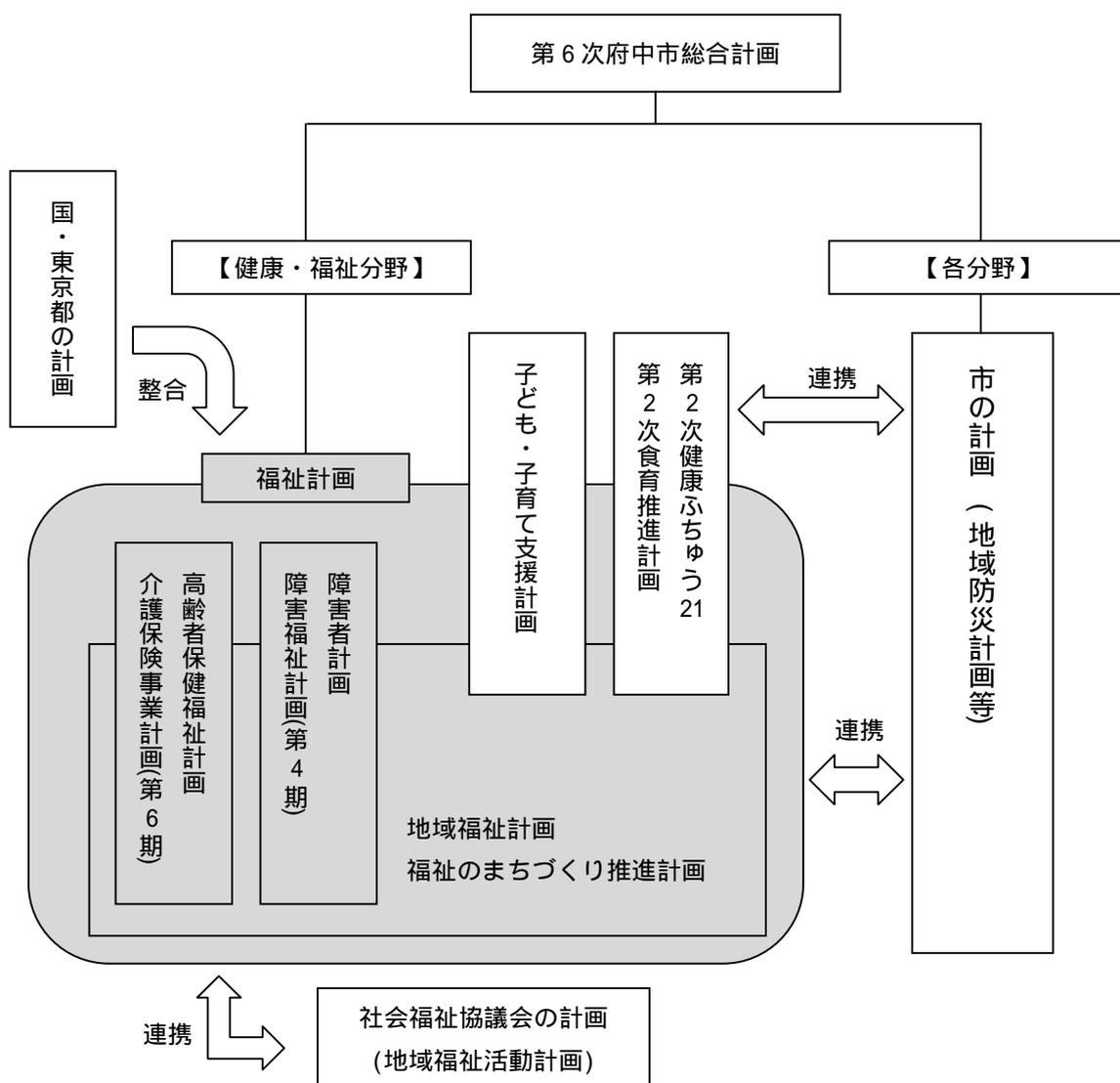
【子ども・子育て支援分野】

子ども・子育て支援計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

【健康分野】

健康ふちゅう21(保健計画)は、健康増進法第8条の2に規定する「市町村健康増進計画」です。

食育推進計画は、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」です。



3 計画期間

「福祉計画」の計画期間は、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間とします。また、各関連計画の計画期間は次のとおりです。

計画名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉計画	福祉計画						福祉計画					
【地域福祉分野】												
地域福祉計画	地域福祉計画						地域福祉計画					
福祉のまちづくり推進計画	福祉のまちづくり推進計画						福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野】												
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画	
介護保険事業計画	介護保険事業計画(第4期)		介護保険事業計画(第5期)		介護保険事業計画(第6期)		介護保険事業計画(第6期)		介護保険事業計画(第7期)		介護保険事業計画(第7期)	
【障害者福祉分野】												
障害者計画	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画	障害福祉計画(第2期)		障害福祉計画(第3期)		障害福祉計画(第4期)		障害福祉計画(第4期)		障害福祉計画(第5期)		障害福祉計画(第5期)	
【子育て支援分野】												
子ども・子育て支援計画			次世代育成支援行動計画(後期)				子ども・子育て支援計画					
【健康分野】												
健康ふちゅう21			健康ふちゅう21				第2次健康ふちゅう21					
食育推進計画			食育推進計画				第2次食育推進計画					

網掛け部分は、今回新たに策定する計画です。

4 策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、アンケート調査の実施、グループインタビューの実施、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図っています。

(1) 協議機関での協議検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議検討しました。

(2) アンケート調査の実施

市民の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、平成25年度に各分野のアンケート調査を実施しました。

(3) グループインタビューの実施

アンケートでは把握することが難しい課題に対応した計画とするため、グループインタビューを実施しました。地域福祉分野では相談機関や地域活動支援に係る団体等、高齢者福祉分野では地域包括支援センターやアンケート回答者の希望者、障害者福祉分野では高次脳機能障害の当事者・関係機関や発達障害の家族・関係機関、子育て分野では保育園・幼稚園などの関係者を対象に実施しました。

(4) パブリックコメント

計画素案策定の段階で、市民から幅広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 本市の福祉に関する現状

第2章 本市の福祉に関する現状

1 統計資料及び調査結果

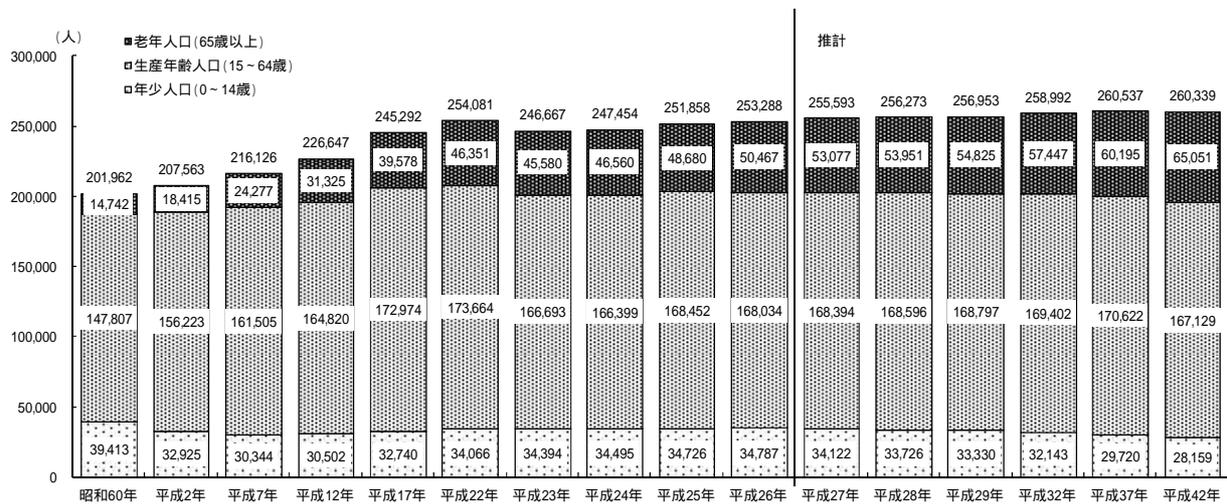
(1) 人口・世帯の現状

本市の人口は増加傾向にあり、平成25年1月1日現在、25万1,858人です。65歳以上の老年人口は平成17年から22年までの5年間で6,773人増加し（増加率7.7%）、平成25年現在、48,680人です。人口推計によると、本市の人口は今後も緩やかな増加傾向にあります。年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加することから、少子・高齢化が進むと予測されています（図表1）。

また、平成25年1月1日現在の世帯数は11万7,380世帯で、増加傾向にあります。しかしながら、世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます（図表2）。

平成22年までの10年間で昼間人口は約2.5万人、夜間人口は約2.9万人増加しています。市内から市外への通勤者は平成22年で約6.7万人に上っており、市外で働く市民が多いことが分かります（図表3）。

図表1 人口の推移・推計（府中市）

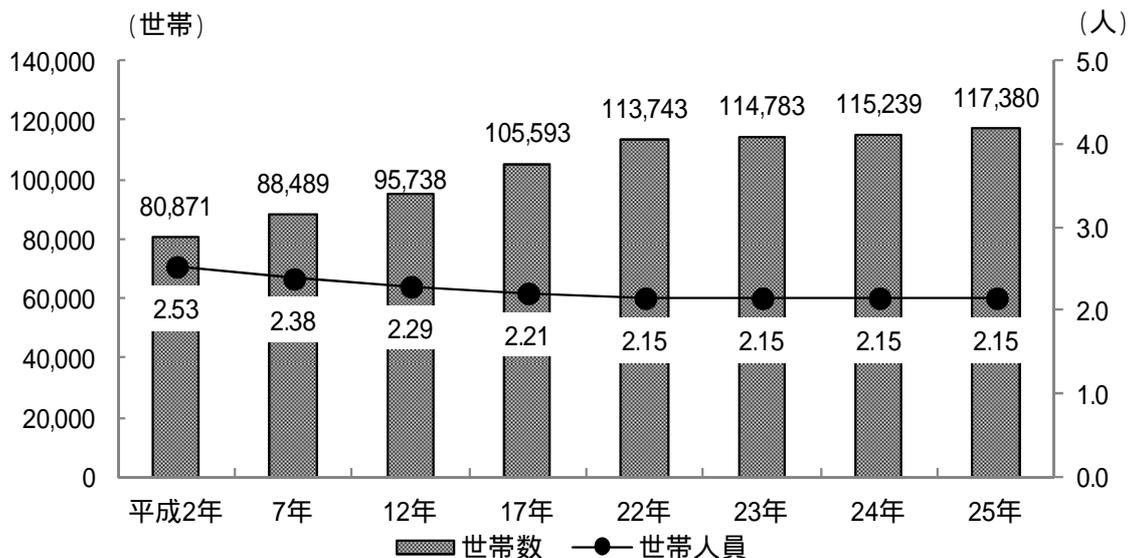


出典：昭和60年～平成22年：国勢調査（10月1日）

平成23年～平成26年：住民基本台帳に基づく実績（1月1日）

平成27年～平成42年：住民基本台帳に基づく推計（4月1日）

図表2 世帯数及び世帯人員の推移（府中市）



出典：住民基本台帳(1月1日)

図表3 昼間・夜間・流入・流出人口の推移（府中市）

(単位:人)

年次	昼間人口	流入人口			流出口			夜間人口	昼間人口指数 (夜間 = 100)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者		
昭和55年	176,585	45,692	36,405	9,287	60,499	46,001	14,498	191,392	92
昭和60年	188,753	53,617	44,837	8,780	66,826	52,630	14,196	201,962	94
平成2年	195,642	62,917	53,765	9,152	74,838	59,620	15,218	207,563	94
平成7年	210,521	70,788	62,635	8,153	76,393	62,504	13,889	216,126	97
平成12年	221,456	70,447	62,615	7,832	75,638	63,120	12,518	226,647	98
平成17年	236,133	66,784	59,555	7,229	75,943	65,001	10,942	245,292	96
平成22年	246,380	64,374	58,095	6,279	78,485	66,692	11,793	255,506	96

通学者は、15歳未満の通学者を含む。

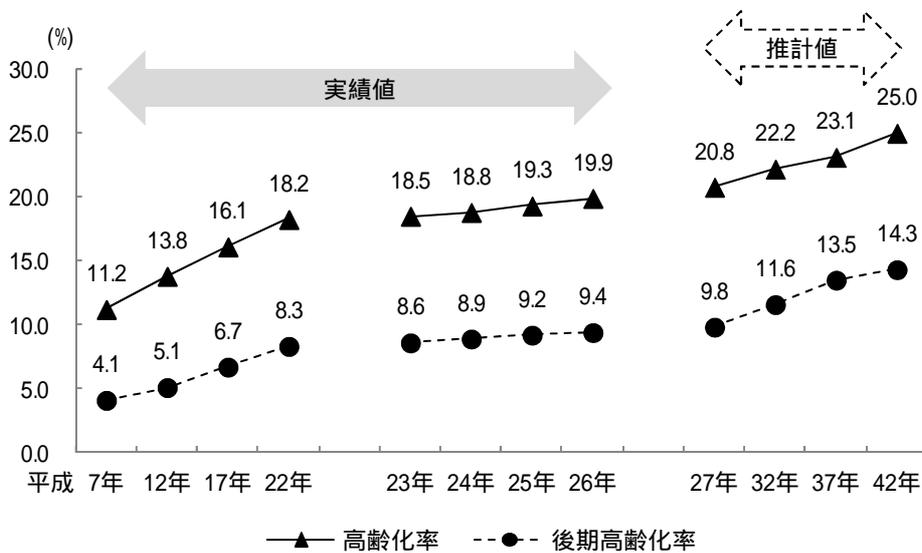
出典：国勢調査

(2) 少子・高齢化の現状

本市の65歳以上の高齢化率は平成25年1月には19.3%、75歳以上の後期高齢化率は9.2%となっています。本市の高齢化は、全国(平成25年10月1日現在:25.1%)、東京都(平成25年9月15日現在:同21.9%)と比べると低いものの、将来的な推計値では進行しています(図表4)。

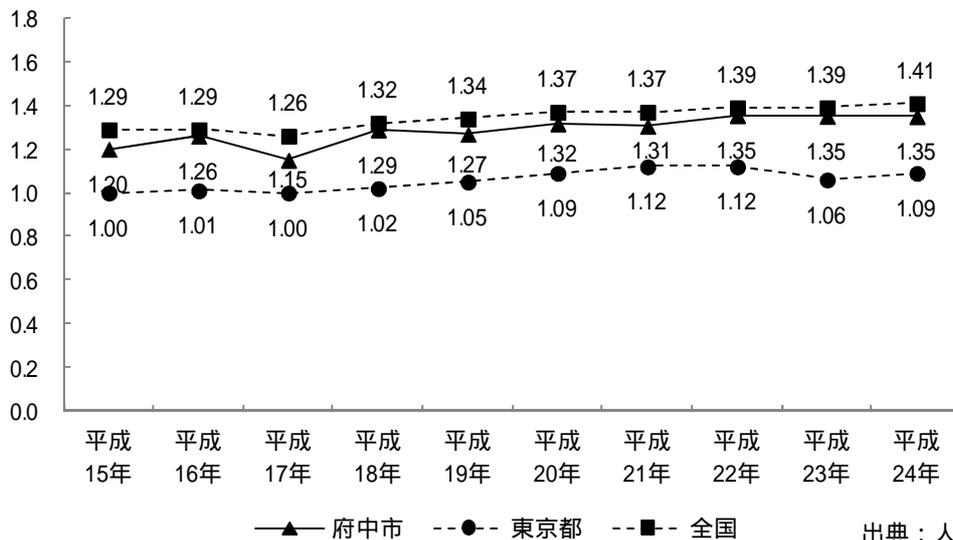
また、本市の合計特殊出生率は、平成19年以降上昇傾向にあり、平成24年では1.35となっています。東京都平均に比べ高く推移していますが、全国平均に比べ低くなっています(図表5)。

図表4 高齢化率の推移(府中市)



出典：平成7年～平成22年：国勢調査(10月1日)
 平成23年～平成26年：住民基本台帳に基づく実績(1月1日)
 平成27年～平成42年：住民基本台帳に基づく推計(4月1日)

図表5 合計特殊出生率の推移(国、東京都及び府中市)

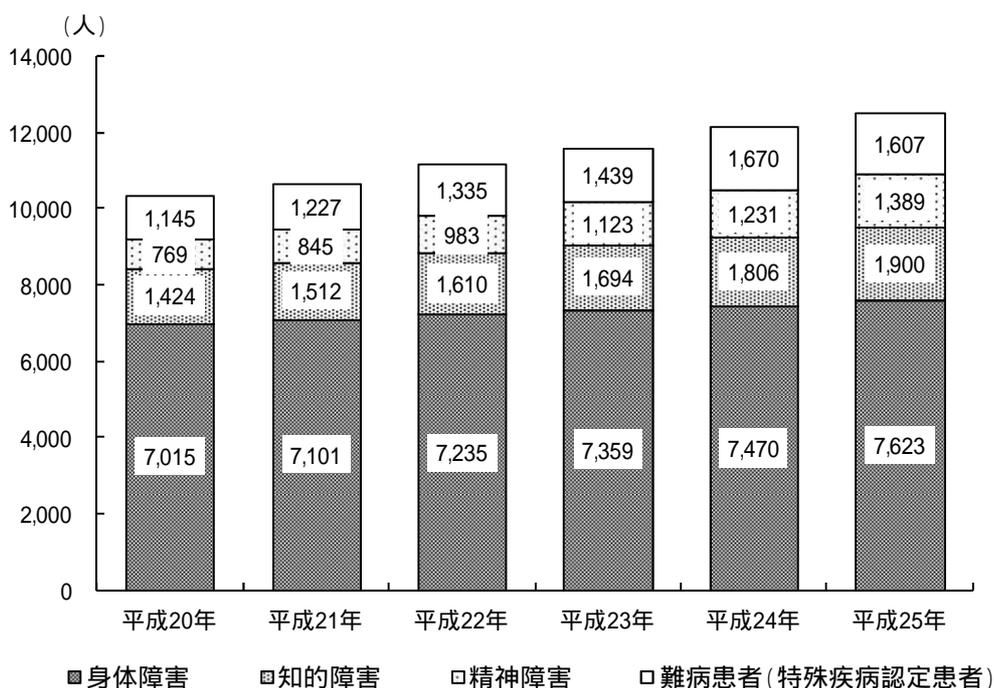


出典：人口動態統計

(3) 障害のある人の現状

本市における障害の種類別の手帳所持者等の推移を見ると、平成25年には身体・知的・精神障害者と難病患者を合わせて12,518人であり、障害のある人の延べ人数は年々増加しています。障害の種類別の手帳所持者は、平成25年3月31日時点で、身体障害が7,623人で最も多く、知的障害が1,900人、精神障害が1,389人となっています。難病患者(特殊疾病認定患者)数は、1,607人となっています(図表6)。

図表6 障害者手帳所持者数及び難病患者(特殊疾病認定患者)数の推移(府中市)



区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
手帳所持者	身体障害	7,015	7,101	7,235	7,359	7,470	7,623
	知的障害	1,424	1,512	1,610	1,694	1,806	1,900
	精神障害	769	845	983	1,123	1,231	1,389
難病患者(特殊疾病認定患者)		1,145	1,227	1,335	1,439	1,670	1,607
合計		10,353	10,685	11,163	11,615	12,177	12,518

重複障害者を含むため、合計は延べ人数

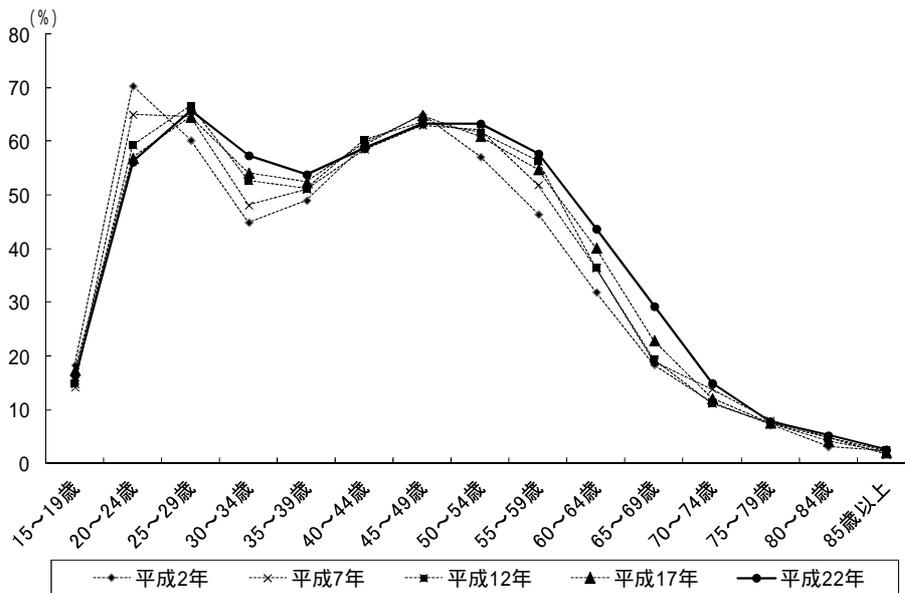
出典：障害者手帳所持者数は府中市(各年3月31日現在)
 難病患者数は「福祉・衛生統計年報」(東京都、各年3月31日現在)

(4) 市民生活の現状

女性の労働力率

本市の女性の年齢別の労働力率は全体的に高まっており、労働力率が低下する30代前半では、平成2年から平成22年までに12.5ポイント高くなっています。20代、30代及び40代の労働力率の差は縮まっており、女性のライフスタイルの変化により仕事を持つ人が増えていることがうかがえます(図表7)。

図表7 15歳以上年齢階級別女性労働力率の推移(府中市)

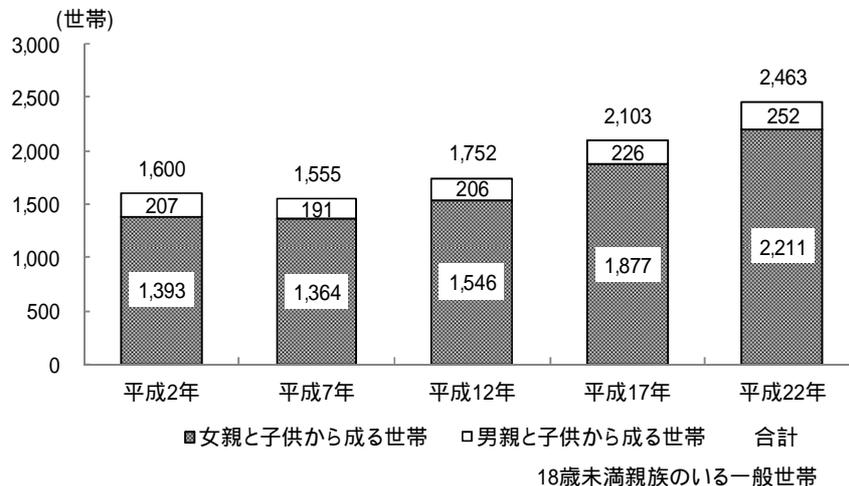


出典：国勢調査

ひとり親世帯

本市におけるひとり親世帯の数は、平成22年は2,463世帯に上っています。内訳は、母親と子どもの世帯が2,211世帯で9割近くを占め、父親と子どもの世帯は252世帯となっています(図表8)。

図表8 ひとり親世帯数の推移(府中市)



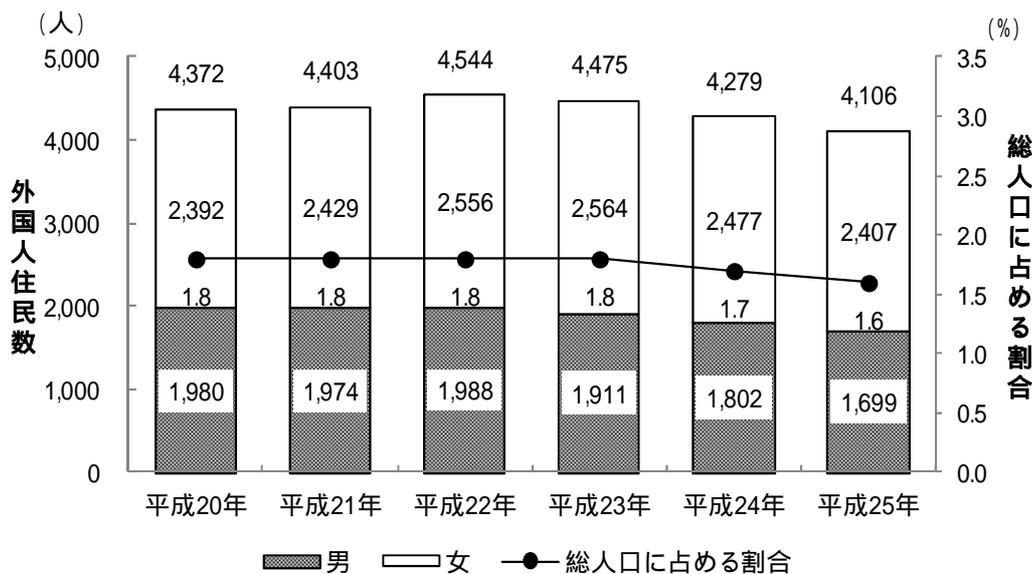
出典：国勢調査

外国人住民

外国人住民は、平成22年は4,500人を超えましたが、その後減少傾向にあり、平成25年は4,106人となっています。総人口に占める割合は1.6%です（図表9）。

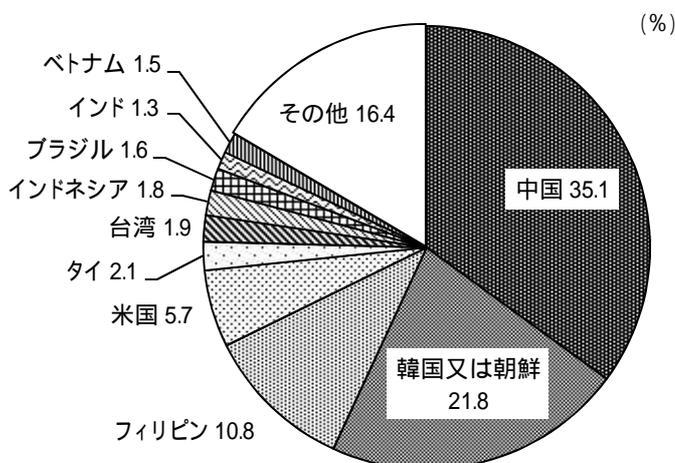
国籍別の内訳では、中国（35.1%）、韓国又は朝鮮（21.8%）、フィリピン（10.8%）の順となっています（図表10）。

図表9 外国人住民の推移（府中市）



出典：府中市統計書（各年1月1日現在）

図表10 外国人住民の国籍別内訳（府中市）



出典：府中市統計書（平成25年版）

自治会

市内には多様な規模を持つ自治会があり、平成25年は405の自治会、72,999世帯が加入しており、全世帯数の約62.2%となっています（図表11）。

図表 11 届出自治会数・加入世帯数（府中市）

年次	自治会数	加入世帯数	世帯総数	加入割合
平成20年	399	71,655	110,283	65.0%
平成21年	401	73,091	111,716	65.4%
平成22年	405	73,424	113,743	64.6%
平成23年	403	73,167	114,783	63.7%
平成24年	406	73,032	115,239	63.4%
平成25年	405	72,999	117,380	62.2%

出典：自治会数及び加入世帯数：府中市事務報告書（各年4月1日現在）
世帯総数：府中市統計書（各年1月1日現在）

民生委員・児童委員活動状況

市内では、173名の民生委員・児童委員が活動しています。平成25年度の活動状況は、日常的な支援、子どもの地域生活、健康・保健医療、子どもの教育・学校生活、在宅福祉などが多くなっています（図表12）。

図表 12 民生委員・児童委員の活動状況

(単位:件)

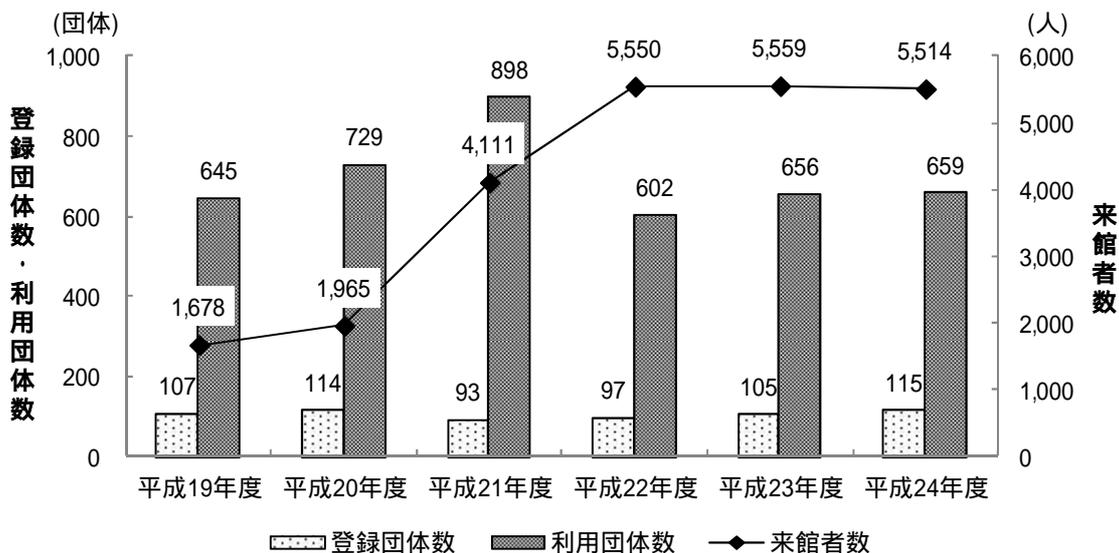
相談・支援内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在宅福祉	798	681	740	386	369	295
介護保険	226	172	189	180	190	194
健康・保健医療	519	420	453	381	375	367
子育て・母子保健	247	308	270	216	187	188
子どもの地域生活	328	467	354	338	437	470
子どもの教育・学校生活	456	363	296	269	255	303
生活費	199	216	204	187	127	121
年金・保険	48	57	44	61	37	48
仕事	27	61	39	38	38	22
家族関係	268	231	241	271	265	273
住居	117	151	122	131	105	110
生活環境	292	282	303	271	277	210
日常的な支援	636	672	906	897	808	722
その他	1,147	1,147	1,126	1,020	955	1,223
合計(件数)	5,308	5,228	5,287	4,646	4,425	4,546

出典：府中市統計書

ボランティア団体・NPO

府中NPO・ボランティア活動センターに登録し、市内で活動するボランティア団体・NPOは、平成24年度は115団体となっています（図表13）。

図表13 府中NPO・ボランティア活動センター利用状況（府中市）



出典：府中市統計書

文化センター事業への市民参加

市内には11の文化センターがあり、様々な事業に多くの市民が参加しています。平成25年度の事業開催数は総合計4,491回、参加者数は延べ30万6,279人に上ります（図表14）。

図表14 文化センター事業への市民参加（府中市）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催数(回)	4,968	5,088	5,008	4,885	4,746	4,491
参加者数(人)	351,109	353,695	358,444	350,554	337,767	306,279

出典：府中市事務報告書

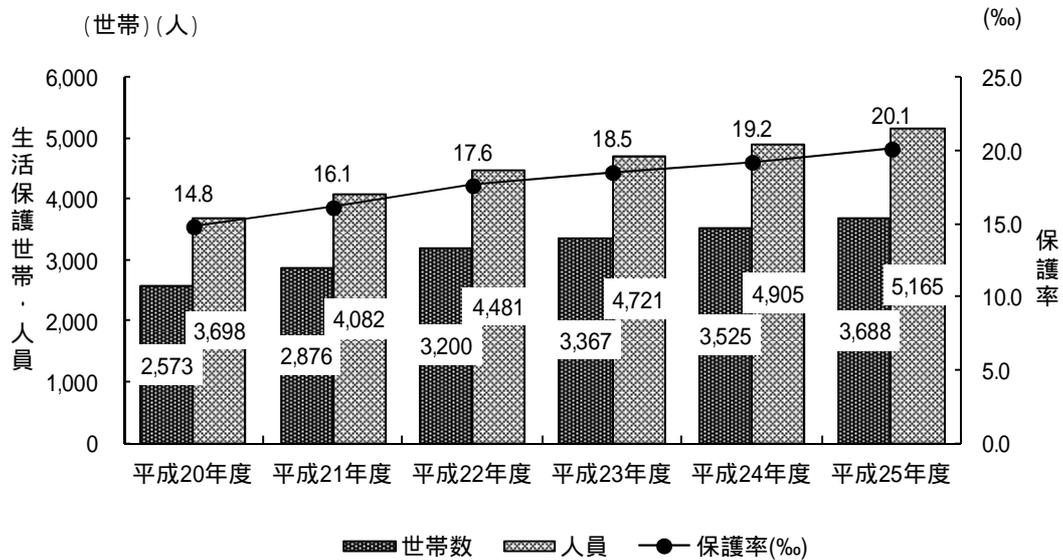
(5) 支援が必要な人と世帯の現状

生活保護世帯

本市においては、生活保護世帯数・人員とも増加傾向にあり、平成25年度は3,688世帯、5,165人となっています。

保護率（人口に対する生活保護受給者数の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。）は、平成20年度は14.8‰でしたが、平成25年度は20.1‰と増加しています（図表15）。

図表 15 生活保護世帯の推移(府中市)



$$\text{保護率} = (\text{保護人員} / \text{推計人口}) \times 1,000$$

年度	世帯数	人員	保護率(‰)	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	合計
平成20年度	2,573	3,698	14.8	878	273	754	310	358	2,573
平成21年度	2,876	4,082	16.1	1,024	275	780	312	485	2,876
平成22年度	3,200	4,481	17.6	1,300	279	705	303	613	3,200
平成23年度	3,367	4,721	18.5	1,406	301	707	299	654	3,367
平成24年度	3,525	4,905	19.2	1,480	315	610	374	746	3,525
平成25年度	3,688	5,165	20.1	1,599	316	511	383	879	3,688

出典：府中市事務報告書及び府中市統計書

福祉総合相談

平成25年度の福祉総合相談の相談者数は1,565人です。相談者は、本人、別居親族、同居親族、支援センター等が多くなっています。地域包括支援センターなど、身近な相談場所が増えたことに伴い、市の総合相談窓口の相談者数は減少傾向にあります。相談内容は、高齢者住宅・施設相談、高齢者日常生活相談が多くなっています（図表16）。

図表 16 福祉総合相談の状況

相談者内訳			
相談者区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
本人	630	581	391
同居親族	406	392	217
別居親族	497	411	267
地域住民・団体	92	92	71
ケアマネ	82	88	43
支援センター	537	386	381
社協	136	90	15
民生委員・児童委員	52	42	8
成年後見人	18	15	12
医療機関	112	60	40
高齢者関係施設	97	81	54
障害者関係施設	7	2	9
市関係課	145	103	17
警察	15	13	5
その他官公庁	25	27	11
その他	26	34	24
合計	2,877	2,417	1,565

相談内容			
相談区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高齢者日常生活相談	585	389	455
高齢者住宅・施設相談	954	848	495
高齢者看・介護(保険)相談	743	600	313
高齢者虐待	229	147	159
精神障害者	238	154	64
ひとり親家庭・女性・DV・子ども	27	32	15
認知症	479	252	81
生活保護	159	127	85
医療保険・機関	298	207	102
成年後見制度	380	227	103
福祉サービス利用援助	291	298	83
消費者被害	19	20	13
見守り相談	234	355	175
介護予防・地域支援事業	34	17	14
熱中症に関すること	11	74	2
緊急対応・安否確認	54	46	37
東日本大震災関係	15	4	0
その他相談	58	144	88
合計	4,808	3,941	2,284

出典：府中市高齢者支援課資料

高齢者虐待

平成25年度の福祉総合相談の相談者数は1,565人でした。このうち、高齢者虐待に関する相談は延べ159件です（図表17）。

図表 17 高齢者虐待に関する相談件数の推移（府中市）

(件)

年度	相談件数
平成20年度	163
平成21年度	213
平成22年度	256
平成23年度	229
平成24年度	147
平成25年度	159

出典：府中市高齢者支援課資料

児童虐待

平成25年度の子ども家庭支援センター「たち」の総合相談件数のうち、新規相談受付件数は863件でした。このうち、児童虐待に関する相談は216件で全体の4分の1を占めています（図表18）。

図表 18 児童虐待に関する相談件数の推移（府中市）

(件)

年度	新規相談件数	
	合計	うち児童虐待
平成20年度	813	182
平成21年度	664	129
平成22年度	830	224
平成23年度	787	170
平成24年度	788	193
平成25年度	863	216

子ども家庭支援センター総合相談のうち、新規相談受付件数

出典：府中市事務報告書

障害者虐待

平成24年度に設置した障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、平成24年度は0件、25年度は4件でした（図表19）。

図表 19 障害者虐待に関する相談件数の推移（府中市）

(件)

年度	相談件数
平成24年度	0
平成25年度	4

出典：府中市障害者福祉課資料

女性問題相談

女性センター相談件数は平成23年度まで増加傾向にありましたが、平成24年度は減少、平成25年度は再び増加し1,119件となっています。また、母子・女性相談は2,000件台で推移しています（図表20）。

図表 20 府中市女性センター相談件数、母子・女性相談件数の推移

(単位:件)

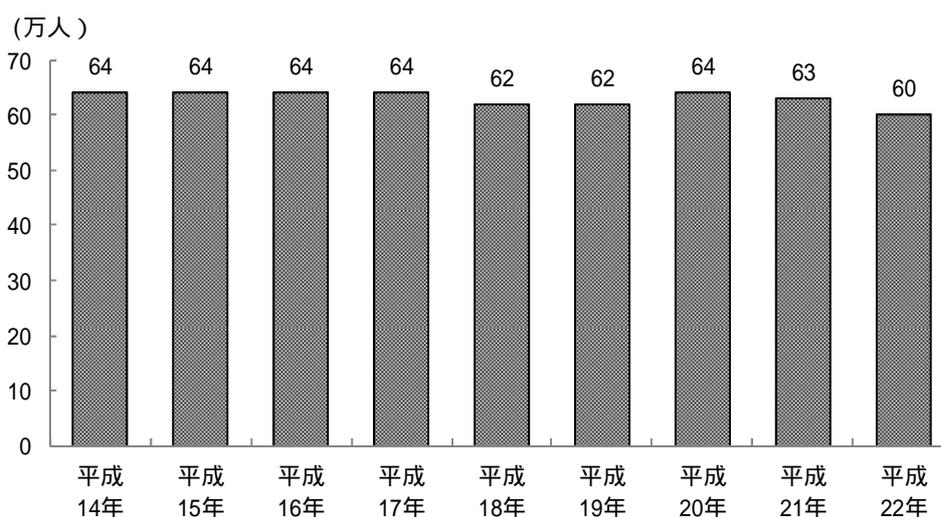
年度	女性センターの相談件数			母子・女性 相談
	総数	面接相談	電話相談	
平成20年度	1,052	257	795	2,308
平成21年度	1,063	225	838	2,102
平成22年度	1,040	213	827	2,415
平成23年度	1,119	186	933	2,261
平成24年度	1,092	329	763	2,465
平成25年度	1,119	363	757	2,491

出典：府中市統計書（女性センター相談件数）及び府中市事務報告書（母子・女性相談件数）

ニート（若年無業者）

15歳から34歳までの若年層のうち、仕事や家事、通学等をしていない「ニート」といわれる若年の無業者数は、平成14年以降、全国で約60万人台で推移しています（図表21）。

図表 21 若年無業者の数（全国）



「ニート(NEET)」とは、Not in Education, Employment or Training (就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっている。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいう。

出典：「平成26年版子ども・若者白書」（資料出所：総務省統計局「労働力調査」）

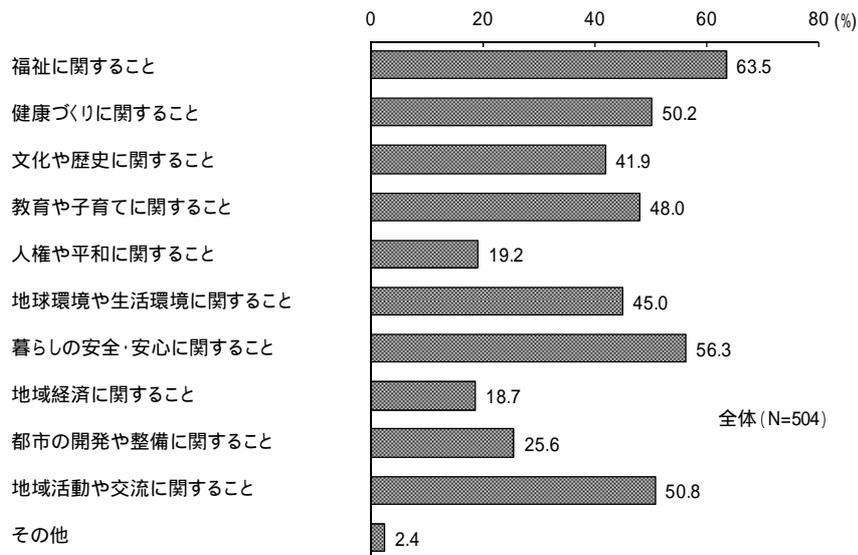
(6) 市民協働に関する意識調査

平成25年5月に市民（在勤・在学者も含む）を対象とした市民協働意識調査を実施しました。主な結果を抜粋します。

特に協働が有効だと思う分野

特に協働が有効だと思う分野は、「福祉に関すること（63.5%）」が最も多く、「暮らしの安全・安心に関すること（56.3%）」が続いています（図表22）。

図表 22 特に協働が有効だと思う分野（全体：複数回答）

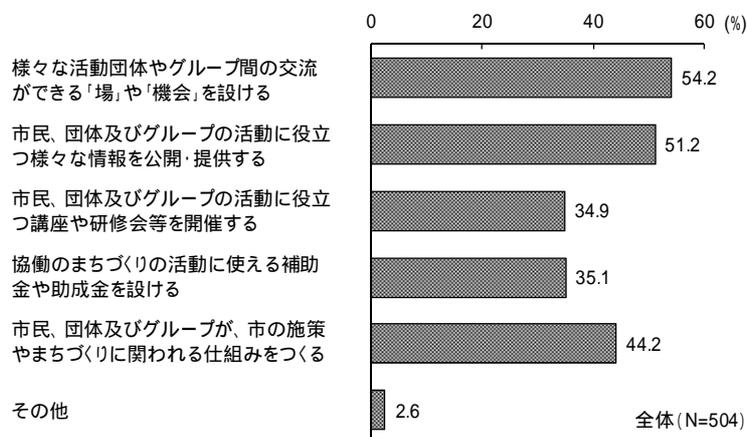


出典：府中市市民協働に関する調査結果(平成 25 年)

協働のまちづくりを進めるために行政がすべきこと

協働のまちづくりを進めるために行政がすべきことは、「様々な活動団体やグループ間の交流ができる「場」や「機会」を設ける（54.2%）」が最も多く、「市民、団体及びグループの活動に役立つ様々な情報を公開・提供する（51.2%）」が続いています（図表23）。

図表 23 協働のまちづくりを進めるために行政がすべきこと（全体：複数回答）



出典：府中市市民協働に関する調査結果(平成 25 年)

第3章 福祉計画の考え方

第3章 福祉計画の考え方

1 福祉計画の基本理念と基本視点

福祉計画では、これまで「安心していきいきと暮らせるまちづくり - みんなでつくる、みんなの福祉 - 」を基本理念に、福祉基盤の整備、利用者支援、介護予防及び市民啓発等様々な施策に取り組み、きめ細かなサービスを提供してきました。しかし、この6年で少子高齢化の進行や社会経済状況の変化、社会保障制度改革などにより、福祉・保健施策に求められる役割も大きく変化してきました。

前章で述べた市民の生活と福祉課題の現状を受けて、第6次府中市総合計画（基本構想）では、まちづくりの基本理念として、「市民がまちづくりに主体的に参加しながら、相互に尊重し協力し合い、家族や地域でのつながりを大切に、ふるさと府中の歴史・文化や自然環境を守り愛着を持って、安全安心で健やかに暮らすこと」を掲げ、市民の視点に立ったまちづくりを推進しようとしています。

福祉計画においては、地域を基点として、「みんなでつくる、みんなの福祉」を更に推進していくことが求められています。そのためには地域での福祉を推進する多様な担い手を育成し、対象別の福祉にとどまらず、分野を超えた総合的・包括的な福祉へと展開させていくことが必要となります。

そこで本計画ではこれまでの基本理念・基本視点を継承しつつ、第6次府中市総合計画の内容を踏まえた、コミュニティを基点とした福祉及び総合的・包括的な福祉を志向します。また、住み慣れた地域の中で住民同士が助け合い、支援の必要な方が必要な支援につながることで、安心して暮らせる地域社会を目指します。

基本理念

みんなで作る、みんなの福祉
～人と人との支え合い幸せを感じるまちを目指して～

基本視点**1 安全で安心した暮らしを支える福祉の実現**

住み慣れた地域で、安心かつ安定して暮らし続けることのできる仕組みや環境づくりを進めます。

また、一人ひとりの尊厳が尊重され、安心してその人らしい暮らしが実現するとともに、誰もが障害や障壁を感じることなく暮らすことができるという視点からの施策を推進します。

2 いきいきと自立した暮らしを支える福祉の実現

あらゆる市民が、心身共に健やかに自立して暮らせるような地域社会の実現を図るとともに、その人らしい人生が確保され、生活の質が高められる福祉を目指します。

3 地域で支え合う福祉の実現

身近な地域社会において、人と人とのきずなを大切にしながら、市民自らが参画し、自発的に支え合い、様々な主体と協働して進める市民中心の福祉の実現を目指します。

4 協働・連携で進める福祉の実現

共同（地域）連帯の理念に基づき、市民や自治会・町会、NPO・ボランティア団体、福祉関係機関、教育機関、事業者及び行政が協働する地域社会の実現を目指すとともに、医療・福祉の多職種が連携した総合的・包括的な福祉の実現を目指します。

2 福祉施策の考え方

(1) 「自助」「互助」「共助」「公助」

本市でも少子・高齢化や市民生活の変化から、従来の「公助」「共助」主導の福祉ではなく、「自助」「互助」の役割を再評価し、これらと相まって総合的な施策の展開が必要となっています。

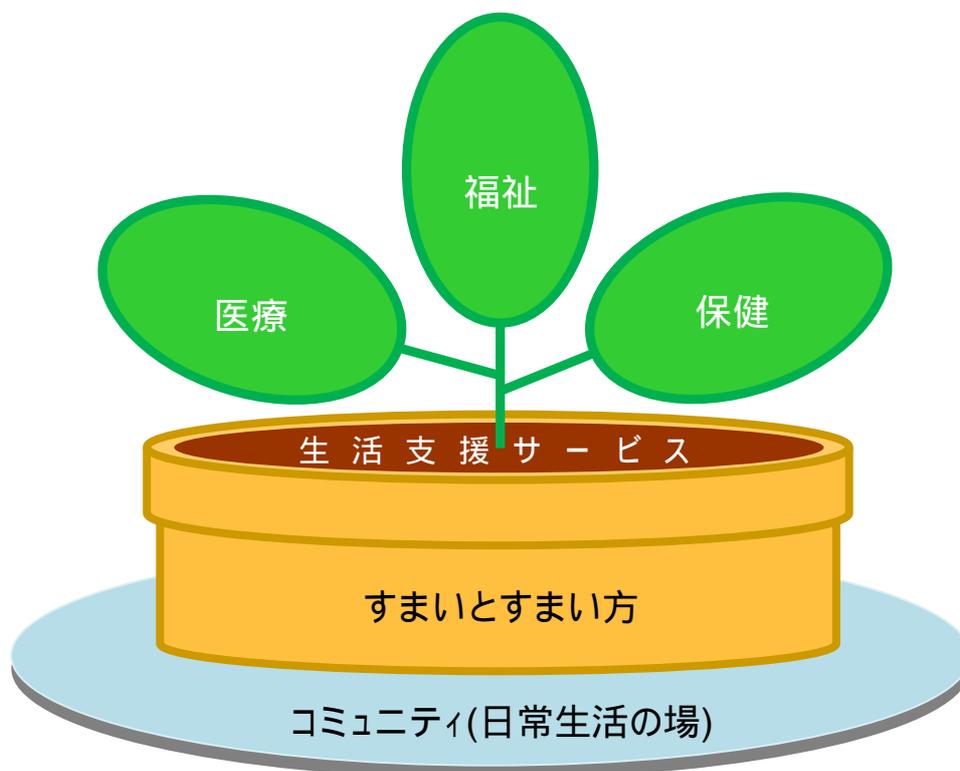
本市では、「個人の尊厳を尊重しながら、自助・互助の役割に配慮しつつ、それではカバーできないことに公的サービスによる対策を講じる」ことを福祉サービスの基本的な考え方として福祉施策に取り組みます。



(2) 地域包括ケアの実現

現在、高齢者福祉分野が中心となって構築が進められている地域包括ケアシステムは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での仕組み」というものですが、これは、本来的には、高齢者のみならず、障害のある人、子ども、生活困窮者など、福祉課題（生活上の問題・困難）を有するあらゆる人のためのものであると考えます。

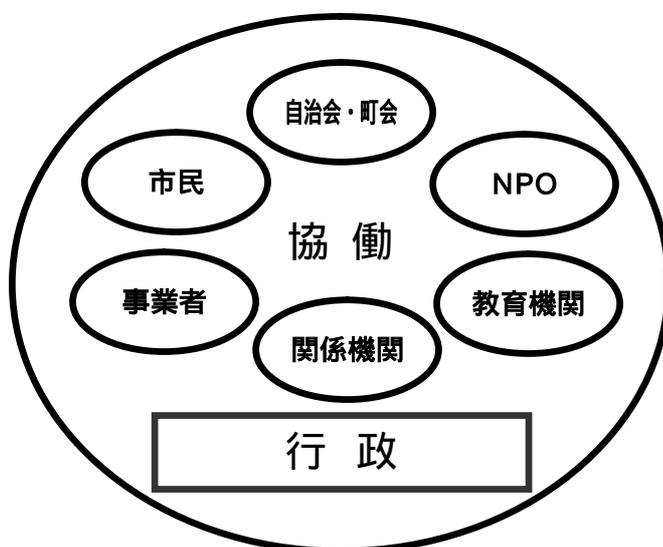
本市の地域包括ケアの考えは、市民を主体とした「地域(コミュニティ)でのケア」を確立することと、継続的で切れ目のない「包括的なケア」を推進していくことの双方から進めていくことを基本的な考え方とします。



(3) 市民・関係機関・事業者との協働

福祉の推進に当たっては、市民、自治会・町会などの地域組織・団体、NPO・ボランティア団体、事業者、教育機関、市などの地域の構成主体が、福祉のまちづくりの方向性を共有し、それぞれの持てる力を発揮し、お互いに連携・協働することが必要です。

市民、自治会・町会などの地域組織・団体、NPO・ボランティア団体、事業者、教育機関などの個々の取組を、行政が仕組みづくりの点から支援し、ソーシャルキャピタルの醸成に努めます。



(4) セーフティネット（安全網）の充実

生活上の困難を抱え、支援を必要とする様々な市民の抛りどころとなる、セーフティネットの充実を図ります。

生活保護に至らないまでも経済的に困窮している人、複合的な問題を抱えている人など、一人ひとりが抱えている問題を、複数の分野の支援者が連携し、問題の解決に向けて、適切なサービスや支援につなげます。

3 福祉計画で取り組むこと

福祉計画では、地域で支援の必要な方の生活を支え合うために、分野横断的に推進すべきこととして、次の3点に着目した取組を進めます。

(1) みんなで進める福祉の地域づくり

一人暮らし高齢者の増加など市民の生活形態が変化するなかで、一人ひとりの市民が地域・社会から孤立することなく、人と人との繋がりの中で幸せを感じ、また心豊かに暮らせるためには、保健・医療・福祉の連携はもとより、様々な行政部門、行政以外の関係機関及び団体との連携が必要となります。

また、市民同士の協力の下に、住み慣れた地域での暮らしが継続できるような見守り、生活支援等も必要であり、地域のなかにそれらの仕組みをつくる必要があります。

計画では、多様な主体、関係機関が、本市で暮らす高齢者、障害のある人、子どもなどあらゆる市民一人ひとりを支えていく福祉の地域づくりを進めるための仕組みを考え、自助及び地域の互助を活用して福祉を展開するための方策を検討し、必要な事業を進めます。

(2) 災害時における避難行動要支援者への支援

災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。

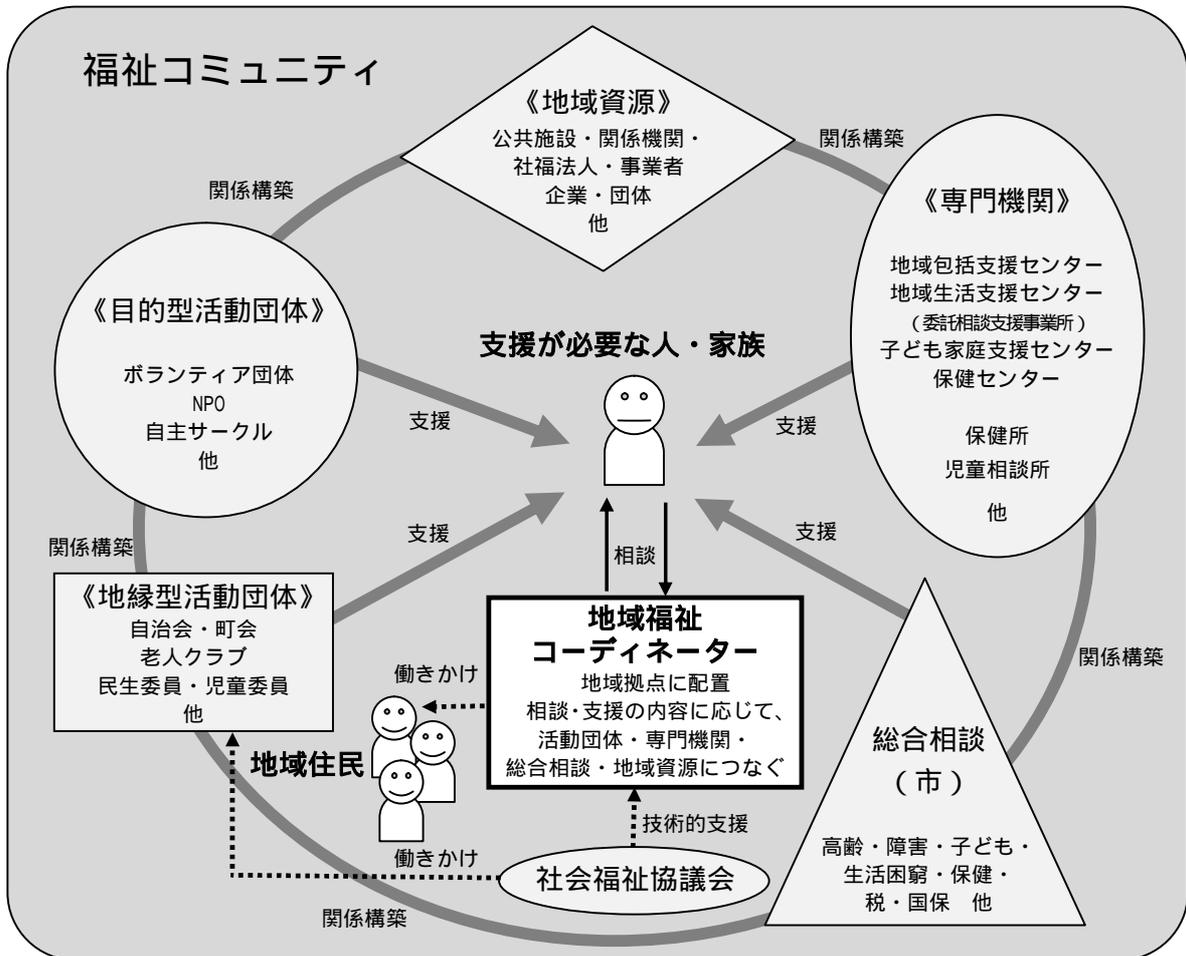
平常時から支援を必要としている人と接している自治会・町会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

また、避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やすとともに、避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人に加え、難病のある人や乳幼児等への拡大を検討します。

(3) 総合的・包括的な相談支援の仕組みづくり

複合的な福祉課題を抱える市民への適切な支援を図るため、問題を整理し、解決に向けて専門的な支援機関や制度・サービス等の紹介を行う総合相談窓口の設置とあわせ、福祉サービス全般及び地域の実情に精通した地域福祉コーディネーター（仮称）を育成し地域に配置します。

総合相談窓口及び地域福祉コーディネーターは、相談者一人ひとりの状況に応じて、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、関係機関などと連携・協力しながら、個々の福祉課題の解決に向けて支援します。



4 福祉エリア（日常生活圏域）

市では、人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの区域を福祉エリアとしています。

地域福祉分野では、これからの新しい地域福祉活動を推進するために、福祉エリアごとの地域資源を活用しながら、全ての関係機関が連携を図ることを目指します。

高齢者福祉分野においては、福祉エリアを引き続き介護保険事業計画の日常生活圏域（6圏域）として位置付け、更に地域包括支援センターの11地域の小圏域を定め、情報提供や相談体制を充実するとともに、地域密着型サービスの量の見込みを定めます。同時に介護予防や地域支援事業を推進することで、介護が必要になっても住み慣れた地域に住み続けられるような体制づくりを充実します。

子育て支援分野においては、福祉エリアを子ども・子育て支援計画における「教育・保育提供区域」として位置付け、地域の実情に応じた教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を定めることとしています。

なお、本市の圏域には文化センター圏域（11圏域）、中学校区（11圏域）等もあることから、これらの圏域を基盤に活動している地域活動との連携や調整を図るとともに、事業の性質に応じて、それぞれの事業に適した圏域に基づき、各事業を展開することとします。



第2編 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

第1章 地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

第1章 地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

1 アンケート調査からみた現状

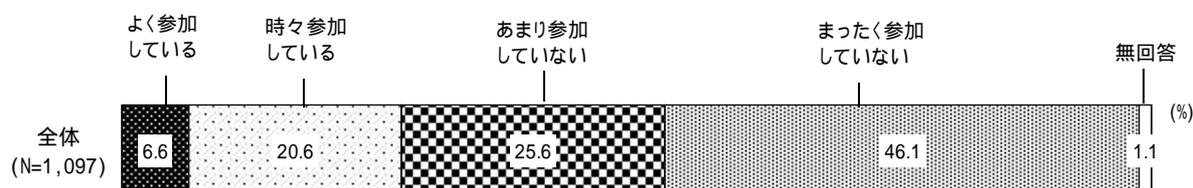
計画策定に当たって、18歳以上の市民を対象としたアンケート調査(一般市民調査)並びに民生委員・児童委員や自治会・町会など福祉の担い手750人を対象にしたアンケート調査(担い手調査)を実施しました。

(1) 地域活動

地域活動やボランティア活動

地域活動やボランティア活動等への参加程度は、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた《参加している》は27.2%、「あまり参加していない」と「まったく参加していない」を合わせた《参加していない》は71.7%です(図表1)。

図表1 地域活動やボランティア活動の参加程度(一般市民調査)
(全体)



《前回(平成19年度調査)との比較》

平成19年度調査に比べ、「まったく参加していない」が減少しています。

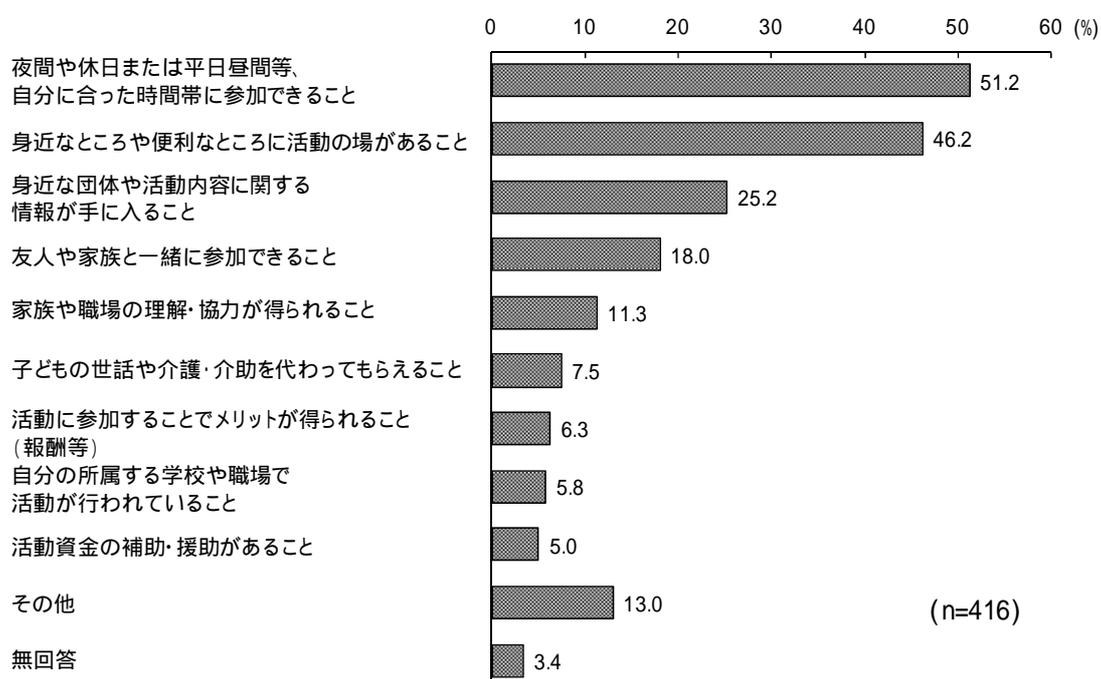
区 分	割合 (%)	
	平成19年度 (N=1,636)	平成25年度 (N=1,097)
よく参加している	5.0	6.6
時々参加している	19.6	20.6
あまり参加していない	22.2	25.6
まったく参加していない	52.6	46.1
無回答	0.6	1.1

地域活動に参加するために必要な環境・条件

地域活動に参加するために必要な環境・条件は、「夜間や休日または平日昼間等、自分に合った時間帯に参加できること」及び「身近なところや便利なところに活動の場があること」が上位に上がっています。

地区別に見ると、第三地区で「友人や家族と一緒に参加できること（31.4%）」が13.4ポイント、第六地区で「身近なところや便利なところに活動の場があること」が15.2ポイント、全体を上回っています（図表2）。

図表2 地域活動に参加するために必要な環境・条件(一般市民調査)
(全体：複数回答)



区分		に夜間や休日または平日昼間等、自分に合った時間帯に参加できること	の場があること	が身近な団体や活動内容に関する情報が手に入ること	友人や家族と一緒に参加できること	家族や職場の理解・協力が得られること	子どもの世話や介護・介助を代わってもらえること	活動に参加することでメリットが得られること(報酬等)	自分の所属する学校や職場で活動が行われていること	活動資金の補助・援助があること	その他	無回答
全	体 (n= 416)	51.2	46.2	25.2	18.0	11.3	7.5	6.3	5.8	5.0	13.0	3.4
地区別	第一地区 (n= 94)	59.6	47.9	26.6	13.8	11.7	2.1	3.2	4.3	3.2	11.7	1.1
	第二地区 (n= 85)	44.7	43.5	34.1	16.5	5.9	5.9	10.6	5.9	7.1	12.9	4.7
	第三地区 (n= 70)	48.6	44.3	31.4	31.4	10.0	10.0	10.0	7.1	10.0	5.7	4.3
	第四地区 (n= 52)	53.8	40.4	30.8	13.5	17.3	7.7	5.8	0.0	1.9	21.2	1.9
	第五地区 (n= 53)	50.9	34.0	7.5	13.2	15.1	11.3	7.5	3.8	3.8	26.4	5.7
	第六地区 (n= 57)	47.4	61.4	15.8	21.1	12.3	12.3	0.0	12.3	3.5	5.3	3.5

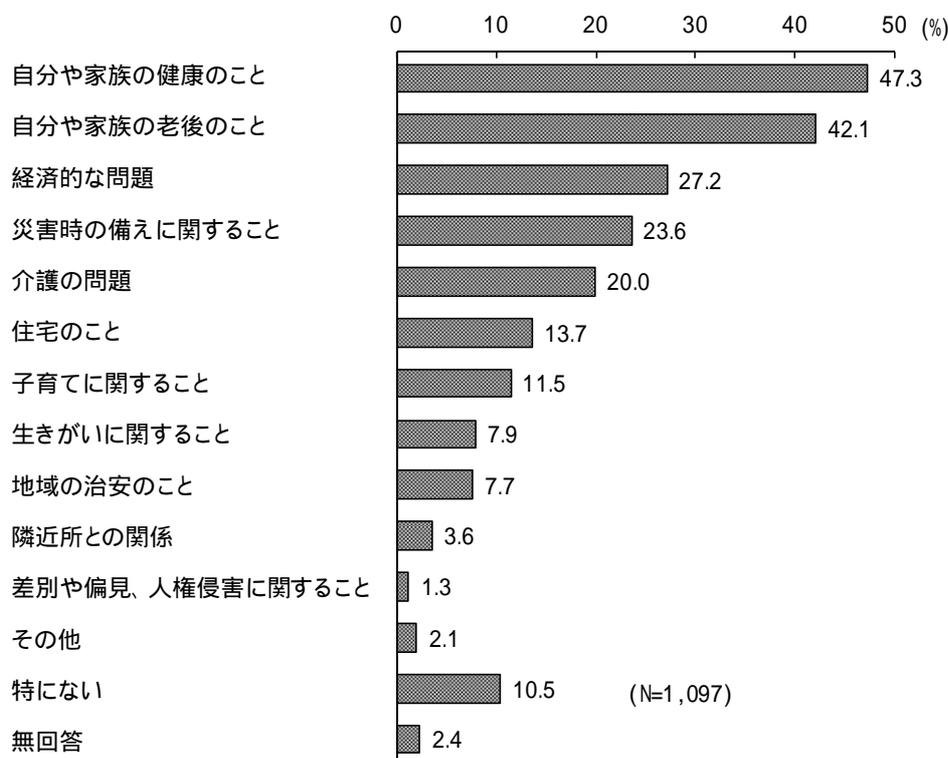
(2) 相談・福祉課題

日常生活の不安

日常生活で感じている悩みや不安は、「自分や家族の健康のこと」が最も多く、「自分や家族の老後のこと」、「経済的な問題」が続いています。

地区別に見ると、いずれの地区でも「自分や家族の健康のこと」が最も多く、「自分や家族の老後のこと」が続いていますが、第一地区、第二地区、第四地区及び第五地区では「経済的な問題」、第三地区、第四地区及び第六地区では「災害時の備えに関する事」も上位に上がっています。また、第五地区では「住宅のこと」が全体を5.0ポイント上回っています(図表3)。

図表3 日常生活の悩みや不安(一般市民調査)
(全体：複数回答(3つまで))



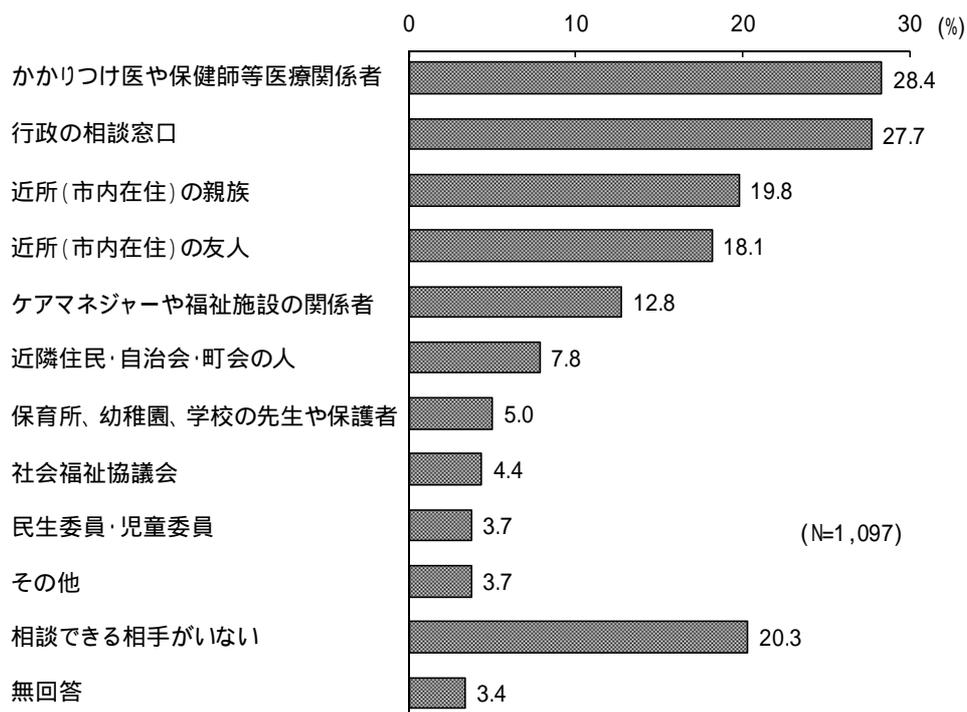
区分	自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後のこと	経済的な問題	災害時の備えに関する事	介護の問題	住宅のこと	子育てに関する事	生きがいに関する事	地域の治安のこと	隣近所との関係	差別や偏見、人権侵害に関する事	その他	特にない	無回答
全体 (N= 1,097)	47.3	42.1	27.2	23.6	20.0	13.7	11.5	7.9	7.7	3.6	1.3	2.1	10.5	2.4
第一地区 (n= 217)	45.6	38.7	30.0	21.2	20.3	16.6	14.7	6.9	7.4	2.3	0.9	2.8	12.9	0.5
第二地区 (n= 211)	46.9	40.3	29.9	26.1	17.1	11.4	11.8	10.4	8.5	2.8	0.0	1.9	10.9	2.8
第三地区 (n= 183)	43.2	42.1	22.4	25.7	20.8	15.8	9.8	8.2	9.8	3.8	2.2	2.2	9.3	5.5
第四地区 (n= 143)	49.0	49.0	26.6	25.2	22.4	9.1	7.0	6.3	7.0	2.8	1.4	2.8	7.7	2.1
第五地区 (n= 139)	51.1	41.7	25.2	18.0	20.9	18.7	15.8	7.2	7.2	6.5	3.6	2.9	7.9	0.7
第六地区 (n= 191)	49.2	44.5	27.7	24.6	20.4	9.9	9.9	7.9	6.3	3.7	0.0	0.5	11.5	2.1

相談

困ったときに、地域で相談したり頼れるところは、「かかりつけ医や保健師等医療関係者」が最も多く、「行政の相談窓口」、「近所（市内在住）の親族」が続いています。「相談できる相手がいない」は20.3%です（図表4）。

図表4 地域の相談相手(一般市民調査)

(全体：複数回答)



《前回（平成19年度調査）との比較》

「かかりつけ医や保健師等医療関係者」、「ケアマネジャーや福祉施設の関係者」等が増加しています。「近所（市内在住）の友人」は減少しています。

(%)

区分	平成19年度 全体(N=1,636)	平成25年度 全体(N=1,097)
かかりつけ医や保健師など医療関係者	22.9	28.4
行政の相談窓口	25.7	27.7
近所(市内在住)の親族	20.2	19.8
近所(市内在住)の友人	25.4	18.1
ケアマネジャーや福祉施設の関係者	8.6	12.8
近隣住民・自治会・町会の人	8.3	7.8
保育所、幼稚園、学校の先生や保護者	6.7	5.0
社会福祉協議会	4.3	4.4
民生委員・児童委員	2.0	3.7
その他	3.4	3.7
相談できる相手がいない	22.9	20.3
無回答	1.7	3.4

地域の福祉課題

民生委員・児童委員、自治会・町会、老人クラブ、NPO等の組織など地域福祉の担い手調査では、地域で問題となっていると思うこととして、「近隣住民同士の交流の減少」、「日中独居の高齢者、障害者」及び「孤立（孤独死）の防止」が上位に上がっています（図表5）。

図表5 地域で問題となっていると思うこと(担い手調査)
(全体、担い手別：複数回答)

区分		近隣住民同士の交流の減少	日中独居の高齢者、障害者	孤立（孤独死）の防止	防犯・治安	防災	認知症高齢者の生活支援	福祉サービスに結びついていない人	高齢者と子ども等異世代の交流	道路の段差や放置自転車等	ひきこもり	高齢者や障害者の地域の居場所
		全	体 (N= 467)	60.6	60.4	40.7	33.8	33.2	28.7	23.3	22.1	21.0
担い手別	民生委員・児童委員 (n= 147)	62.6	77.6	55.8	32.7	32.7	51.7	42.2	27.9	17.7	32.7	21.8
	自治会・町会 (n= 219)	59.4	53.4	34.2	38.4	37.4	14.2	12.8	18.3	21.9	7.8	10.0
	老人クラブ (n= 77)	59.7	58.4	36.4	29.9	28.6	28.6	16.9	19.5	23.4	19.5	18.2
	NPO等の組織 (n= 15)	46.7	20.0	6.7	6.7	13.3	13.3	33.3	26.7	13.3	26.7	33.3

区分		障害者の地域生活支援	子ども、高齢者への虐待の予防・対応	近隣との摩擦（ゴミ屋敷、騒音等）	買物困難等生活課題	子育て不安	多問題を抱える世帯	生活困窮者、失業・生活再建等	障害者と地域の人々との交流	配偶者等からの暴力予防、対応	その他	無回答
		全	体 (N= 467)	14.3	13.3	12.2	11.6	10.9	9.0	8.8	8.6	4.1
担い手別	民生委員・児童委員 (n= 147)	26.5	32.0	15.0	21.1	23.1	19.0	23.1	15.6	10.9	9.5	3.4
	自治会・町会 (n= 219)	8.7	3.2	14.2	6.8	5.5	4.1	1.8	4.6	0.5	7.3	8.7
	老人クラブ (n= 77)	5.2	6.5	5.2	7.8	0.0	2.6	2.6	1.3	1.3	6.5	14.3
	NPO等の組織 (n= 15)	33.3	20.0	0.0	6.7	33.3	20.0	6.7	40.0	6.7	13.3	13.3

(3) 福祉のまちづくり

理想とする地域像

理想とする地域像は、「子どもがいきいきと育つまち(59.1%)」が最も多く、「高齢者が暮らしやすいまち(55.9%)」、「困ったときに隣近所で助け合えるまち(37.7%)」が続いています。

地区別に見ると、第一地区、第三地区及び第四地区では「福祉施設が整備されているまち」、第二地区、第五地区及び第六地区では「困ったときに隣近所で助け合えるまち」が第3位に上がっています(図表6)。

図表6 理想とする地域像(一般市民調査)
(全体、地区別：複数回答(3つまで))

区 分	理想とする地域像(%)									
	子どもがいきいきと育つまち	高齢者が暮らしやすいまち	困ったときに隣近所で助け合えるまち	福祉施設が整備されているまち	障害のある方が暮らしやすいまち	人権が尊重されるまち	市民の福祉活動が活発に行われているまち	その他	無回答	
全 体 (N= 1,097)	59.1	55.9	37.7	34.6	25.4	21.0	15.8	2.4	3.1	
地区別	第一地区 (n= 217)	58.1	49.3	35.9	39.2	25.8	24.9	15.2	0.9	2.8
	第二地区 (n= 211)	58.8	59.7	38.4	30.3	24.6	19.9	18.5	2.8	2.8
	第三地区 (n= 183)	57.4	59.0	35.5	39.3	22.4	17.5	20.2	3.3	2.2
	第四地区 (n= 143)	51.0	59.4	31.5	44.1	25.9	22.4	13.3	2.1	4.9
	第五地区 (n= 139)	64.0	57.6	37.4	31.7	31.7	20.9	11.5	2.2	2.9
	第六地区 (n= 191)	65.4	54.5	47.1	27.2	24.1	18.8	14.7	3.1	2.6

《前回(平成19年度調査)との比較》

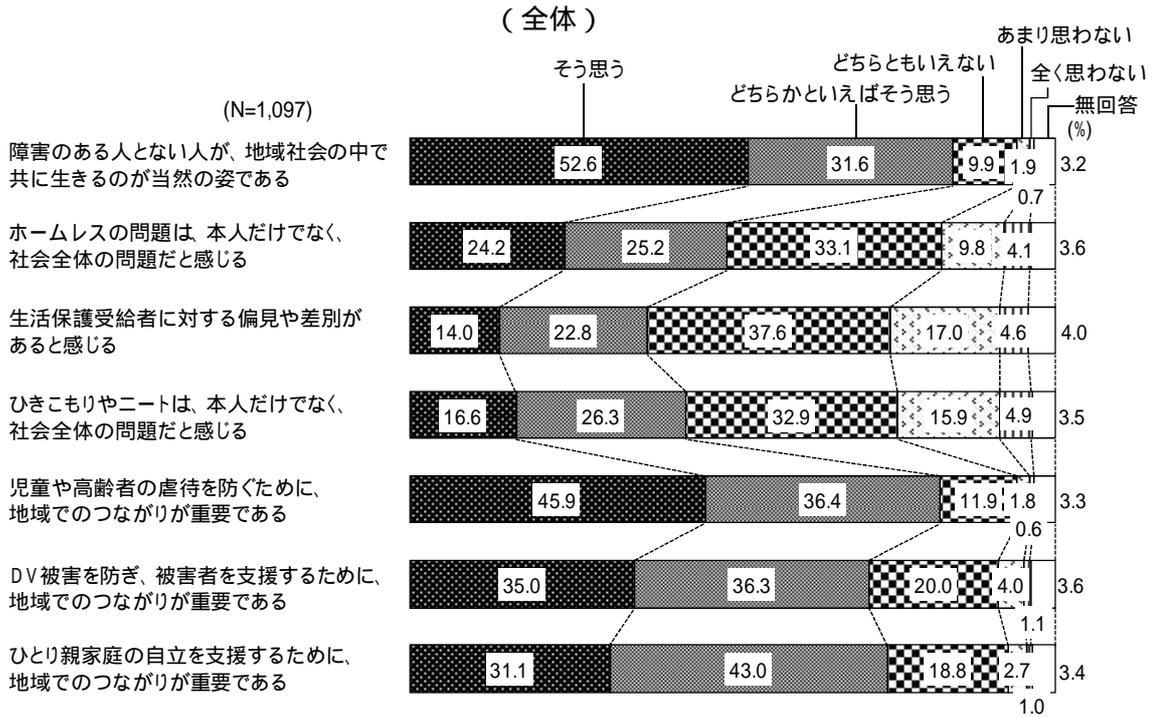
平成19年度調査と同様「子どもがいきいきと育つまち」、「高齢者が暮らしやすいまち」が上位をしめていますが、「子どもがいきいきと育つまち」は5.3ポイント減少し、「高齢者が暮らしやすいまち」は3.8ポイント増加しています。

区 分	平成19年度 全体(N=1,636)	平成25年度 全体(N=1,097)
子どもがいきいきと育つまち	64.4	59.1
高齢者が暮らしやすいまち	52.1	55.9
困ったときに隣近所で助け合えるまち	36.4	37.7
福祉施設が整備されているまち	35.9	34.6
障害のある方が暮らしやすいまち	26.3	25.4
人権が尊重されるまち	22.1	21.0
市民の福祉活動が活発に行われているまち	16.9	15.8
その他	2.1	2.4
無回答	3.5	3.1

ソーシャルインクルージョンの考え

ソーシャルインクルージョンに関する考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた《そう思う》は、『障害のある人となない人が、地域社会の中で共に生きるのが当然の姿である』の84.2%が最も多く、『児童や高齢者の虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である』の82.3%、『ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である』の74.1%が続いています（図表7）。

図表7 ソーシャルインクルージョンに関する考え方(一般市民調査)



《前回（平成19年度調査）との比較》

平成19年度調査と比較すると、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計は、「ひきこもりやニートは、本人だけでなく、社会全体の問題だと感じる」、「DVを防ぎ、被害者を支援するために、地域でのつながりが重要である」及び「ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である」の3項目で、5ポイント以上増えています。

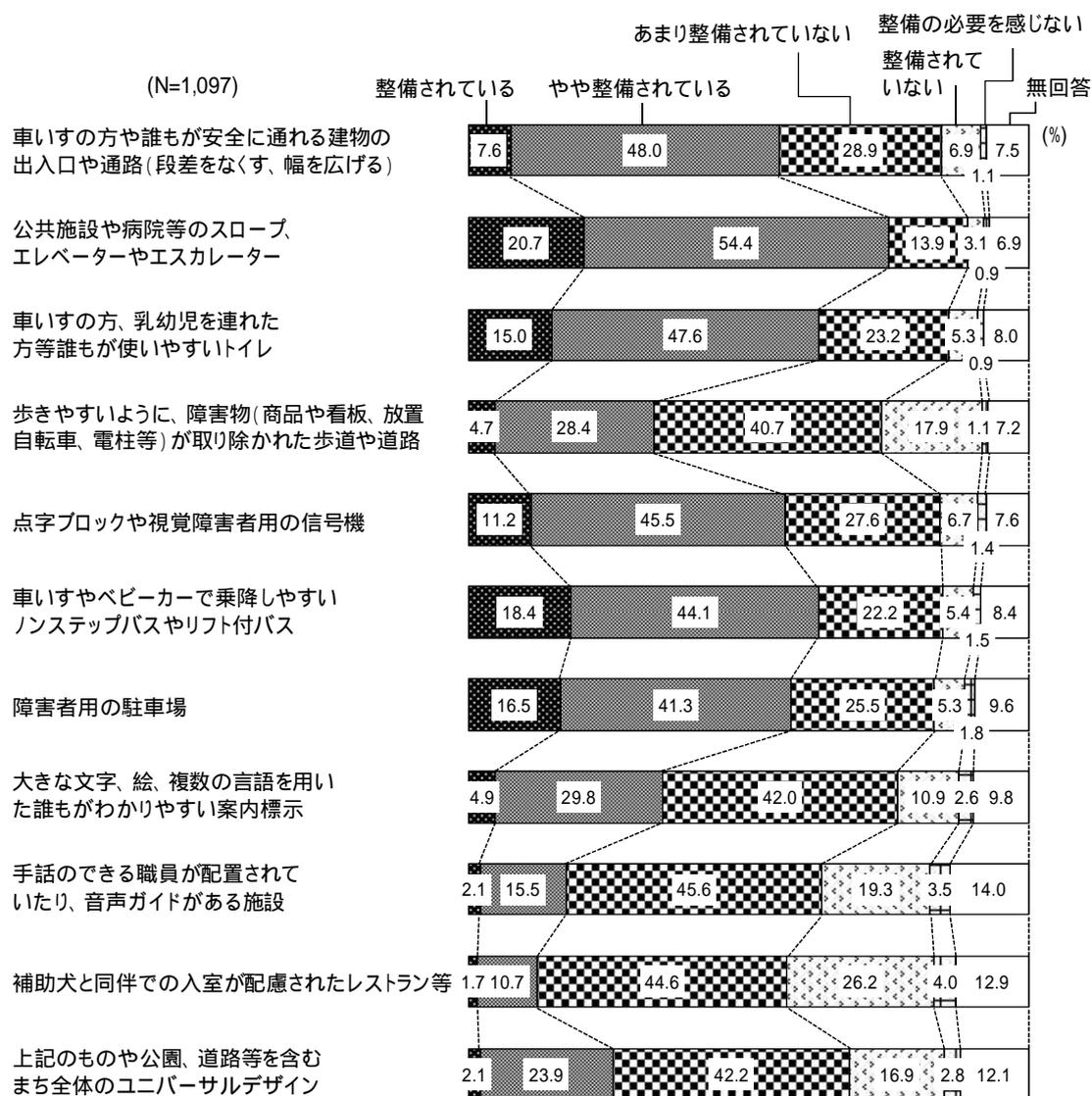
区分	合計 (%)	
	平成19年度全体 (N=1,636)	平成25年度全体 (N=1,097)
障害のある人となない人が、地域社会の中で共に生きるのが当然の姿である	84.6	84.2
ホームレスの問題は、本人だけでなく、社会全体の問題だと感じる	44.6	49.4
生活保護受給者に対する偏見や差別があると感じる	32.5	36.8
ひきこもりやニートは、本人だけでなく、社会全体の問題だと感じる	35.5	42.9
児童や高齢者の虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である	78.9	82.3
DV被害を防ぎ、被害者を支援するために、地域でのつながりが重要である	64.2	71.3
ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である	64.4	74.1

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計

バリアフリーの状況

公共交通機関、情報案内、公園や道路等のバリアフリーについて、「整備されている」と「やや整備されている」を合わせた《整備されている》は、『公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター』が7割を超え、『車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ』及び『車いすやベビーカーで乗降しやすいノンステップバスやリフト付きバス』が6割を超えています（図表8）。

図表8 建築物・公共交通機関等・情報のバリアフリー化の状況(一般市民調査)
(全体)

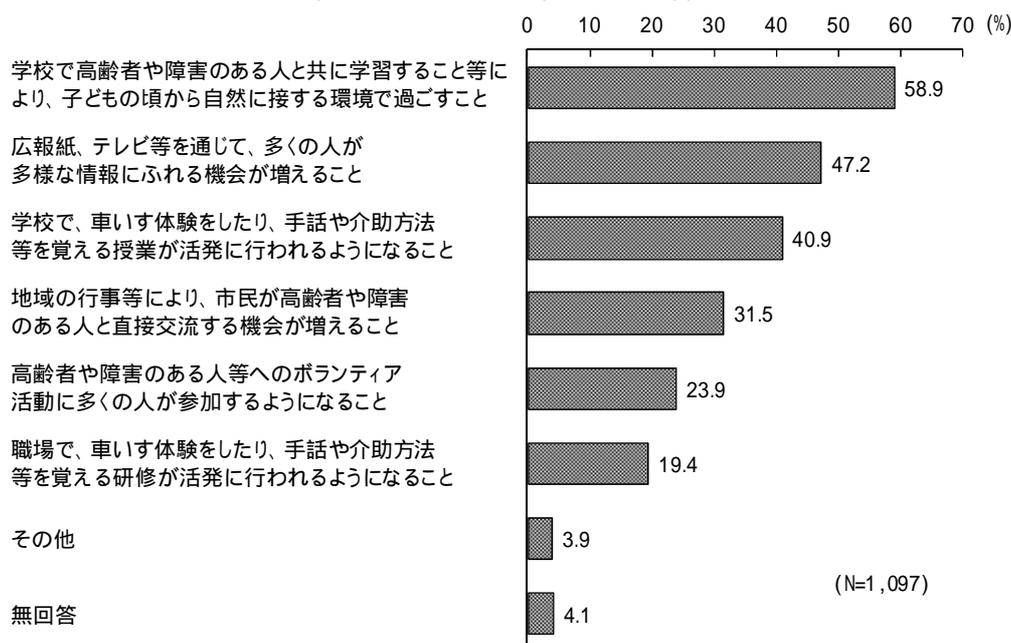


心のバリアフリー

心のバリアフリーの実現に必要なことは、「学校で高齢者や障害のある人と共に学習すること等により、子どもの頃から自然に接する環境で過ごすこと」が最も多く、「広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が多様な情報にふれる機会が増えること」、「学校で、車いす体験をしたり、手話や介助方法等を覚える授業が活発に行われるようになること」が続いています（図表9）。

図表9 心のバリアフリーを進めるために必要なこと(一般市民調査)

(全体：複数回答(3つまで))



《前回(平成19年度調査)との比較》

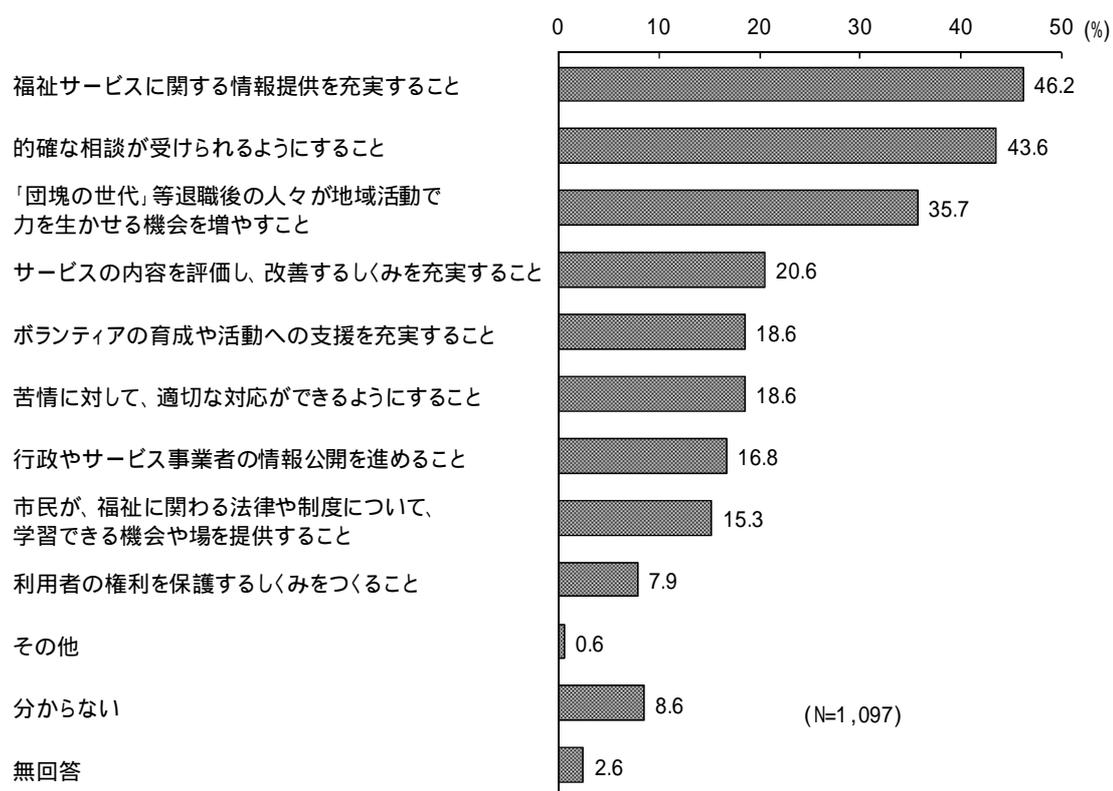
平成19年度調査と比較すると、「高齢者や障害のある人等へのボランティア活動に多くの人に参加するようになること」、「職場で、車いす体験をしたり、手話や介助方法等を覚える研修が活発に行われるようになること」が増えています。

区分	平成19年度 全体(N=1,636)	平成25年度 全体(N=1,097)
学校で高齢者や障害のある人と共に学習すること等により、子どもの頃から自然に接する環境で過ごすこと	62.6	58.9
広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が多様な情報にふれる機会が増えること	48.0	47.2
学校で、車いす体験をしたり、手話や介助方法等を覚える授業が活発に行われるようになること	43.2	40.9
地域の行事等により、市民が高齢者や障害のある人と直接交流する機会が増えること	30.8	31.5
高齢者や障害のある人等へのボランティア活動に多くの人に参加するようになること	19.9	23.9
職場で、車いす体験をしたり、手話や介助方法等を覚える研修が活発に行われるようになること	17.1	19.4
その他	2.9	3.9
無回答	4.4	4.1

利用者本位の福祉

利用者本位の福祉を実現するために市が優先的に取り組むべき施策は、「福祉サービスに関する情報提供を充実すること」が最も多く、「的確な相談が受けられるようにすること」、「団塊の世代等退職後の人々が地域活動で力を生かせる機会を増やすこと」が続いています（図表10）。

図表 10 市が優先的に取り組むべき施策(一般市民調査)
(全体：複数回答(3つまで))



福祉のまちづくりで優先的に取り組むこと

福祉のまちづくりを実現するために優先的に取り組む必要があると思うことは、「高齢者、障害者、乳幼児を連れた人が歩きやすい道路の整備(45.3%)」が最も多く、「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備(41.4%)」、「災害時に援護が必要な方の、災害への備えと対応(24.2%)」が続いています。

地区別に見ると、第一地区で「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン」、第三地区及び第四地区で「わかりやすく利用しやすい案内標示の設置等、情報提供の充実」、第三地区及び第五地区で「高齢者や障害者が住みやすい住宅の整備」も上位に上がっています(図表11)。

図表 11 福祉のまちづくりで優先的に取り組むこと(一般市民調査)
(全体、地区別：複数回答(3つまで))

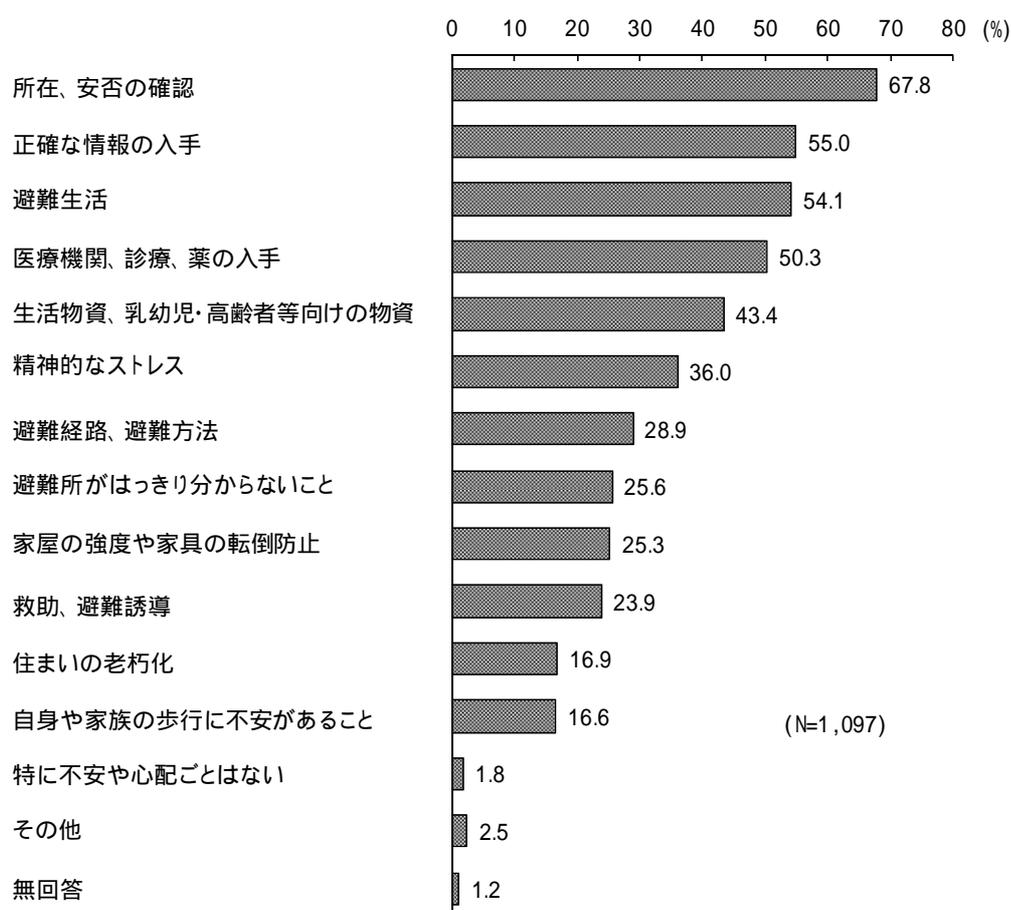
区 分	歩きやすい道路の整備	高齢者、障害者、乳幼児を連れた人が歩きやすい道路の整備	交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備	災害時に援護が必要な方の、災害への備えと対応	災害時に援護が必要な方の、災害への備えと対応	わかりやすく利用しやすい案内標示の設置等、情報提供の充実	高齢者や障害者が住みやすい住宅の整備	公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインのバリアフリー化	学校、地域、職場等における福祉教育の充実	憩いの場である公園・河川の整備	当事者の意見を反映できるしくみづくり	福祉のまちづくりに対する理解の促進	障害者の社会参加を推進するしくみづくり	(%)
全 体 (N= 1,097)	45.3	41.4	24.2	24.0	23.2	21.4	18.0	17.8	14.9	9.2	6.4			
地区別														
第一地区 (n= 217)	47.9	46.5	25.3	23.5	21.7	25.3	21.2	16.1	14.7	10.6	6.9			
第二地区 (n= 211)	42.7	35.5	26.1	25.6	23.7	19.9	15.6	19.4	17.1	10.0	6.2			
第三地区 (n= 183)	42.6	42.1	20.2	24.0	24.0	20.8	18.6	14.8	17.5	10.9	6.6			
第四地区 (n= 143)	46.2	43.4	20.3	25.2	23.1	21.0	16.8	18.9	12.6	10.5	4.9			
第五地区 (n= 139)	51.8	34.5	25.9	21.6	28.1	23.7	17.3	13.7	12.9	7.9	10.1			
第六地区 (n= 191)	44.0	44.5	26.2	24.1	21.5	18.8	18.3	23.6	12.6	5.8	4.2			
区 分	その他	分からない	無回答											
全 体 (N= 1,097)	1.3	3.6	2.6											
地区別														
第一地区 (n= 217)	0.5	1.8	1.8											
第二地区 (n= 211)	1.9	4.3	2.4											
第三地区 (n= 183)	1.1	4.9	4.4											
第四地区 (n= 143)	2.1	2.1	3.5											
第五地区 (n= 139)	0.7	3.6	1.4											
第六地区 (n= 191)	1.6	5.2	1.6											

(4) 災害時の支え合い

災害時の不安や心配ごと

災害時の不安や心配ごとは、「所在、安否の確認」が最も多く、「正確な情報の入手」、「避難生活」が続いています（図表12）。

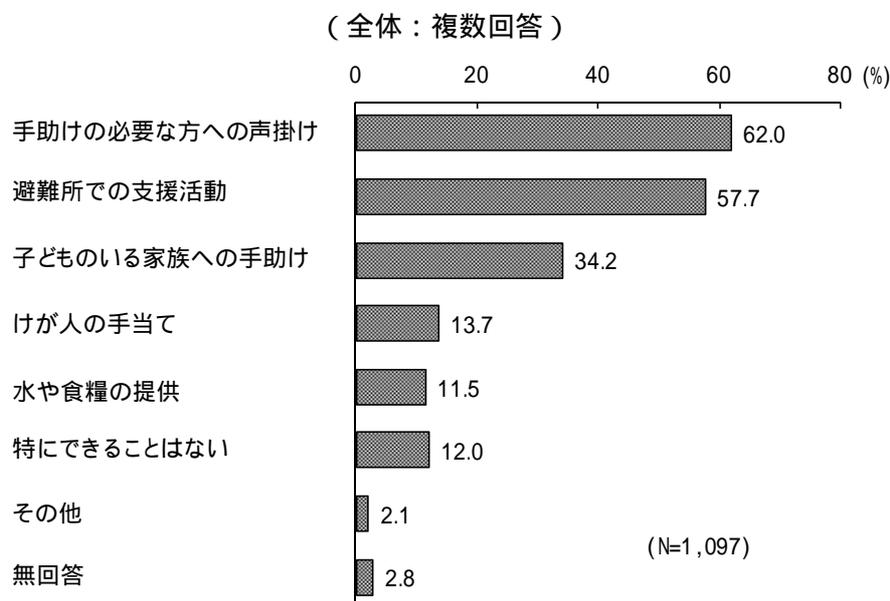
図表12 災害時の不安や心配ごと(一般市民調査)
(全体：複数回答)



災害時において手助けが必要な方に自分ができること

手助けが必要な方に自分ができることは、「手助けの必要な方への声掛け」が最も多く、「避難所での支援活動」、「子どものいる家族への手助け」が続いています(図表13)。

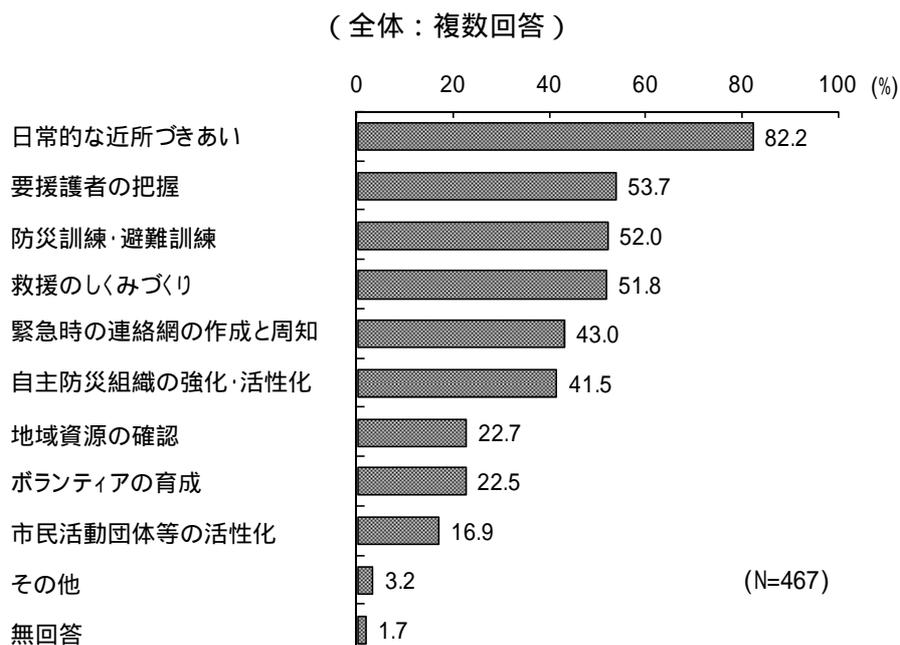
図表 13 手助けが必要な方に自分ができること(一般市民調査)



災害時において互いに支え合うために必要な日常的な取組

民生委員・児童委員、自治会・町会、老人クラブ、NPO等の組織など地域福祉の担い手調査では、災害時において互いを支え合うために必要な日常的な取組として、「日常的な近所づきあい」が8割を超えています(図表14)。

図表 14 災害時において互いに支え合うために必要な日常的な取組(担い手調査)



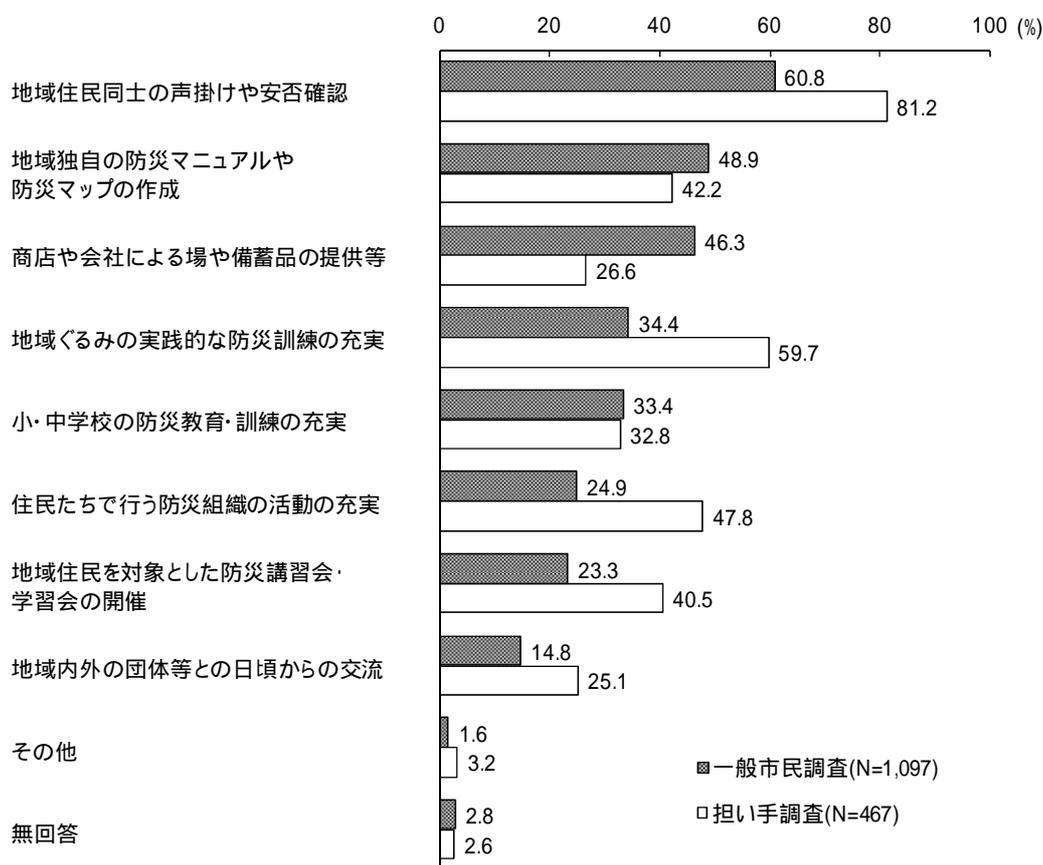
(5) 協働・連携

災害時に備えて協働で取り組むと良いと思うもの

一般市民調査では、災害に備えて市民や企業等が行政と協働で取り組むと良いと思うものは、「地域住民同士の声掛けや安否確認」が最も多く、「地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成」、「商店や会社による場の提供や備蓄品の提供等」が続いています。

担い手調査では、一般市民調査と同様「地域住民同士の声掛けや安否確認」が最も多く、「地域ぐるみの実践的な防災訓練の充実」、「住民たちで行う防災組織の活動の充実」が続いています（図表15）。

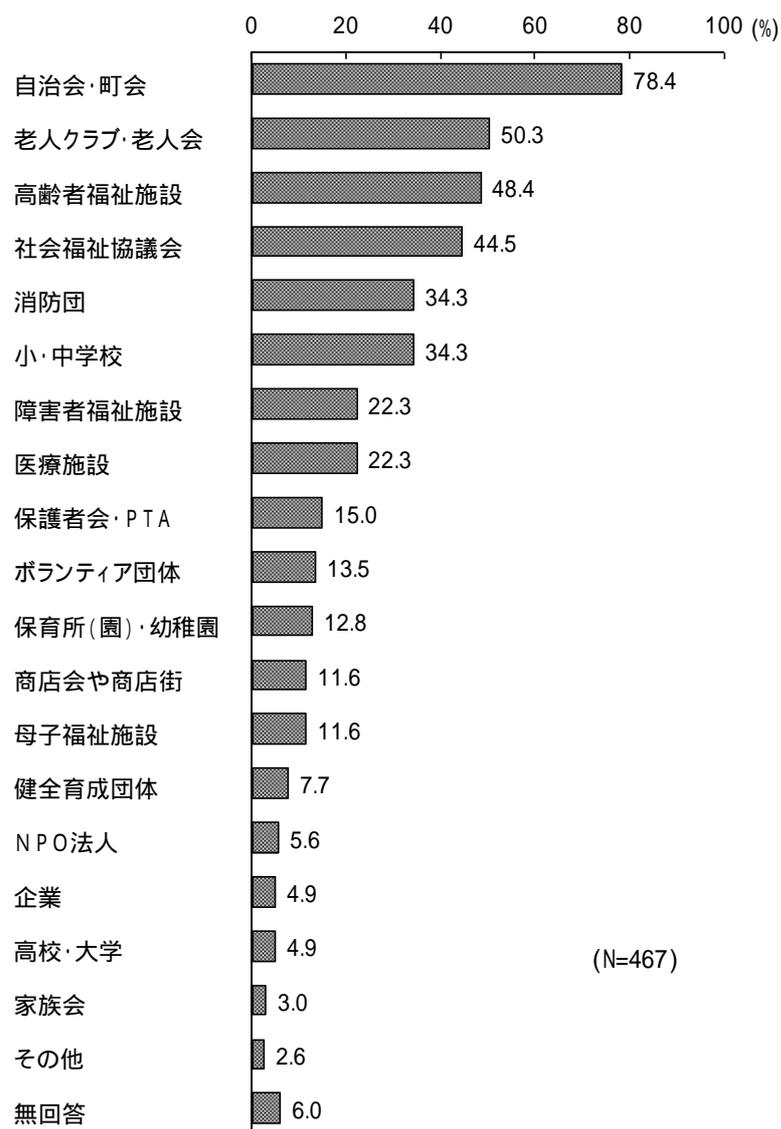
図表 15 災害に備えて市民や企業等が行政と協働で取り組むと良いと思うもの
（全体：複数回答）



地域福祉の担い手が交流・協力関係を深めたい団体や組織

民生委員・児童委員、自治会・町会、老人クラブ、NPO等の組織など地域福祉の担い手調査では、今後、交流・協力関係を深めたい団体や組織は、「自治会・町会」が最も多く、「老人クラブ・老人会」、「高齢者福祉施設」が続いています（図表16）。

図表 16 今後、交流・協力関係を深めたい団体や組織（担い手調査）
（全体：複数回答）



2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する課題

(1) 安心・安全の仕組みづくり

相談窓口のワンストップ化と関係機関の連携

アンケート調査では、地域活動の担い手の2割近くが、支援が必要であるにもかかわらず福祉サービスに結びついていない人が地域にいると感じています。複合的な支援を必要とする人や、支援そのものを拒否する人などの困難ケースが増えていることから、様々な分野の支援者が連携し、横断的に調整をしていく仕組みが必要になっています。

相談窓口のワンストップ化を図り、発見された課題を整理し、様々な分野の支援者が連携して支援する、総合相談窓口の整備が必要です。

権利擁護の推進

平成25年度福祉総合相談に寄せられた相談のうち、成年後見制度に関する相談は103件でした。成年後見制度の利用についてニーズはあると思われませんが、成年後見制度など権利擁護に関する相談窓口である「権利擁護センターふちゅう」の認知度は、アンケート調査では3.4%にとどまっています。

病気や障害により判断能力が不十分な人の権利を守り、住み慣れた地域で暮らし続けていくことを支援するために、成年後見制度についての普及・啓発を図り、利用支援を進めていくことが求められます。

虐待、暴力及び孤立の防止

児童虐待防止法(平成12年)、高齢者虐待防止法(平成18年)、障害者虐待防止法(平成24年)及び配偶者等からの暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス)防止法(平成13年)がそれぞれ施行されています。平成25年度の本市における虐待相談件数は、児童虐待216件、高齢者虐待159件、障害者虐待4件となっており、配偶者等からの暴力に関する相談も一定の件数があります。

また、誰にも看取られることなく死亡し、死後一定時間が経過してから発見される「孤立死(孤独死)」が社会問題化しています。本市では、誰にも看取られることなく死亡し、1週間以上経過してから発見される場合を「孤立死」としていますが、平成25年度の孤立死は3件で、全て65歳以上となっています。

児童・高齢者・障害のある人に対する虐待の未然防止、早期発見への取組や通報義務の普及、支援を必要とする世帯の孤立の防止、配偶者等から暴力を受けている被害者及びその子どもの支援等が課題となっています。

防犯・防災のまちづくりの推進

近年では高齢者や障害のある人等を狙った悪質商法が社会問題化しており、犯罪被害への不安を感じている人も多くなっています。防犯知識の普及や権利擁護の取組などが必要です。

また、アンケート調査では、災害時の不安・心配ごととして、所在・安否確認、正確な情報の入手、避難生活に対する不安などが多くなっています。特に高齢者は災害時における自身の移動能力や避難所がはっきり分からないことへの不安、障害のある人は大勢の人の中での避難所生活への不安を感じています。

災害発生時の地域住民同士の声掛けや安否確認をはじめ、避難所での支援活動を推進するため、市民や事業者等と行政が協働で、避難行動要支援者名簿の整備、防災マニュアルや防災マップの作成、事業者との防災協定、地域ぐるみの防災訓練の実施など、日頃の取組の充実を図る必要があります。

本市では避難行動要支援者名簿を作成していますが、避難行動要支援者名簿を知らない人も多いことから、更なる周知・登録の推進が必要です。また、アンケート調査では、難病のある人の多くが避難行動要支援者名簿への登録を希望しており、登録対象の拡大などの検討が求められています。

経済的に困窮している人への支援

本市では生活保護世帯・人員共に増加傾向にあります。アンケート調査では生活保護受給者に対する偏見や差別があると感じている人は3割台後半となっています。生活保護受給者に対する自立支援の充実を図るとともに、生活保護受給者に対する偏見や差別を払拭し、支援の必要な人を地域全体で支えていく意識を高めていくことが必要です。

また、生活保護の要件に当てはまらないものの経済的に困窮している人も少なくありません。平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されることから、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給が自治体の必須事業となります。学習支援事業、家計相談支援事業等の任意事業についても実施を検討する必要があります。

福祉サービスの質の向上

アンケート調査によれば、介護保険サービス利用者の満足度については、ケアプランでは5～6割、サービスではおおむね満足している様子がうかがえます。今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増えるとともに、サービスを担う事業者も増えていくことが予想されます。ケアプランやサービスの質の向上が図られるような多様な研修の実施や福祉サービス第三者評価、サービス提供の適正化などが行われる必要があります。

(2) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくり

こころとからだの健康づくりの支援

アンケート調査によれば、日常生活の悩みや不安として、自分や家族の健康を挙げる人が多くなっています。高齢者分野では、疾病予防のための生活習慣改善への工夫や、地域で気軽に取り組める、支え合いや生活支援と連動した介護予防の推進が求められています。また、障害者分野では、保健・医療との連携による障害の早期発見・早期療育が求められているほか、こころの健康に関する支援も求められています。

日常生活の支援

高齢化が進むなか、自分や家族の老後や経済的な問題、介護の問題などへの不安が高まっています。

民生委員・児童委員、自治会・町会、老人クラブ、NPO等の組織といった「地域福祉の担い手」は、地域で問題になっていることの一つに、日中独居の高齢者(日中一人で過ごしている、支援が必要な高齢者)を挙げ、力を入れるべき地域福祉施策として「一人暮らし高齢者の見守り体制の整備等高齢者対策の充実」を挙げています。

支援を必要とする高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民による見守りの更なる拡充や、一人ひとりの状況に応じた生活支援が求められています。

(3) 支え合う福祉コミュニティの形成

コミュニティの活性化(住民相互の交流支援)

近年、近所付き合いが希薄化していると言われていますが、アンケート調査によると、本市では、道で会えば挨拶をする程度の付き合いまで含めると8割を超える人が近所付き合いをしています。ほとんど近所付き合いをしていない人は、その理由として、普段付き合う機会がない、仕事や家事・育児で忙しい、引っ越してきて間もない、などを挙げています。

市民が理想とする地域像は、「子どもがいきいきと育つまち」、「高齢者が暮らしやすいまち」、「困ったときに隣近所で助け合えるまち」などとなっています。気軽に集まれる場づくりや季節の行事等を通じて、日頃から顔の見える関係づくりを進めていくことが求められます。

市民による自主的な地域福祉活動の促進

アンケート調査では、地域福祉活動の担い手の7割以上が、近隣住民、自治会・町会の役員などの協力が必要と感じています。市民も9割近くが地域住民の協力関係の必要性を認識していることから、地域住民の協力関係を築くための仕組みが必要となっています。

自治会・町会が中心となって住民同士の交流を図り、地域の人が気軽に集まれる場や地域活動の拠点となる場をつくるなかで、支援を必要とする人への見守りや助け合いなどの小地域福祉活動を推進することが必要です。

ボランティア活動などへの積極的な参加促進

地域活動の担い手の不足や高齢化等が問題となっており、地域活動に対する意欲のある人や若い人など、担い手を増やしていくことが必要になっています。

アンケート調査によれば、地域活動に参加している人は3割、参加していない人は7割となっています。現在は活動に参加していない人も、自分に合った時間帯に活動できる、身近な所や便利な所に活動場所がある、などの条件が整えば参加したいと考えている人も少なくありません。多様な世代の市民が地域活動に参加するきっかけをつかむための情報提供や、地域貢献・社会貢献型の活動や地域づくり活動の担い手として活躍できる場の創出が必要です。

(4) 市民との協働

人材育成

現在不足している地域活動の中心となる担い手や、地域での見守り活動や生活支援を運営する人材の育成、確保及び組織化が課題となっています。

また、複合的な課題を抱える人を支援していく上で、様々な分野を横断的に調整する必要が生じていることから、一人ひとりの状況に応じて必要な支援をコーディネートする専門職の配置が求められています。

支援ネットワークの推進

アンケート調査で、地域福祉の担い手に、交流・協力関係のある団体を尋ねたところ、民生委員・児童委員、自治会・町会及び老人クラブは、いずれも自治会・町会が8割を超え、自治会・町会が地域活動の要となっていることがうかがえます。福祉を充実するための住民参加の方法として、自治会・町会や子ども会等地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを持つことが望まれており、自治会・町会の活動を支援していくことが必要になっています。

一方、NPOは商店会や商店街、企業、高校・大学等の交流・協力関係を持ち、民生委員・児童委員、自治会・町会、老人クラブ等とは異なるネットワークを持っています。民生委員・児童委員、自治会・町会、老人クラブ等の地縁型活動団体と、NPO・ボランティア団体等の目的型活動団体を組み合わせた支援ネットワークを構築することで、複雑多様化する地域の問題に対応できる仕組みづくりが望まれます。

NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等との連携・協働

地域福祉の担い手へのアンケート調査によると、NPOは、その活動目的に応じた、商店会や商店街、企業等の事業者、高校・大学等の教育機関との間に独自の協力関係があり、市民や事業者等との協働を進める上で重要な存在です。NPO・ボランティア団体が安心して活動を持続することができ、その力を発揮できるよう、運営支援や情報発信の支援などが求められています。

(5) 福祉のまちづくりの推進**福祉意識の醸成（心のバリアフリー）**

支援を必要とする人が、地域で安心して生活していくためには、市民一人ひとりが差別や偏見、理解の不足や誤解などに起因する心のバリアを取り除き、地域で共に生きる仲間として受け入れ、支えることが大切です。

アンケート調査では、心のバリアフリーを進めるために必要なこととして、学校で高齢者や障害のある人と共に学習すること等により子どもの頃から自然に接する環境で過ごすことや、広報紙やテレビ等を通じて多様な情報に触れる機会が増えることなどとなっています。

子どもから大人まで、支援を必要とする人と交流する機会や、理解を深める学習機会、情報の提供等が求められます。

物理的なバリアフリー・情報のバリアフリーの推進

アンケート調査によると、公共施設や交通などのバリアフリー化は整備が進んでいると評価されていますが、歩道や道路の障害物の除去、案内表示や手話のできる職員の配置・音声ガイドについては評価が低くなっています。「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の普及を進め、高齢者、障害のある人及び乳幼児を連れた人が歩きやすい道路の整備、視覚障害や聴覚障害のある人に配慮した情報提供の充実等が望まれています。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と考え方

(1) 計画の理念

福祉計画の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人が支え合い幸せを感じるまちをめざして～」の実現を目指し、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画では次のように理念を設定します。

みんなでつくる、「共に生きるまち」

(2) 計画の考え方

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の考え方は次のとおりとします。

視点1 全ての市民を対象にします

全ての市民が人として尊重され、互いに仲間として受け入れ、共に支え合い、助け合いながら、地域で孤立することなく安心して暮らせるまちづくりを推進します。

視点2 市民の人権を尊重します

市民が暴力、虐待、犯罪等から守られ、自分らしく生きていける社会を目指し、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進します。

視点3 市民との協働による地域福祉をより一層推進します

全ての市民が施策の対象であると同時に、施策の担い手として主体的に参加及び参画する福祉活動を通じて、暮らしやすいまちづくりを推進します。

視点4 地域のつながりを大切にします

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、人、施設、情報など地域のあらゆる資源を活用して地域のつながりを大切にしたまちづくりを推進します。

平時における地域のつながりが、災害時の支え合い、助け合いにもいきるまちづくりを推進します。

視点5 福祉の充実のための仕組みをつくります

福祉サービスを利用する人の人権が尊重される仕組みを確立すると同時に、福祉を進める様々な主体が育つような支援をします。特に、住民を主体とした地域福祉活動の更なる充実を図ることにより、地域全体で福祉を進めるための環境づくりを推進します。

視点6 市民が安心できる相談の仕組みをつくります

市民が気軽に相談できるように身近な地域の相談窓口や総合相談窓口を充実し、深刻な事態に陥ることを防ぐセーフティネットのあるまちづくりを推進します。

視点7 ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを推進します

社会にある「情報」、「制度」、「心」及び「物理的」な四つのバリアを除き、全ての市民が社会参加を気軽にできるまちづくりを推進することにより、総合的なバリアフリー化を目指します。

また、全ての市民が快適に暮らせるよう、バリアフリーを包含し、より発展させた、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進します。

視点8 福祉のまちづくりを総合的に推進します

社会福祉法に基づく「地域福祉計画」と、府中市福祉のまちづくり条例に基づく「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定することにより、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

2 計画の基本目標

「みんなでつくる、「共に生きるまち」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 安心・安全の仕組みづくりの推進

- ・様々な福祉課題を抱え支援を必要とする市民に向けて、相談窓口の充実を図ります。
- ・成年後見制度についての啓発・普及を図るとともに、利用支援を進めます。
- ・虐待の早期発見への取組や通報義務の普及に努めます。
- ・一人暮らし高齢者や障害のある人など、災害時に手助けを必要とする方々を対象とした避難行動要支援者名簿の周知と登録の推進を図ります。
- ・複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援を図るために、相談から就労支援、その他包括的な支援の提供を進めます。
- ・福祉サービス利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス事業者への運営指導を行うとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及・促進を図ります。

【取り組む方針】

- 相談支援事業の充実
- 権利擁護・虐待防止の推進
- 防災・防犯のまちづくり
- 生活困窮者の自立支援
- 福祉サービスの質の確保

(2) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進

- ・市民がいつまでもいきいきと暮らせるよう、心身の健康づくりと介護予防の充実を図ります。
- ・保健・医療の連携による障害の早期発見・早期療育に努めます。
- ・支援を必要とする高齢者や障害のある人等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り支援の拡充や、一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実を図ります。

【取り組む方針】

- 健康づくり・介護予防の推進
- 地域主体の日常生活の支援

(3) 支え合いの福祉コミュニティの形成

- ・近隣住民が互いに助け合い、支え合えるよう、住民主体の福祉活動の取組を支援します。
- ・市民がボランティア活動や地域福祉活動等に気軽に取り組めるよう、情報の提供や機会の創出など支援の充実を図ります。特に高齢者が地域活動に積極的に参加できるよう、活動の場の確保など支援の充実を図ります。

【取り組む方針】

- 地域福祉活動の促進
- 社会参加の促進
- 地域資源の発掘・創出

(4) 市民との協働の推進

- ・地域活動の担い手となる人材の確保及び育成支援に努めます。また、複合的な課題を抱える人を支援するために、様々な分野の支援をコーディネートする専門職の配置を検討します。
- ・市民の様々な福祉ニーズに応えるため、行政、福祉サービス提供事業者、NPO・ボランティア団体等の連携体制の強化を図ります。また、企業、大学等などが持つ資源やサービスが有効に機能するようパートナーシップの推進を図ります。

【取り組む方針】

- 多様な人材の育成・活用
- 支援ネットワークの推進
- パートナーシップの推進

(5) 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者や障害のある人など支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図ります。
- ・「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の普及を進め、高齢者、障害のある人、乳幼児を連れた人が利用しやすい施設等の整備や、視覚障害や聴覚障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

【取り組む方針】

- 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）
- 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）
- 幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）
- ユニバーサルデザインの推進（物理的なバリアフリー）

3 計画の体系

目 標	方 針	施 策
1 安心・安全の仕組みづくりの推進	(1)相談支援事業の充実	相談窓口の連携強化（再3-(3)- ） 利用者の立場に立った相談体制の充実 苦情相談窓口の充実
	(2)権利擁護・虐待防止の推進	権利擁護事業の充実 市民後見人の養成・活用 虐待・暴力の防止
	(3)防災・防犯のまちづくり	避難行動要支援者支援 災害時のバリアフリー 福祉サービス事業者等との防災協力 防犯対策の強化
	(4)生活困窮者の自立支援	自立と社会参加への支援 生活問題の実態把握と情報共有
	(5)福祉サービスの質の確保	事業者・事業者団体への支援 利用しやすいサービス情報の提供
2 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進	(1)健康づくり・介護予防の推進	健康づくりへの支援 介護予防への支援 健康に関する相談・情報提供体制の充実
	(2)地域主体の日常生活の支援	日常生活の支援 地域での見守り活動の充実（再4-(2)- ）
3 支え合いの福祉コミュニティの形成	(1)地域福祉活動の促進	文化センター等を活用した福祉活動の推進 交流活動の支援充実 地域の福祉活動への支援 社会福祉協議会との連携（再4-(3)- ）
	(2)社会参加の促進	あらゆる市民の地域参加の促進 ボランティア活動を通じた社会参加の促進 就業機会の拡大
	(3)地域資源の発掘・創出	多様な主体との連携による福祉のまちづくり 相談窓口の連携強化（再1-(1)- ） 福祉活動拠点の拡充 地域における子育て支援

目 標	方 針	施 策
4 市民との協働の推進	(1)多様な人材の育成・活用	専門的な人材確保 多様な人材の育成・確保 ボランティアセンター事業の拡充
	(2)支援ネットワークの推進	支援ネットワークの推進 関係団体等への支援 関係団体による情報交換の場の設置 地域での見守り活動の充実（再2-(2)- ）
	(3)パートナーシップの推進	NPO・ボランティア団体等との連携による地域福祉の拡充 社会福祉協議会との連携（再3-(1)- ） 民間活力の活用による福祉サービスの確保 福祉施設と地域の連携推進
5 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進	(1)互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）	福祉意識の醸成 福祉教育・啓発活動の推進
	(2)分かりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）	分かりやすい情報提供の仕組みづくり 情報利用のアクセスの確保 ユニバーサルデザインの周知 サイン整備の拡充 制度についての情報提供
	(3)幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）	使いやすい制度づくり 当事者参加・参画の仕組みづくり
	(4)ユニバーサルデザインの推進（物理的なバリアフリー）	福祉のまちづくり推進事業 建物のバリアフリー化の推進 公園のバリアフリー化の推進 移動のバリアフリー化の推進 交通事業者との連携強化 自転車駐車場の整備 バリアフリー情報の提供

第3章 重点施策

第3章 重点施策

1 福祉コミュニティの形成

暴力・虐待・孤立死等の社会問題に対応していくために、福祉の視点に立ってコミュニティ（地域社会）の力を高めていく必要性が高まっています。

また、災害時への備えとして、市民との協働による平時からの防災への取組や、発災時の助け合いが求められています。

そのためには、地域で共に生きる仲間として、日頃から住民同士が交流し、顔の見える関係を作っておくことが必要になります。平時から災害時までを視野に入れた“福祉コミュニティの形成”を重点施策に設定します。

福祉意識の醸成（心のバリアフリー）

地域には、高齢者や障害のある人の他にも、様々な困難を抱えた市民が支援を求めています。偏見や思いこみ、決めつけをすることなく、その人が困っている事情を理解し、互いに助け合う意識を持つことが、「みんなでつくる、「共に生きるまち」」を実現するための第一歩であり、基礎となります。市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、心のバリアフリーを進めます。

福祉エリア6地区ごとの特性に合わせた取組の実施

本市では人口や面積、道路や鉄道などの交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6地区の福祉エリアを設定しています。それぞれの地区では、住民の構成や地域資源の配置状況、住宅事情などの違いがあり、市民が困っていることや気になっていることにも差異があります。福祉エリア6地区ごとの特性に合わせ、住民参加による課題解決の仕組みづくりを進めます。

住民同士の交流支援及び自主的な地域福祉活動の促進

アンケート調査によれば、市民の2割弱は近所付き合いがないと回答し、その理由としては「普段つきあう機会がないから」が最も多くなっています。現在、自治会・町会、趣味のサークル、ボランティアやNPO活動などの地域活動に参加していない人でも、環境や条件が整えば参加したいという人は少なくありません。

災害時の助け合いを円滑に進めるためにも、日頃から住民同士が交流し、顔の見える関係を作っておくことが必要です。住民同士の交流を支援し、日頃から互いに声を掛けたり、ちょっとした手助けをするような、自主的な地域福祉活動を促進します。

また、自治会・町会を単位とした地域や、福祉エリア（6地区）、市全域など、様々な規模の地域を対象とした活動の重層的なネットワークづくりを推進し、市民や、事業者、NPO・ボランティア団体などの民間団体と行政が協働で「共に生きるまち」をつくります。

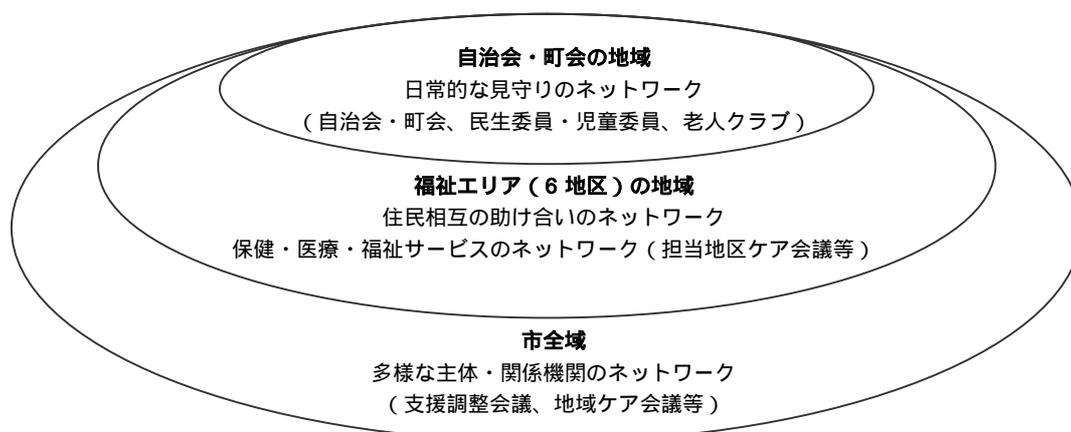
避難行動要支援者名簿の周知、登録要件の整理、登録勧奨

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者や障害のある人以外にも、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人を「避難行動要支援者」として、円滑かつ迅速に避難するための対策を採ることが求められています。さらに、東京都の地域防災計画では、高齢者、障害のある人、外国人、難病患者、妊産婦等を要配慮者としており、災害対策基本法よりもきめ細かい想定がなされています。避難行動要支援者の登録要件を整理するとともに、避難行動要支援者名簿を知らない人も多いことから、名簿の周知や登録勧奨を進めます。

災害時に備えた市民・事業者等との協働の仕組みづくり

災害時、特に発災直後は、行政の救援が隅々まで行き届かないことも多く、住民同士の助け合い・支え合いが必要となります。災害時における地域住民同士の声掛けや安否確認の取組、社会福祉施設等との災害時の連携、サービス提供事業者への事業継続計画策定の促進等、災害時に備えた市民・事業者等との協働の仕組みづくりに取り組みます。

図表 17 支援ネットワークのイメージ



参考指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	平成32年度目標値
避難行動要支援者名簿登録指数 (%)	避難行動要支援者名簿登録者数を75歳以上人口で除したものです。事業を周知し、指数の維持を目指します。	35.6 (平成23年度)	38.0
社会福祉協議会登録ボランティア数(人)	社会福祉協議会に登録しているボランティアの人数です。自主的な地域福祉活動を促進し、人数の増加を目指します。	1,017 (平成25年度)	1,115

2 セーフティネットの充実

生活保護の要件には当てはまらないが生活に困窮している人、複合的な問題を抱えている人、支援を必要としているにも関わらず福祉サービスに結びつきにくい人、地域で孤立している人などを支援する新たな仕組みが求められています。

一人ひとりが抱えている様々な問題を集約し、複数の分野の支援者が連携して、環境整備も含めた問題解決の方法を検討し、サービスを組み合わせる支援することが必要であるため、「セーフティネット(生活していく上で様々な困難を抱える人を支える仕組み)の充実」を重点施策に設定します。

生活困窮者への支援(自立相談支援事業、就労支援事業及び学習支援事業)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。生活困窮者を対象に、自立相談支援事業及び就労支援事業、住居確保給付金の支給を実施する他、家計再建支援事業、学習支援事業などの任意事業を実施します。

学習支援事業は、子どもへの貧困の連鎖を断つことを目的として、生活困窮家庭の子どもが利用できる学習支援教室を実施します。

総合相談窓口の整備

「どこに相談したら良いか分からない」、「何か所も相談に行くのは大変」といった市民の福祉課題に対応するため、市役所内に総合相談窓口を整備します。

総合相談窓口では、相談の内容に応じて問題を整理し、その解決に向けて、専門的な支援機関や制度・サービス等の紹介を行います。複数の分野にまたがる複合的な問題である場合は、関連する分野の専門職との連携を図り、公的なサービスや民間のサービスなどの社会資源につなげるなど、包括的・継続的な支援を行います。

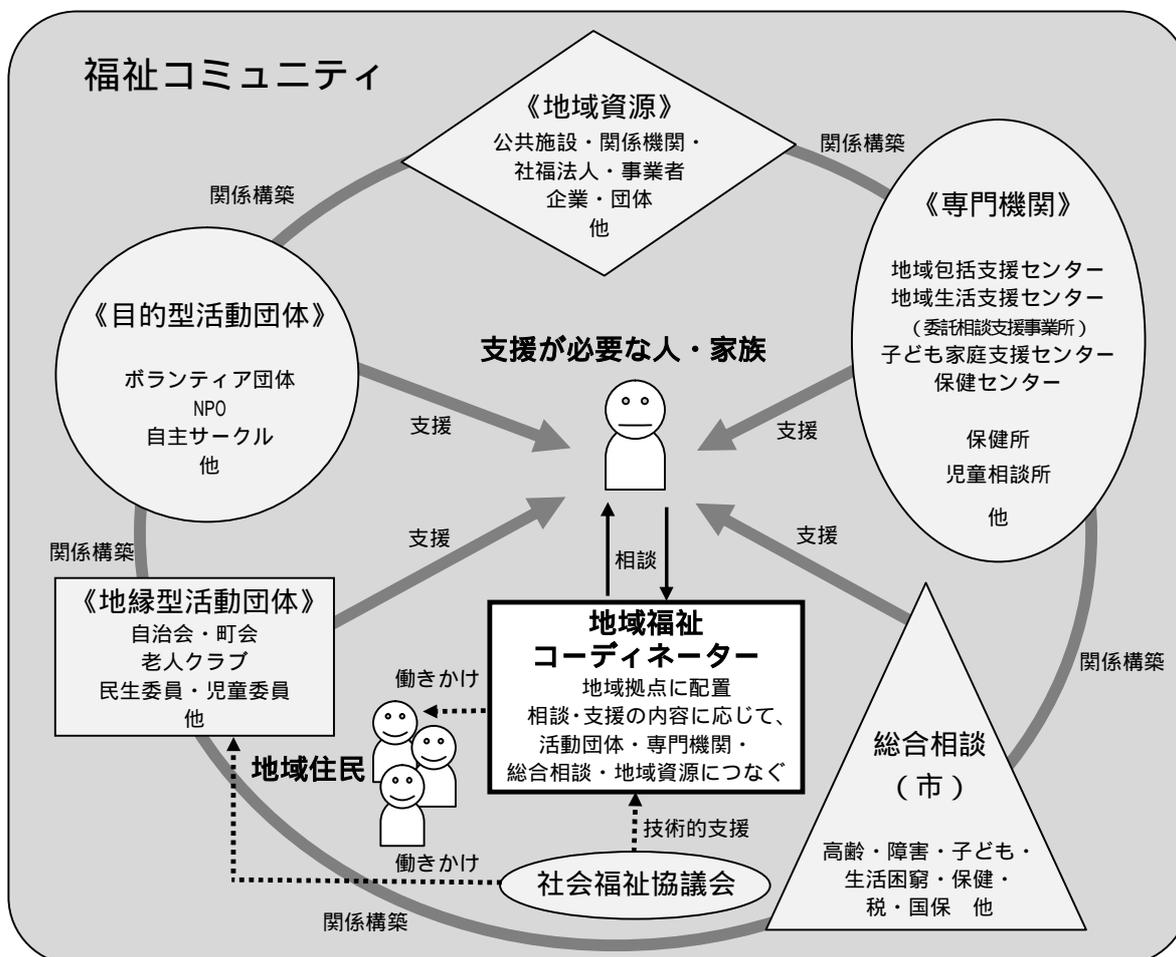
地域福祉コーディネーター(仮称)の育成・配置

総合相談窓口の整備と併せ、福祉サービス全般及び地域の実情に精通した地域福祉コーディネーター(仮称)を社会福祉協議会や地域の社会福祉法人などと連携して育成・配置します。地域福祉コーディネーター(仮称)は、相談者一人ひとりの状況に応じて、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、関係機関などと連携・協力しながら、福祉課題の解決に向けて支援します。

地域福祉コーディネーター(仮称)は、福祉エリア(6地区)に段階的に配置します。身近な地域で市民の相談を受け、総合相談窓口や各分野の相談窓口につなぐほか、様々な分野にまたがった対応を必要とするケースについて各分野の相談窓口との連携・調整を行います。

さらに、地域福祉コーディネーター(仮称)は個別支援を軸として活動しつつ、住民が参加しながら福祉課題を解決していく地域づくりを進めます。

図表 18 総合的・包括的な相談支援（イメージ図）



参考指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	平成32年度目標値
地域福祉コーディネーター配置数(か所)	福祉の総合相談支援機能を担う地域福祉コーディネーターの配置数です。相談支援機能の強化を図るため、配置数の増加を目指します。	-	6
市民後見人受任者数(人)	判断能力の低下した地域の高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人人数です。人数の増加を目指します。	3 (平成25年度)	7

第4章 計画の目標に向けた取組

第4章 計画の目標に向けた取組

目標1 安心・安全の仕組みづくりの推進

高齢者、障害のある人、生活困窮者、避難行動要支援者、制度の狭間にあって必要な支援が受けられない人など、市民の様々な福祉課題に応じて、一人ひとりが必要とする支援を適切に受けることができ、住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることを支援します。

(1) 相談支援事業の充実

市民の立場に立って相談・支援を行うため、総合相談窓口の整備を進めるとともに、既存の相談窓口の連携強化、苦情相談窓口の充実を図ります。

相談窓口の連携強化(3-(3)-再掲)

事業名	内 容
1. 相談窓口の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・ 身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の養成する地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。

利用者の立場に立った相談体制の充実

事業名	内 容
<p>2 . 総合相談窓口の整備 【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な分野の問題が1か所で相談できる、総合相談窓口の整備を進めます。 ・ 地域福祉コーディネーター（仮称）等がアウトリーチなどにより発見した問題を、内容に応じて整理し、その解決に向けて、専門的な支援機関や制度・サービス等の紹介を行います。 ・ 複数の分野にまたがる複合的な問題に対しては、関連分野の専門職との連携を図り、公的なサービスや民間のサービスなどの社会資源につなげるなど、包括的・継続的な支援を図ります。
<p>3 . 利用者の立場に立った 相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実します。
<p>4 . 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成・配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や地域の社会福祉法人などと連携して、様々な福祉課題を抱える市民を発見し、包括的・持続的な自立支援につなげることができるよう、地域福祉コーディネーター（仮称）の育成・配置を図ります。 ・ 地域福祉コーディネーター（仮称）として、社会福祉士など福祉分野の有資格者や、相談業務の経験のある、福祉サービス全般に精通した人材を、福祉エリア（6地区）に段階的に配置します。 ・ 地域福祉コーディネーター（仮称）と市の総合相談窓口が連携することによって、横断的な視点から、身近な福祉課題の解決を支援します。

苦情相談窓口の充実

事業名	内 容
<p>5 . 苦情相談窓口の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努めます。

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、緊急時にも安心して福祉サービスの利用ができるよう、権利擁護に取り組みます。また、子ども・高齢者・障害のある人等に対する虐待の防止を推進します。

権利擁護事業の充実

事業名	内 容
6. 権利擁護事業の充実	・ 福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人に対して行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援を行う権利擁護センター事業を充実します。

市民後見人の養成・活用

事業名	内 容
7. 市民後見人の養成・活用	・ 成年後見制度を必要とする誰もが、適切な後見人を得ることができるよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う市民後見人を養成・活用します。

虐待・暴力の防止

事業名	内 容
8. 虐待や暴力に対する相談窓口の周知 【新規】	・ 子ども・高齢者・障害のある人に対する虐待相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めます。 ・ 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に対する相談窓口の周知を図り、被害者及びその子どもの安全確保を支援します。

(3) 防災・防犯のまちづくり

一人暮らしの高齢者や障害のある人など、日常生活の中で手助けを必要とする人たちが災害時なども安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。また、一人暮らしや高齢者世帯を狙った詐欺や空き巣などの犯罪から守るため、防犯対策の強化を図ります。

避難行動要支援者支援

事業名	内 容
9. 避難行動要支援者 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。 ・ 平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備します。 ・ 避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やします。 ・ 避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人に加え、難病のある人や乳幼児等への拡大を検討します。

災害時のバリアフリー

事業名	内 容
10. 避難ルート及び避難所の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校や文化センターなど災害時に避難所となる建物や、避難ルートのバリアフリー化に努めます。 ・ 各避難所における地域住民の主体的な取組による「避難所管理運営マニュアル」の策定を支援します。
11. 防災マップの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難場所や生命維持に必要な給水拠点等が把握できるように防災マップを充実します。

福祉サービス事業者等との防災協力

事業名	内 容
12. サービス提供事業者への 事業継続計画（BCP）策 定の促進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した避難行動要支援者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等の場を活用して、サービス提供事業者の事業継続計画（BCP）の策定を促進します。
13. 社会福祉施設等との 防災協定、福祉避難所 の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に避難行動要支援者のための避難所として、社会福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、避難行動要支援者が安心して避難生活を送れる環境を整備します。 ・ 災害時に、市立小中学校などの一次避難所や、文化センターなどの二次避難所での避難生活を送ることが困難な避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所の確保に努めます。

防犯対策の強化

事業名	内 容
14. 防犯意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺や窃盗などの被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図るとともに、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図ります。
15. 犯罪に関する情報提供 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺や窃盗などの被害から守るため、横行している犯罪について情報提供の充実を図ります。
16. 声掛け隊の組織化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・町会などの単位で見守りの必要な市民に定期的に声を掛けてパトロールするグループの組織化を支援します。

(4) 生活困窮者の自立支援

平成27年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立相談支援、就労支援、住まいの確保、家計再建支援及び生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組みます。

自立と社会参加への支援

事業名	内 容
17. 生活困窮者の自立相談支援の充実 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の就労や、その他の自立に関する相談支援を実施します。一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成します。 生活困窮者の自立に向けて、自治会・町会や民生委員・児童委員等による日常的な見守りや、地域住民を主体とした助け合いの仕組み、福祉以外の社会制度などの資源の活用のほか、地域の事業者と行政との協働の下、新たな資源の開発にも努めます。
18. 生活困窮者の就労支援事業の実施 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画を作成した生活困窮者に対して、就労支援を行います。 ハローワークとの一体的な就労支援を推進し、生活困窮者の早期就労を図ります。
19. 生活困窮者の住居確保給付金の支給【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を有期で支給します。
20. 生活困窮者の家計再建支援の実施【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 家計再建に向けたきめ細かな相談支援を行います。
21. 生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習支援を行っているNPOなどと協力し、生活困窮家庭の子どもが利用できる学習支援を実施します。

生活問題の実態把握と情報共有

事業名	内 容
22. 生活問題の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活をめぐる福祉課題や市民ニーズなどを的確に把握するため、市などが保有する様々な統計データを分析・活用するほか、実態調査などを計画的に実施します。
23. 福祉課題の共有 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の支援に関する市役所内部及び関係機関との連携体制の確保に努めます。

(5) 福祉サービスの質の確保

利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

事業者・事業者団体への支援

事業名	内 容
24 . 事業者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス提供事業者団体に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図ります。 ・ 利用者の「声」を事業者団体に提供し、サービスの質の向上を図ります。
25 . 福祉サービス事業者への運営指導 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの質の確保に努めます。

利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内 容
26 . 福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供します。

目標2 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進

超高齢社会を迎え、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持って、健康づくりに取り組むことが重要です。市民がいつまでもいきいきと暮らせるよう、健康づくりと介護予防の充実を図ります。

また、支援を必要とする高齢者や障害のある人等の誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り支援の拡充や、一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実を図ります。

(1) 健康づくり・介護予防の推進

健康でいきいきと暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から健康的な生活習慣を身に付け、健康づくりに励むことが必要です。生涯にわたる健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

健康づくりへの支援

事業名	内 容
27. ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	・ 市民のライフステージに合わせた健康づくりを支援する各種事業を推進します。また、医療機関と連携した疾病予防事業の推進に努めます。
28. こころの健康を守る取組の推進 【新規】	・ こころの健康に関する相談窓口を充実させるとともに、ストレス等への対応など、こころの健康についての啓発活動を推進します。
29. 成人健康診査・各種検診【新規】	・ 生活習慣病等の早期発見のために、成人健康診査や各種検診を実施し、市民の健康づくりを支援します。
30. 特定健康診査・特定保健指導 【新規】	・ 40～74歳の国民健康保険被保険者に対し、高血圧や糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を抽出するための健康診査を実施します。 ・ 健康診査の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された方に対し、面談や電話等によって保健指導を行います。

事業名	内 容
31 . 後期高齢者医療健康診 査【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上（65歳以上で一定の障害のある人を含む）で後期高齢者医療被保険者の健康の保持・増進、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康診査を実施します。
32 . 健康管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査等により疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。 ・ かかりつけ医の普及を促進します。
33 . 自主的な健康づくりへ の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座やフォーラム等を開催し健康づくりに向けて啓発を図ります。 ・ 地域の中で、様々な分野において自主的に健康づくりを実践している個人や団体を、「元気いっぱいサポーター」としてその活動を支援し、健康づくりに取り組むきっかけづくりとなる事業を「元気いっぱいサポート事業」として進めていきます。

介護予防への支援

事業名	内 容
34 . 健康づくり・介護予防 の場と機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化センター及び地域体育館を始め、様々な場面や場所で、ライフステージに応じた体力づくり・健康づくりが進められるような機会を提供します。
35 . 介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレットやビデオ等により、介護予防の必要性や大切さのPRを行います。 ・ 介護予防健診の結果により、各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・ 介護予防に関する人材（介護予防サポーター）を育成し、人材や地域資源等の情報を集約し、地域の介護予防活動を支援します。 ・ 地域包括支援センターと連携し、介護予防事業を実施します。 ・ 地域で介護予防に取り組む自主グループ同士が交流できる場や活動発表の機会を確保し、自主グループの活動継続や新たな自主グループの立ち上げを支援します。

健康に関する相談・情報提供体制の充実

事業名	内 容
36 . 相談・情報提供体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターを中心として相談体制を充実するなど健康に関する知識や情報提供の充実を図ります。
37 . 個人の健康管理への 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の健康管理に役立つ健康手帳を、がん検診や特定健康診査等の受診時や健康づくり講座などで配布し活用を図ります。

(2) 地域主体の日常生活の支援

高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で不便を感じることなく、安心して自立した暮らしを続けることができるよう、地域での見守り支援の拡充及び一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実を図ります。

日常生活の支援

事業名	内 容
38 . 住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害のある人及びひとり親世帯向けの都営・市営住宅の確保に努めます。 ・ 高齢者や障害のある人が地域で共同生活ができるグループホームの整備を推進します。 ・ 住宅に困窮する高齢者や障害のある人に対して、民間賃貸住宅をあっ旋し、入居を支援します。 ・ 多様なニーズに対応した高齢者の住まいのあり方について、住宅部門と連携して検討します。
39 . 住まいのバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、改修のための相談や費用の助成を行い、住まいのバリアフリー化を推進します。
40 . 多様な主体による生活支援の推進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業や、社会福祉協議会が実施する有償在宅福祉サービス事業など、住民主体の生活支援サービスの展開を支援します。 ・ 介護保険の地域支援事業の見直しに合わせ、住民ボランティアなど多様な主体による福祉サービスの提供を支援します。

地域での見守り活動の充実 (4-(2)- 再掲)

事業名	内 容
41 . 地域での見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域包括支援センター、商店会などに加えて、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体など、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化します。 ・ 孤立やひきこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 ・ 高齢者や障害のある人、児童などへの虐待を発見した場合は、速やかに通報するよう啓発に努めます。

事業名	内 容
<p>42 . 認知症高齢者を支える まちづくり 【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の正しい理解と認識を深めるための認知症サポーター「ささえ隊」を養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築します。 ・ 認知症の方、介護者、地域住民及び専門職が誰でも参加できる認知症カフェの立上げ及び運営を支援します。

目標 3 支え合いの福祉コミュニティの形成

地域のつながりが希薄になる一方で、人と人との絆を大切にされた地域の支え合いの輪を広げることが求められています。市民の一人ひとりが地域福祉の担い手となり、事業者、行政等と連携・協働して、地域で支え合う福祉コミュニティを形成します。

(1) 地域福祉活動の促進

地域に住む一人ひとりがそれぞれに合った活動に参加し、日常的に地域で交流する中で福祉課題を発見し、相談・支援につなげていくことができるよう、地域福祉活動の促進を図ります。

文化センター等を活用した福祉活動の推進

事業名	内 容
43 . 文化センター等を活用した福祉活動の推進	・ 文化センター等の施設を活用して、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、福祉に関する学習、交流事業や相談支援など、多様な福祉活動の展開を図ります。

交流活動の支援充実

事業名	内 容
44 . 交流活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な市民が日常的に気軽に交流できるように、様々な活動に対する支援を充実します。 ・ 交流活動グループなどの活動拠点や交流の場の確保を支援します。

地域の福祉活動への支援

事業名	内 容
45 . 地域での自主的な福祉活動の支援	・ 一人暮らし高齢者に対する見守り活動、障害のある人への日常的な支援活動など、地域の実情に応じた自主的な支え合い活動や、福祉ボランティア活動を支援し、支え合いのまちづくりを推進します。

社会福祉協議会との連携（４-(３)- 再掲）

事業名	内 容
<p>46 . 地域福祉活動推進事業 への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する地域福祉活動計画の推進を支援します。 ・ 社会福祉協議会が進めている地域福祉活動を担う人材の育成を支援します。
<p>47 . 小地域活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・町会などを単位とする、支援を必要とする人への見守りや助け合いなどの活動を推進します。 ・ 社会福祉協議会が実施する地区社協の活動を支援して、身近な地域の福祉課題の解決を図ります。

(2) 社会参加の促進

市民一人ひとりが個性や能力を発揮して社会参加し、地域の一員として活躍できる機会の創出や場の確保を支援します。また高齢者が持つ豊富な知識や経験をいかし、地域福祉の担い手として活躍できるよう支援します。

あらゆる市民の地域参加の促進

事業名	内 容
48. あらゆる市民の地域参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者などがその知識や経験を生かして地域で活躍できるよう、活動を始めたい人への情報提供、機会や活動の場の確保を支援します。 ・ 様々な住民の参加が可能な地域活動の在り方を検討します。 ・ 市民が家事・介護・地域活動等の生活と仕事の両立を図れるよう、ワークライフバランスの意識啓発を進めます。

ボランティア活動を通じた社会参加の促進

事業名	内 容
49. ボランティア活動による生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、社会福祉協議会などが連携して、市民の知識や経験をいかすことができるボランティア活動の場を拡充します。 ・ 様々な活動を発表、紹介する場を設け、活動内容の拡充を図ります。 ・ ボランティアによる生活支援サービスの実施を支援し、サービスの充実と担い手の増加を図ります。 ・ 高齢者による地域でのサロンや会食会、介護施設等での活動にポイントを付与する「介護支援ボランティア制度」の導入を検討します。

就業機会の拡大

事業名	内 容
50. 就業機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の持つ豊富な知識や経験をいかせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大します。 ・ いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援します。 ・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業などとの連携を図り、障害のある人の雇用促進に努めます。

(3) 地域資源の発掘・創出

市内に点在している福祉施設や、民間の組織・団体等をつなぎ、点から面へ、地域福祉活動のネットワークを広げます。

多様な主体との連携による福祉のまちづくり

事業名	内 容
51. 多様な主体との連携	・ 民間の組織や団体などの協力を得て、地域活動の担い手となる人材、地域活動に利用できる場所及び財源の充実を図ります。
52. 地域の自主財源の確保 【新規】	・ 地域活動に必要な自主財源の確保の在り方を研究します。

相談窓口の連携強化(1-(1)-再掲)

事業名	内 容
53. 相談窓口の連携強化 (再掲 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・ 身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の養成する地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。

福祉活動拠点の拡充

事業名	内 容
54. 活動拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化センター等の施設や公会堂などを活用し、福祉活動グループに場の提供を行います。 ・ 学校や民間の空きスペースなどを、新たに福祉活動の場として活用できるよう関係者に要請します。

地域における子育て支援

事業名	内 容
55. 地域子育て支援事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立保育所を重点集約化し、地域子育て支援機能の拡充を図ります。 ・ 福祉エリアを基準に、市立保育所(基幹保育所)を各エリアの拠点として、アウトリーチ型の事業展開の検討も含め、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
56. 子育てひろば事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ・ 私立保育園や子ども家庭支援センター等での子育てひろば事業について、市立保育所の地域子育て支援機能拡充の動向と歩調を合わせて、地域の需要量に見合った事業提供体制を整備します。

目標 4 市民との協働の推進

地域で支える福祉を実現するためには、行政のみならず、福祉関係の機関、団体、事業者、NPO・ボランティア団体などの民間団体及び住民が互いにパートナーシップを築き、協働して福祉活動に取り組んでいくことが重要です。行政、事業者、NPO・ボランティア団体などの民間団体及び住民がそれぞれの役割や資源、機能を有機的にいかせるよう、連携・協働を図ります。

また、多くの市民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加できるように、参加の機会や参加しやすい仕組みづくりを進めます。

(1) 多様な人材の育成・活用

適切なサービスの提供や支援に向けて、専門的な福祉従事者のみならず、サービスをコーディネートする人など専門的な知識や技術を持った人材の育成と確保を図ります。

また、自治会・町会、地域活動団体・NPO、ボランティア活動に一人でも多くの市民が関心を持ち、積極的に地域福祉に関われるよう参加の機会を広げます。

専門的な人材確保

事業名	内 容
57 . 専門的な人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な福祉従事者のスキルアップの取組を支援します。 ・ 有資格者の掘り起こしによる潜在的人材の確保に努めます。

多様な人材の育成・確保

事業名	内 容
58 . 多様な人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中ボランティアセンターなどを活用し、定年退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産として尊重し、その効果的な活用を図ります。
59 . 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成・配置（再掲 4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や地域の社会福祉法人などと連携して、様々な福祉課題を抱える市民を発見し、包括的・持続的な自立支援につなげることができるよう、地域福祉コーディネーター（仮称）の育成・配置を図ります。 ・ 地域福祉コーディネーター（仮称）として、社会福祉士など福祉分野の有資格者や、相談業務の経験のある、福祉サービス全般に精通した人材を、福祉エリア（6地区）に段階的に配置します。 ・ 地域福祉コーディネーター（仮称）と市の総合相談窓口が連携することによって、横断的な視点から、身近な福祉課題の解決を支援します。

ボランティアセンター事業の拡充

事業名	内 容
<p>60 . ボランティアセンター 事業の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録ボランティアに対して実施しているフォローアップ講座を充実します。 ・ 幅広い年齢層の参加促進に努め、特に定年退職者や子育て、介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを充実します。 ・ 多様な福祉ニーズに対応した、様々なボランティア活動を紹介するなど、ボランティア活動の範囲を広げるよう努めます。

(2) 支援ネットワークの推進

支援を必要とする市民のニーズに応じて、適切なサービスや支援につなげていくためには、行政、福祉サービス提供事業者、ボランティアグループ、NPO、地域団体、大学、企業など様々な機関の連携が不可欠です。各機関や個人が情報を共有し、協力して活動できるように連携を図ります。

支援ネットワークの推進

事業名	内 容
61. 支援ネットワークの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で福祉活動を行う個人・団体が、必要に応じて、相互に連携した活動を実現するためのネットワークづくりとソーシャルキャピタルの醸成を推進します。 ・ 多様な福祉活動を支える役割を担うリーダー的人材を地域から発掘・養成して地域福祉活動の充実を図ります。 ・ ボランティア活動を行う意向のある市民や学校、企業等の福祉活動を支援します。

関係団体等への支援

事業名	内 容
62. 民生委員・児童委員 活動への支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での民生委員・児童委員の活動を支援するため、会議、研修その他の活動に対するサポートを実施します。 ・ 民生委員・児童委員の改選に向け、民生委員・児童委員候補者の確保に努めます。
63. 地域福祉団体への支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会など、地域の福祉活動を行う団体に対し、活動の強化につながる取組を支援します。

関係団体による情報交換の場の設置

事業名	内 容
64. 情報交換の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会・町会、NPOなど福祉活動を目的とする関係団体による連絡会を開催し、情報交換・情報提供を行う場を設置します。

地域での見守り活動の充実（2-(2)-再掲）

事業名	内 容
<p>65 . 地域での見守り活動の 充実 （再掲 41）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域包括支援センター、商店会などに加えて、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体など、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化します。 ・ 孤立やひきこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 ・ 高齢者や障害のある人、児童などへの虐待を発見した場合は、速やかに通報するよう啓発に努めます。

(3) パートナーシップの推進

地域福祉の推進に当たっては、各機関が協働して支援活動を進める必要があります。それぞれの機関や団体の資源やサービスが有効に機能するように、パートナーシップの推進を図ります。

NPO・ボランティア団体等との連携による地域福祉の拡充

事業名	内 容
66 . 関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民グループや自治会・町会などが自主的に取り組む福祉活動などを支援して、その充実を図るとともに、NPO・ボランティア団体や大学、事業者などと連携した福祉事業を推進し、地域福祉の拡充を図ります。 ・ 福祉の担当部署と市民協働の担当部署が連携し、市民と行政との協働の意義や必要性についての働きかけを行います。

社会福祉協議会との連携（3-(1)- 再掲）

事業名	内 容
67 . 地域福祉活動推進事業への支援 (再掲 46)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する地域福祉活動計画の推進を支援します。 ・ 社会福祉協議会が進めている地域福祉活動を担う人材の育成を支援します。
68 . 小地域活動の推進 (再掲 47)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・町会などを単位とする、支援を必要とする人への見守りや助け合いなどの活動を推進します。 ・ 社会福祉協議会が実施する地区社協の活動を支援して、身近な地域の福祉課題の解決を図ります。

民間活力の活用による福祉サービスの確保

事業名	内 容
69 . 民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人などの健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保します。

福祉施設と地域の連携推進

事業名	内 容
70 . 地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種福祉団体や福祉施設の地域との交流を推進します。 ・ 保育所や地域包括支援センターなど、民間を含めた福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進します。

目標 5 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進

本市では、府中市福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人々が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを進めています。

全ての市民が、施設や道路等のハード面だけでなく、意識や情報のソフト面においても、障害や障壁を感じることなく地域で暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを、引き続き推進します。

(1) 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）

子どもから大人まで、全ての市民が地域に関心を持ち、高齢者や障害のある人、支援を必要とする人への理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

心のバリアフリーとは、「意識上の障壁（バリア・妨げているもの）の除去のこと」です。

福祉意識の醸成

事業名	内 容
71. 福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な広報媒体や福祉まつりなどのイベント、福祉教育などを通じて、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）及びノーマライゼーションの理念の普及に努めます。 ・ 高齢者や障害のある人等、支援を必要とする全ての人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図ります。

福祉教育・啓発活動の推進

事業名	内 容
72. 福祉教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人等への理解を深め、支え合う気持ちを育みます。 ・ 広報やケーブルテレビ、疑似体験等を活用し、啓発活動を推進します。 ・ 社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進します。

(2) 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進(情報のバリアフリー)

福祉サービスを利用する人や支援を必要とする人が、求める情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。また、情報を入手できる人とできない人との間で不公平が生じないように広報に努めます。

情報のバリアフリーとは、情報のバリア(障壁・妨げているもの)の除去のことです。

分かりやすい情報提供の仕組みづくり

事業名	内 容
73 . 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉情報冊子・パンフレットなどによる、分かりやすくきめ細かな情報提供を進めます。 ・ 市の広報やホームページなどにより、情報の即時性を高めます。 ・ 関係機関・団体等の冊子・パンフレット等を活用した情報提供を行います。 ・ ケーブルテレビや出前講座、掲示板など、多様な情報提供媒体を活用します。 ・ 情報を分野別に収集し、必要な情報を入手しやすいように情報提供します。

情報利用のアクセスの確保

事業名	内 容
74 . 情報利用のアクセスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人や高齢者、外国人など情報入手が困難な方に対して、多様な情報提供手段を活用して、情報利用のアクセスの確保に努めます。

ユニバーサルデザインの周知

事業名	内 容
75 . カラーバリアフリーガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、加齢や障害に応じた色彩やデザインを把握し、分かりやすく理解しやすい表現にするためのカラーバリアフリーガイドラインを市民や関係者に周知します。 ・ 安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインを市民や職員等関係者に周知します。

サイン整備の拡充

事業名	内 容
76. 公共施設のサイン (案内板)整備の拡充	・ 公共施設は様々な市民が利用するため、府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインに沿った、見えやすく、分かりやすいサインを整備拡充します。
77. 音声案内の整備	・ 聴覚障害者の安全性及び利便性を確保するため、音声による案内を整備します。

制度についての情報提供

事業名	内 容
78. 使いやすい制度についての情報提供	・ 多様な広報手段により、誰もが社会活動に参加できるよう、様々な制度について情報提供の充実に努めます。

(3) 幅広く使いやすい制度の推進(制度のバリアフリー)

障害等のあるなしにかかわらず、市民の誰もが社会活動等に参加・参画することを阻害されないよう、必要な制度の整備や運用等の見直しを図ります。

使いやすい制度づくり

事業名	内 容
79. 市民参画による制度づくり	・ できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができるような制度づくりに努めます。

当事者参加・参画の仕組みづくり

事業名	内 容
80. 協議会等への参加推進	・ 当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進します。
81. ワークショップ・懇談会の開催	・ 当事者の意見を把握するため、作業形式のワークショップや、懇談会の開催に努めます。
82. 市民の福祉ニーズの把握 【新規】	・ 支援を必要とする人や市民の福祉課題等を把握するため、実態調査、アンケート調査などを計画的に実施します。

(4) ユニバーサルデザインの推進（物理的なバリアフリー）

多くの市民が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設などについて、高齢者、障害のある人を始め、全ての市民が円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進めます。

ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・国籍・個人の能力にかかわらず、始めから、できる限り多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

福祉のまちづくり推進事業

事業名	内 容
83. 福祉のまちづくり推進事業	・ バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対し着工前の事前協議及び指導を実施します。
84. 福祉的環境の整備の推進	・ 民間建築物のうち小規模店舗、診療所等の多くの人々が利用する建築物のバリアフリー化を推進するため、福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事の費用の一部を助成します。

建物のバリアフリー化の推進

事業名	内 容
85. 公共施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー化が進んでいない既存の公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・ 公共施設を新築する場合、ユニバーサルデザインの視点で施設整備をします。 ・ 公共駐車場のバリアフリー化を促進し、車いす利用者の利便性を向上させます。
86. 公共施設のただれでもトイレの整備拡充	・ 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、公共施設にただれでもトイレの整備を拡充します。
87. 学校のバリアフリー化の推進	・ 学校を新築又は改築する場合、ユニバーサルデザインの視点で施設整備をします。
88. 住まいのバリアフリー化（再掲 39）	・ 高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、改修のための相談や費用の助成を行い、住まいのバリアフリー化を推進します。

公園のバリアフリー化の推進

事業名	内 容
89. トイレのバリアフリー化 促進	・ 誰でも利用できるようにトイレのバリアフリー化を順次進めます。
90. ベンチ設置の拡充	・ 自然や環境に親しめるよう、公園、緑道及び水辺周辺に誰でも休めるベンチを設置します。
91. 歩行空間の段差解消の 推進	・ 階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、既存の公園・沿道の段差解消を推進します。

移動のバリアフリー化の推進

事業名	内 容
92. 移動ルートの整備促進	・ 市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保します。

交通事業者との連携強化

事業名	内 容
93. 交通事業者との連携 強化	・ 子ども連れの方や妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内、バス停、駅前広場などの整備について、交通事業者との連携を強化します。
94. 福祉移送の支援	・ 高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援するため、交通事業者やNPOと連携した福祉移送を支援します。
95. コミュニティバスの 運行	・ 交通不便地域にコミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など交通弱者の移動を支援します。

自転車駐車場の整備

事業名	内 容
96. 自転車駐車場の整備	・ 自転車利用者の利便に供するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備します。

バリアフリー情報の提供

事業名	内 容
97. バリアフリー情報の提供	・ ホームページなどで、公共施設、鉄道駅、公園等のバリアフリーの整備状況について情報提供します。

第5章 計画の推進に向けて

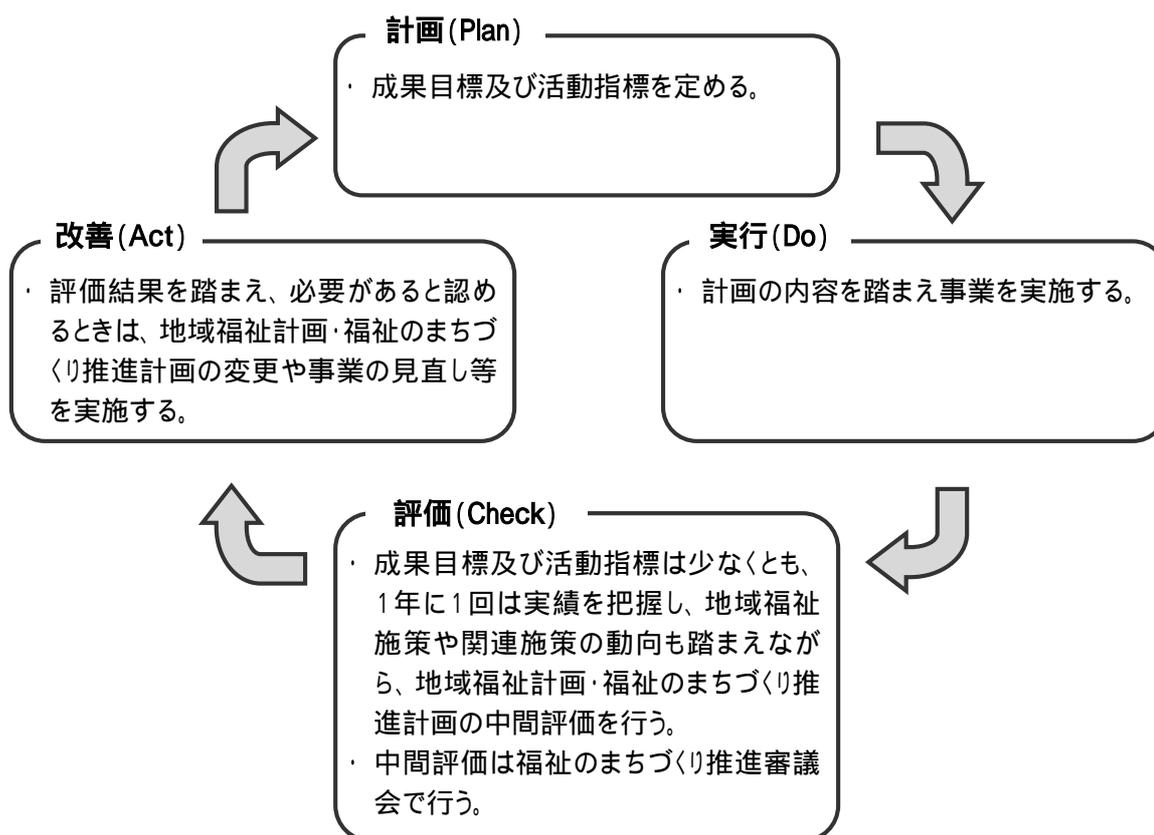
第5章 計画の推進に向けて

1 評価、点検、推進における組織

(1) 福祉のまちづくり推進審議会

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の推進に当たっては、高齢者や障害のある人等を含む市民の福祉ニーズに対応するため、市民、事業者、高齢者団体及び障害者団体の関係者並びに社会福祉協議会を始めとする関係機関、学識経験者等で構成する福祉のまちづくり推進審議会において、継続的な計画評価と見直しを行います。

図表 19 PDCA サイクルの図



2 協働・ネットワーク

(1) NPO・ボランティア団体等への支援

地域福祉の主要な担い手として活動しているNPO・ボランティア団体、社会福祉法人など様々な活動主体に対して、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

(2) 市民への新たな支援の在り方

地域福祉の推進には、多様な活動を支える地域福祉人材養成研修や先駆的な住民活動団体への助成など、支援のための財源の確保が重要です。

市民の提案を受けて協働で問題解決をしていくための提案型助成の在り方も含め、活動財源の確保策を検討します。

(3) 社会福祉協議会や地域の社会福祉法人との連携

社会福祉協議会や地域の社会福祉法人は、これまでも地域の中でサービスの担い手の育成や研修、サービスの供給など、地域支援に対する様々な活動を行ってきています。

今後も社会福祉協議会や地域の社会福祉法人と連携し、地域福祉を推進します。

3 庁内体制の整備

地域福祉を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには、総合的な対応が求められます。

本市では、計画を推進するに当たり、地域福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

4 国・都への要望

本市では、これまでも市長会などを通じて、国や東京都に対する働きかけを行ってきました。今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国や東京都に対する積極的な提言、働きかけを行います。

資料編

1 府中市の地域資源



エリア	地域	面積
第一地区	多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町	6.85k m ²
第二地区	白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政	6.00k m ²
第三地区	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町	4.02k m ²
第四地区	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、宮西町、片町	3.61k m ²
第五地区	日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町	3.35k m ²
第六地区	美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、西府町（1～2、5丁目）	5.51k m ²

第一地区

人口・世帯等		
面積		6.85km ²
地域		多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台(1～3丁目)、若松町、浅間町、緑町
世帯		25,181世帯 21.3%
人口		53,617人 21.2%
3区分人口	0～14歳	7,603人 14.2%
	15～64歳	36,619人 68.3%
	65歳以上	9,395人 17.5%
	75歳以上(再掲)	4,402人 8.2%
要介護認定者数	要支援1	208人
	要支援2	201人
	要介護1	344人
	要介護2	304人
	要介護3	223人
	要介護4	174人
	要介護5	179人
障害者数	身体障害	1,422人
	知的障害	388人
	精神障害	265人
一人暮らし高齢者世帯		3,065世帯
認知症高齢者(自立方度以上)		848人
自治会数		48
民生委員・児童委員各地区の定足数。主任児童委員含む		32人
老人クラブ数		12
児童育成手当受給者		438人
就学援助認定者		442人
生活保護受給世帯施設入所等除く		538世帯

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護(世帯)：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターあさひ苑 ・府中市地域包括支援センター緑苑
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ファミリート府中
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑 (養護老人ホーム信愛寮を併設)
	短期入所生活介護	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	介護予防推進センター	-
	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	・ぐるーぱほーむ白糸台
	介護療養型医療施設	-
障害のある人	有料老人ホーム	・デンマークINN府中 ・ニチイホーム東府中 ・グランダ府中白糸台 ・メディカルホーム ボンセジュール白糸台
	日中活動系施設	・府中生活実習所 ・わかたけ作業所 ・ギャロップ ・童里夢工房 ・みずき
	障害児通所施設	・児童デイサービスめろでい ・オンリーワン
	グループホーム	・せんげん
	特別支援学校	・都立府中けやきの森学園
	指定特定相談支援事業所	-
	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	-
子育て	支援センター	-
	学童クラブ	・第十学童クラブ ・白糸台学童クラブ ・第四学童クラブ ・若松学童クラブ ・第二学童クラブ
	保育所(園)	・東保育所 ・さくらんぼ保育園 ・朝日保育所 ・やまびこ保育園 ・白糸さくらんぼ保育園 ・わらしこ保育園 ・わらしこ第2保育園 ・キッズエイド武蔵保育園
	認証保育施設	・A型：府中北プチ・クレイシュ
	幼稚園	・府中つくし幼稚園 ・みどり幼稚園 ・武蔵野学園ひまわり幼稚園
その他	保健	-
	文化センター	・紅葉丘文化センター ・白糸台文化センター
	上記以外の主な公共施設	・紅葉丘図書館 ・白糸台図書館 ・生涯学習センター ・府中市美術館 ・府中の森芸術劇場
	体育館	・朝日体育館 ・白糸台体育館

第二地区

人口・世帯等		
面積	6.00km ²	
地域	白糸台(4～6丁目)、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政	
世帯	23,438世帯 19.8%	
人口	50,535人 20.0%	
3区分人口	0～14歳	6,851人 13.6%
	15～64歳	33,481人 66.3%
	65歳以上	10,203人 20.2%
	75歳以上(再掲)	4,433人 8.8%
要介護認定者数	要支援1	253人
	要支援2	226人
	要介護1	365人
	要介護2	253人
	要介護3	162人
	要介護4	174人
障害者数	身体障害	1,465人
	知的障害	352人
	精神障害	285人
一人暮らし高齢者世帯	2,318世帯	
認知症高齢者(自立度 以上)	833人	
自治会数	53	
民生委員・児童委員各地区の定足数。主任児童委員含む	32人	
老人クラブ数	21	
児童育成手当受給者	388人	
就学援助認定者	353人	
生活保護受給世帯施設入所等除く	671世帯	

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護(世帯)：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターしみずがおか ・府中市地域包括支援センターこれまさ
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ふれあいの里
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホームたちばなの園白糸台
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホームたちばなの園白糸台
	介護予防推進センター	-
	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	・グループホームこもれば家族 ・グループホーム府中
	介護療養型医療施設	・済済会櫻井病院
障害のある人	有料老人ホーム	・メディカルホームくらら京王東府中 ・ベストライフ府中 ・未来倶楽部 府中式番館
	日中活動系施設	・府中ひまわり園 ・府中あゆみ園 ・わかまつ共同作業所 ・梅の木の家共同作業所
	障害児通所施設	-
	グループホーム	・アメニティ府中
	特別支援学校	-
	指定特定相談支援事業所	-
子育て	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	-
	支援センター	-
	学童クラブ	・南白糸台学童クラブ ・小柳学童クラブ ・第八学童クラブ
	保育所(園)	・小柳保育所 八幡保育所 ・府中愛児園 山手保育園 ・是政保育園 押立保育園 ・にじのいる保育園 押立第二保育園 ・山手保育園清水が丘分園 ・キッズルームこっこ保育園 ・山手こひつじ保育園
	認証保育施設	・A型：エーワン東府中駅前保育園 ・A型：ソラスト府中 ・A型：ごんべのお宿保育室 ・A型：京王キッズプラッツ東府中
	幼稚園	・府中白百合第二幼稚園 小柳幼稚園 ・府中白糸台幼稚園 ・府中佼成幼稚園
	保健	-
その他	文化センター	・押立文化センター ・是政文化センター
	上記以外の主な公共施設	・押立図書館 ・是政図書館
	体育館	・押立体育館 ・日吉体育館

第三地区

人口・世帯等		
面積	4.02km ²	
地域	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町	
世帯	20,118世帯 17.0%	
人口	42,558人 16.8%	
3区分人口	0～14歳	5,471人 12.9%
	15～64歳	27,666人 65.0%
	65歳以上	9,421人 22.1%
	75歳以上(再掲)	4,795人 11.3%
要介護認定者数	要支援1	282人
	要支援2	223人
	要介護1	416人
	要介護2	268人
	要介護3	186人
	要介護4	182人
障害者数	身体障害	1,453人
	知的障害	371人
	精神障害	313人
一人暮らし高齢者世帯	2,573世帯	
認知症高齢者(自立度 以上)	847人	
自治会数	150	
民生委員・児童委員各地区の定足数。主任児童委員含む	27人	
老人クラブ数	18	
児童育成手当受給者	446人	
就学援助認定者	446人	
生活保護受給世帯施設入所等除く	619世帯	

【人口・世帯等の基準日】

平成 26 年 1 月 1 日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成 26 年 3 月 31 日現在

自治会数：平成 26 年 3 月現在

生活保護(世帯)：平成 25 年 12 月現在

高齢者グループホーム：平成 26 年 6 月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター安立園 ・府中市地域包括支援センターしんまち
	介護老人保健施設	-
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム安立園 (養護老人ホーム安立園を併設)
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム安立園
	介護予防推進センター	-
	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	・ヒューマンライフケア府中グループホーム ・生活協同組合パルシステム東京 グループホーム「府中陽だまり」
	介護療養型医療施設	-
障害のある人	有料老人ホーム	-
	日中活動系施設	・府中はるみ福祉園 ・府中さくらの杜 ・府中共同作業所 ・ワークセンターこむたん ・ワークショップさかえ ・福祉作業所は～もにい
	障害児通所施設	-
	グループホーム	・けやきの樹
	特別支援学校	-
	指定特定相談支援事業所	・地域生活支援センターあけぼの ・地域生活支援センタープラザ ・エンパワメントふちゅう
子育て	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターあけぼの ・地域生活支援センタープラザ
	支援センター	-
	学童クラブ	・第六学童クラブ ・第九学童クラブ ・新町学童クラブ ・第一学童クラブ
	保育所(園)	・北保育所 ・中央保育所 ・三本木保育所 ・晴見保育園 ・めぐみ第二保育園
	認証保育施設	・A型：府中ブチ・クレイシュ ・A型：田中保育所 ・A型：ポピンズナーサリースクール府中 ・A型：みのり保育園
	幼稚園	・府中新町幼稚園 ・あおい第一幼稚園 ・府中文化幼稚園 ・三光幼稚園 ・明星幼稚園 ・府中天神町幼稚園
その他	保健	・府中市保健センター・保健センター分館
	文化センター	・新町文化センター ・中央文化センター
	上記以外の主な公共施設	・中央図書館 ・武蔵府中郵便局 ・府中消防署 ・府中NPO・ボランティア活動センター ・府中市社会福祉協議会 ・府中市シルバー人材センター ・権利擁護センターふちゅう ・府中ボランティアセンター ・新町図書館 ・府中警察署 ・府中社会保険事務所
	体育館	・栄町体育館

第四地区

人口・世帯等		
面積	3.61km ²	
地域	宮町、日吉町、 矢崎町、南町、 本町、宮西町、 片町	
世帯	14,795世帯 12.5%	
人口	30,450人 12.0%	
3区分人口	0～14歳	3,936人 12.9%
	15～64歳	20,502人 67.3%
	65歳以上	6,012人 19.7%
	75歳以上(再掲)	2,846人 9.3%
要介護認定者数	要支援1	179人
	要支援2	122人
	要介護1	251人
	要介護2	190人
	要介護3	125人
	要介護4	118人
障害者数	身体障害	1,030人
	知的障害	252人
	精神障害	207人
一人暮らし高齢者世帯	1,736世帯	
認知症高齢者 (自立度 以上)	536人	
自治会数	55	
民生委員・児童委員 各地区の定足数。 主任児童委員含む	25人	
老人クラブ数	21	
児童育成手当受給者	253人	
就学援助認定者	244人	
生活保護受給世帯 施設入所等除く	432世帯	

地域資源			
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターかたまち ・府中市地域包括支援センターみなみ町	
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ピースプラザ	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」	
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家 府中」	
	介護予防推進センター	-	
	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	-	
	介護療養型医療施設	-	
障害のある人	有料老人ホーム	・ヘルス・ケア・ヴィラ府中 ・未来倶楽部 府中 ・ニチケアセンター府中南町 ・まどか府中 ・レストヴィラ府中	
	日中活動系施設	・集いの家 ・府中市立心身障害者福祉センター「きずな」	
	障害児通所施設	・子ども発達支援センターあゆの子	
	グループホーム	・チロリン村 ・森の時計 ・グループホームみち	
	特別支援学校	-	
	指定特定 相談支援事業所	・障害者地域生活・就労支援事業 み～な	
	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・障害者地域生活・就労支援事業 み～な	
	子育て	支援センター	・子ども家庭支援センター「たっち」
		学童クラブ	・第三学童クラブ ・南町学童クラブ ・矢崎学童クラブ
		保育所(園)	・南保育所 ・本町保育所 ・南分倍保育園 ・高安寺保育園 ・府中めぐみ保育園
認証保育施設		・A型:ピジョンランド府中 ・A型:グローバルキッズ府中本町園	
幼稚園		・府中わかば幼稚園 ・矢崎幼稚園	
その他	保健	-	
	文化センター	・片町文化センター	
	上記以外の 主な公共施設	・宮町図書館 ・片町図書館 ・市政情報センター ・観光情報センター ・市役所 ・郷土の森博物館	
	体育館	・郷土の森総合体育館	

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護(世帯)：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

第五地区

人口・世帯等		
面積	3.35km ²	
地域	日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町(1～2丁目)、本宿町(3～4丁目)、西府町(3～4丁目)、東芝町	
世帯	14,167世帯 12.0%	
人口	30,755人 12.1%	
3区分人口	0～14歳	4,126人 13.4%
	15～64歳	19,720人 64.1%
	65歳以上	6,909人 22.5%
	75歳以上(再掲)	3,574人 11.6%
要介護認定者数	要支援1	192人
	要支援2	199人
	要介護1	292人
	要介護2	207人
	要介護3	168人
	要介護4	170人
障害者数	要介護5	154人
	身体障害	1,109人
	知的障害	296人
	精神障害	243人
一人暮らし高齢者世帯	1,793世帯	
認知症高齢者(自立度 以上)	729人	
自治会数	62	
民生委員・児童委員各地区の定足数。主任児童委員含む	28人	
老人クラブ数	10	
児童育成手当受給者	348人	
就学援助認定者	360人	
生活保護受給世帯施設入所等除く	433世帯	

地域資源			
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター泉苑	
	介護老人保健施設	-	
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム信愛泉苑	
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム信愛泉苑 ・在宅ケアサービスソラスト西府	
	介護予防推進センター	-	
	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	・グループホームえがおの家 西府	
	介護療養型医療施設	-	
障害のある人	有料老人ホーム	・アビリティーズ・気まま館ブルーベリーコート府中 ・コートウエスト府中	
	日中活動系施設	・むさし結いの家 ・レスポワール工房 ・西府いこいプラザ	
	障害児通所施設	・都立多摩療育園 ・ナイスデイ・キッズ	
	グループホーム	・ケアホーム はんもっく ・コスモス ・西府いこいプラザ	
	特別支援学校	・都立武蔵台学園	
	指定特定相談支援事業所	・相談室ウェル	
	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	-	
	その他	・都立府中療育センター	
	子育て	支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」
		学童クラブ	・武蔵台学童クラブ ・第七学童クラブ ・本宿学童クラブ
保育所(園)		・北山保育所 ・西府保育所 ・美好保育所 ・千春保育園 ・分倍保育園(26.4.1開設)	
認証保育施設		・A型:リブリエンゼル府中 ・A型:府中エンゼルホーム	
幼稚園		・府中あおい幼稚園 ・府中白百合幼稚園 ・北山幼稚園	
その他		保健	・多摩府中保健所
	文化センター	・武蔵台文化センター	
	上記以外の主な公共施設	・武蔵台図書館 ・府中公共職業安定所	
	体育館	・本宿体育館	

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

生活保護(世帯)：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

第六地区

人口・世帯等		
面積	5.51km ²	
地域	美好町(3丁目)、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町(1~2丁目)、西府町(1~2、5丁目)	
世帯	20,730世帯 17.5%	
人口	45,373人 17.9%	
3区分人口	0~14歳	6,800人 15.0%
	15~64歳	30,046人 66.2%
	65歳以上	8,527人 18.8%
	75歳以上(再掲)	3,785人 8.3%
要介護認定者数	要支援1	212
	要支援2	155
	要介護1	335
	要介護2	229
	要介護3	189
	要介護4	186
障害者数	身体障害	1,279人
	知的障害	339人
	精神障害	234人
一人暮らし高齢者世帯	2,291世帯	
認知症高齢者(自立度 以上)	796人	
自治会数	37	
民生委員・児童委員各地区の定足数。主任児童委員含む	29人	
老人クラブ数	14	
児童育成手当受給者	414人	
就学援助認定者	379人	
生活保護受給世帯施設入所等除く	595世帯	

【人口・世帯等の基準日】

平成26年1月1日現在。

ただし、以下の項目を除く。

障害者数：平成26年3月31日現在

自治会数：平成26年3月現在

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターよつや苑 ・府中市地域包括支援センターにしふ
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ウイング
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームよつや苑 ・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	短期入所生活介護	・府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター ・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	介護予防推進センター	・府中市立介護予防推進センター
	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	・グループホームみんなの家 府中 ・たのしい家武蔵府中 ・グループホームよつや正吉苑 ・ニチイケアセンター西府
介護療養型医療施設	-	
有料老人ホーム	・フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘	
障害のある人	日中活動系施設	・作業所スクラム ・プロジェクトけやきのもり ・コットンハウス、フレンズ
	障害児通所施設	-
	グループホーム	・府中つばめの里
	特別支援学校	-
	指定特定相談支援事業所	-
子育て	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	-
	支援センター	-
	学童クラブ	・第五学童クラブ ・日新学童クラブ ・四谷学童クラブ ・住吉学童クラブ
	保育所(園)	・西保育所 ・住吉保育所 ・四谷保育所・キッズランド府中保育園 ・高倉保育所・府中中河原雲母保育園 ・府中保育園・府中保育園分園 ・第2府中保育園・西府の森保育園
	認証保育施設	・A型：ラフ・クルー分倍河原保育園 ・A型：ヒューマンアカデミー中河原保育園 ・B型：四谷保育園
	幼稚園	・府中おともだち幼稚園 ・府中ひばり幼稚園
その他	保健	-
	文化センター	・四谷文化センター ・住吉文化センター ・西府文化センター
	上記以外の主な公共施設	・西府図書館 ・四谷図書館 ・住吉図書館 ・スクエア21・女性センター ・リサイクルプラザ
	体育館	・四谷体育館

生活保護(世帯)：平成25年12月現在

高齢者グループホーム：平成26年6月現在

2 府中市福祉計画検討協議会

(1) 委員名簿

任期：平成25年6月20日～平成27年3月31日

	氏名	選出区分	団体名等
	足立 和嗣	公募による市民	公募市民
	伊藤 敏春	社会福祉法人府中市社会福祉協議会の構成員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会
	井上 喜榮	府中市老人クラブ連合会の構成員	府中市老人クラブ連合会
	木下 義明	府中市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員	府中市次世代育成支援行動計画推進協議会
	熊上 肇	公募による市民	公募市民
	近藤 克浩	府中市自治会連合会の構成員	府中市自治会連合会
	下條 輝雄	福祉、医療又は保健に関する団体の構成員	府中市身体障害者福祉協会
	鈴木 恂子	社会福祉関係事業に従事している者	社会福祉法人多摩同胞会
	鈴木 眞理子	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の委員	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会
	高倉 義憲	府中市障害者計画推進協議会の委員	府中市障害者計画推進協議会
	田口 俊夫	福祉、医療又は保健に関する団体の構成員	一般社団法人府中市医師会
	塚原 洋子	府中市保健計画評価推進協議会の委員	府中市保健計画評価推進協議会
	松村 秀	社会福祉関係事業に従事している者	むさし府中商工会議所
	横山 年子	府中市民生委員児童委員協議会の委員	府中市民生委員児童委員協議会
	若杉 晴香	府中市立小中学校PTA連合会の構成員	府中市立小中学校PTA連合会
	和田 光一	府中市福祉のまちづくり推進審議会の委員	府中市福祉のまちづくり推進審議会

(50音順・敬称略)

会長、 副会長 (団体名等は就任時)

(2) 検討経過

【平成 25 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 25 年 6 月 20 日(木) 午前 10 時～11 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	(1)次期府中市福祉計画の策定について (2)その他	1 府中市福祉計画検討協議会委員名簿 2 府中市福祉計画検討協議会事務局名簿 3 府中市福祉計画検討協議会設置要綱 4 府中市附属機関等の会議の公開に関する規則 5 第 6 次府中市総合計画基本構想(抜粋) 6 府中市福祉計画策定体制 7 府中市福祉計画 計画期間(案) 8 府中市福祉計画策定の前提(案) 9 府中市福祉計画策定 全体スケジュール(案) 10 府中市福祉計画 11 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 5 期) 12 府中市障害福祉計画(第 3 期)
第 2 回 平成 25 年 10 月 3 日(木) 午前 10 時～11 時 40 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	(1)前回会議録の確認について (2)次期府中市福祉計画策定のための福祉ニーズ調査について (3)その他	1 第 1 回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画策定 全体スケジュール(案) 3 - 1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 調査概要 3 - 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 6 期)調査概要 3 - 3 障害者計画・障害福祉計画(第 4 期)調査概要 4 府中市福祉計画策定に向けたアンケート調査一覧 5 アンケート調査票(案) 6 - 1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 グループインタビュー調査計画(案) 6 - 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 6 期)グループインタビュー調査計画(案) 6 - 3 障害者計画・障害福祉計画(第 4 期)グループインタビュー調査計画(案) 7 アンケート調査票の共通項目 参考 広報ふちゅう 第 6 次府中市総合計画特集号
第 3 回 平成 26 年 1 月 16 日(木) 午前 10 時～11 時 20 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	(1)前回会議録の確認について (2)次期府中市福祉計画策定のための福祉ニーズ調査について (3)次期府中市福祉計画策定に係る作業の状況について (4)その他	1 第 2 回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画策定のためのアンケート調査 調査概要 3 府中市福祉計画策定のための調査 分野別グループインタビュー調査結果 4 府中市福祉計画策定 全体スケジュール 5 関連する法制度の動向 参考 1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査(一般市民調査)調査票及び調査結果 参考 2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査(担い手調査)調査票及び調査結果 参考 3 次期府中市福祉計画の基本理念及び基本視点について 参考 4 第 6 次府中市総合計画計画書

開催日時	検討内容	資料
第4回 平成26年 2月14日(金) 午後2時～4時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	(1)前回会議録の確認について (2)次期府中市福祉計画策定のための福祉ニーズ調査について (3)現行計画の評価について (4)次期府中市福祉計画の基本理念と基本視点について (5)その他	1 第3回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画策定のための分野別計画アンケート調査 クロス集計結果(抜粋) 3-1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定に向けた調査のまとめ 3-2 府中市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定に向けた調査のまとめ 3-3 府中市障害者計画・障害福祉計画(第4期)策定に向けた調査のまとめ 4 ニーズと福祉計画の課題 5-1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の評価 5-2 府中市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の評価 5-3 府中市障害者計画・障害福祉計画(第3期)の評価 6 府中市福祉計画の基本理念と基本視点の検討 7 新しい福祉保健施策の事例 8 府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況

【平成26年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 平成26年 4月3日(木) 午前10時～11時50分 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	(1)前回会議録の確認について (2)次期府中市福祉計画の基本理念と基本視点について (3)その他	1 平成25年度第4回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画の考え方(案) 3 福祉エリアごとの基礎データ 参考1 住民参加を推進する事例 参考2 府中市の生涯学習の事例 参考3 府中市福祉計画策定 全体スケジュール 参考4 府中市福祉計画検討協議会 事務局名簿
第2回 平成26年 7月31日(木) 午前10時～11時55分 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	(1)前回会議録の確認について (2)子ども・子育て支援計画(仮称)の素案について(報告) (3)次期府中市福祉計画の素案について (4)その他	1 平成26年度第1回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画 素案 3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)素案 5 障害者計画・障害福祉計画(第4期)素案 参考1 各分野の施策体系(案)及び重複事業 参考2 各計画の新規事業 参考3 府中市福祉計画策定 全体スケジュール 参考4 府中市子ども・子育て支援計画(仮称)素案
第3回 平成26年 10月10日(金) 午後5時30分～7時30分 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	(1)前回会議録の確認について (2)次期府中市福祉計画の素案について (3)その他	1 平成26年度第2回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画 素案 3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)素案 5 障害者計画・障害福祉計画(第4期)素案 参考1 福祉エリア6地区のデータ 参考2 府中市福祉計画(案)のパブリック・コメントについて

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

開催日時	検討内容	資料
<p>第4回 平成27年 1月8日(木) 午後3時～4時55分</p> <p>府中市役所 北庁舎3階 第6会議室</p>	<p>(1)前回会議録の確認について</p> <p>(2)府中市福祉計画(案)のパブリック・コメント手続の実施結果について</p> <p>(3)府中市福祉計画(案)について</p> <p>(4)その他</p>	<p>1 平成26年度第3回府中市福祉計画検討協議会会議録</p> <p>2 府中市福祉計画(案)</p> <p>3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(案)</p> <p>3-2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(案)の資料編</p> <p>4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)(案)</p> <p>4-2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)(案)の資料編</p> <p>4-3 介護保険事業計画(第6期)(案)の保険料に関する資料</p> <p>5 障害者計画・障害福祉計画(第4期)(案)</p> <p>5-2 障害者計画・障害福祉計画(第4期)(案)の資料編</p> <p>参考1 府中市福祉計画(案)のパブリック・コメント手続の実施結果</p> <p>参考2-1 府中市福祉計画(案)の主な修正箇所一覧</p> <p>参考2-2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(案)の主な修正箇所一覧</p> <p>参考2-3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)(案)の主な修正箇所一覧</p> <p>参考2-4 障害者計画・障害福祉計画(第4期)(案)の主な修正箇所一覧</p>

3 府中市福祉のまちづくり推進審議会

(1) 委員名簿

任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日

	氏名	選出区分	団体名等
	安藤 節子	公募市民	公募市民
	遠藤 乃理子	事業者（社会福祉事業）	社会福祉法人多摩同胞会
	大久保 砂織	市民	府中市立小中学校PTA連合会
	桑田 厚子	公募市民	公募市民
	小嶋 澄子	障害者団体の代表者	府中市聴覚障害者協会
	下條 輝雄	障害者団体の代表者	府中市身体障害者福祉協会
	高須 都子	高齢者団体の代表者	府中市老人クラブ連合会
	鷹野 吉章	学識経験者	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 理事・研究員
	中山 圭三	事業者（社会福祉事業）	社会福祉法人府中市社会福祉協議会(平成26年4月～)
	野本 矩通	障害者団体の代表者	府中視覚障がい者福祉協会
	藤原 源郎	市民	府中市自治会連合会
	見儿野 一太	事業者（社会福祉事業）	社会福祉法人府中市社会福祉協議会(～平成26年3月)
	武藤 俊哉	事業者	一般社団法人府中市医師会
	村中 輝	事業者	むさし府中商工会議所
	吉田 ヒサ子	事業者（社会福祉事業）	府中市民生委員児童委員協議会
	和田 光一	学識経験者	創価大学教授

(50音順・敬称略)

会長、 副会長（団体名等は就任時）

(2) 検討経過

【平成 25 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 25 年 6 月 13 日(木) 午前 10 時～11 時 20 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	(1)正副会長選任 (2)府中市福祉計画について	1 - 1 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿 1 - 2 府中市福祉のまちづくり推進審議会事務局名簿 2 府中市福祉のまちづくり推進審議会について 3 府中市福祉計画 4 - 1 府中市福祉計画策定の前提(案) 4 - 2 府中市福祉計画策定体制 5 府中市附属機関等の会議の公開に関する規則
第 2 回 平成 25 年 8 月 1 日(木) 午前 10 時～11 時 40 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	(1)会議録の確認について (2)地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について (3)次期府中市福祉計画策定のための調査について	1 第 1 回福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画(平成 24 年度実績) 3 府中市福祉計画策定の前提(案) 4 府中市福祉計画策定 全体スケジュール(案) 5 府中市福祉計画策定のための調査「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 調査概要」 6 一般市民調査(案) 7 担い手調査(案)
第 3 回 平成 25 年 9 月 12 日(木) 午前 10 時～11 時 45 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	(1)会議録の確認について (2)地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について (3)次期府中市福祉計画策定のための調査について	1 第 2 回福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画(平成 24 年度実績) 3 アンケート調査票の変更点 4 府中市福祉計画策定のための調査「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 調査概要」 5 一般市民調査(案) 6 担い手調査(案) 7 グループインタビュー調査計画(案) 8 第 2 回福祉のまちづくり推進審議会における委員からのご意見と対応 9 アンケート調査票の共通項目 10 府中市福祉計画策定に向けたアンケート調査(案) 参考 1 府中市の権利擁護・成年後見制度に係る事業の概要
第 4 回 平成 25 年 12 月 26 日(木) 午前 10 時～11 時 50 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	(1)会議録の確認について (2)地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について (3)次期府中市福祉計画策定のための調査について	1 第 3 回福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画(平成 24 年度実績) 3 府中市福祉計画策定のための調査「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 調査概要」 4 一般市民調査 調査票及び調査結果 5 担い手調査 調査票及び調査結果 6 府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況 7 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向(案) 参考 1 府中市福祉計画策定に向けたアンケート調査回収数(率) 参考 2 第 6 次府中市総合計画計画書

開催日時	検討内容	資料
第 5 回 平成 26 年 2 月 20 日 (木) 午前 10 時 ~ 11 時 50 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	(1) 会議録の確認について (2) 次期府中市福祉計画策定のための調査について (3) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の評価について (4) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向について	1 第 4 回福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 府中市福祉計画策定のための調査 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 アンケート調査の結果 3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に関するグループインタビュー調査の結果 4 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定に向けた調査のまとめ 5 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の評価 6 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向 (案) 参考 1 府中市の公共施設におけるバリアフリー整備状況について 参考 2 新しい福祉保健施策の事例

【平成 26 年度】

開催日時	検討内容	資料
第 1 回 平成 26 年 4 月 17 日 (木) 午前 10 時 ~ 11 時 45 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	(1) 会議録の確認について (2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の骨子案について	1 平成 25 年度第 5 回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 府中市福祉計画の考え方 (案) 3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向と体系案とのつながり 4 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の骨子案 5 福祉エリアごとの基礎データ 参考 1 コミュニティビジネスの事例 参考 2 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿 参考 3 府中市福祉計画策定 全体スケジュール
第 2 回 平成 26 年 5 月 29 日 (木) 午前 10 時 ~ 11 時 35 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室	(1) 会議録の確認について (2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の施策と重点施策について	1 平成 26 年度第 1 回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の施策 (案) 3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策 (案) 参考 1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の現行施策 参考 2 生活困窮者自立促進モデル事業実施自治体における総合相談の事例 ・府中市福祉計画 (地域福祉) 調査報告書 ・府中市福祉計画調査報告書 < 概要版 >
第 3 回 平成 26 年 6 月 26 日 (木) 午前 10 時 ~ 11 時 40 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 3 会議室	(1) 会議録の確認について (2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について	1 平成 26 年度第 2 回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案 参考 1 現行計画と次期計画 (案) の事業対照表 参考 2 見直し施策・事業と新規施策・事業

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

開催日時	検討内容	資料
第 4 回 平成 26 年 7 月 17 日 (木) 午前 10 時 ~ 11 時 45 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	(1) 会議録の確認について (2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について (3) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について	1 平成 26 年度第 3 回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案 3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画 (平成 25 年度実績)
第 5 回 平成 26 年 11 月 13 日 (木) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	(1) 会議録の確認について (2) 府中市福祉計画 (案) のパブリック・コメントについて (3) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について	1 平成 26 年度第 4 回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画 (平成 25 年度実績) 参考 府中市福祉計画 (案)
第 6 回 平成 26 年 12 月 25 日 (木) 午前 10 時 ~ 11 時 35 分 府中市役所 北庁舎 3 階 第 1 会議室	(1) 会議録の確認について (2) 府中市福祉計画 (案) のパブリック・コメント手続の実施結果について (3) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 (案) について	1 平成 26 年度第 5 回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 (案) 2 - 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 (案) の資料編 参考 1 府中市福祉計画 (案) のパブリック・コメント手続の実施結果 参考 2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 (案) の主な修正箇所一覧

4 アンケート調査・グループインタビュー

(1) アンケート調査

一般市民調査

調査目的	府中市が今後策定する地域福祉計画などに役立てるため、市民の地域福祉に関する意見、要望を把握することを目的とする。
調査対象	市内に居住する 18 歳以上の市民 2,200 人 平成 25 年 9 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出
調査方式	郵送配布・郵送回収（督促礼状 1 回送付）
調査時期	平成 25 年 10 月 25 日～11 月 11 日
配布・回収数（率）	配布数：2,200 有効回収数（率）：1,097（49.9%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 地域活動・ボランティアについて 3. 相談・情報について 4. まちのバリアフリーについて 5. 災害時の支え合いについて 6. 満足度について 7. 福祉に対する考え方について 8. 施策の方向について

担い手調査

調査目的	高齢者や障害のある人、生活に困難を抱える人々に直接かかわり、福祉を支える市民・団体等を対象に、日頃の活動状況や地域の生活課題、地域の支え合いについて、市の地域福祉施策に対する意見・意向を把握することを目的とする。
調査対象	民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO 等の組織 750 人
調査方式	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成 25 年 10 月 25 日～11 月 11 日
配布・回収数（率）	配布数：750 有効回収数（率）：467（62.3%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本情報 2. 活動内容について 3. 地域の生活課題と解決策について 4. 災害時の支え合いについて 5. 今後の活動等について 6. 行政への要望・期待について

(2) グループインタビュー

目的とねらい

ケース支援に係る相談機関や地域活動支援に係る団体等にグループインタビューを行い、既存の制度・サービスの谷間にある人々に対する支援の現状や課題、ニーズを尋ね、持続的な支援の仕組みづくりの方向性を検討するための参考とした。

調査内容

調査対象

ケース支援に係る相談機関や地域活動支援に係る団体の相談員など計7人

地域包括支援センター 泉苑

地域生活支援センター プラザ

子育て支援課(子ども家庭支援センターたち)

生活援護課

府中市民生委員児童委員協議会

府中市社会福祉協議会

府中市自治会連合会

調査日時

平成25年11月25日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

調査項目

- ・日頃の活動の概要
- ・既存の制度・サービスの谷間にある人、複合的な問題を抱えている人についての現状、課題について
- ・既存の制度・サービスの谷間にある人、複合的な問題を抱えている人を地域全体で支えるための方策について
- ・地域福祉の推進に向けた持続的な仕組みづくりの方策について

調査場所

府中市役所北庁舎第3会議室

5 用語集

ア行

アウトリーチ 【P75, 88】

接近困難な人に対して、要請がない場合でもワーカーの方から積極的に出向いていく援助のこと。

出典：社会福祉用語辞典（第7版）/ミネルヴァ書房 2009年発行（一部抜粋）

アクセス 【P95】

情報に接近し利用すること。

NPO（Non Profit Organization）

【P19, 27, 30, 32, 42, 50, 52, 55, 56, 57, 63, 68, 79, 83, 89, 91, 92, 93, 99, 103】

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

カ行

介護支援専門員（ケアマネジャー）【P31, 41, 77】

介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその人らしい生活の実現のために、心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。

出典：四訂 介護福祉用語辞典 / 中央法規 2007年発行（一部抜粋）

介護予防【P26, 28, 33, 55, 62, 81, 82】

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法の理念を徹底する考え方である。

介護予防コーディネーター（略称 KC）

地域の介護予防の拠点の地域包括支援センターに配置。老人クラブなどの既存団体への介護予防普及啓発、介護予防健診、教室の参加後の自主グループ育成支援、新たな資源開発など、地域密着の小回りのきく機能を発揮し活動。介護予防推進センターと地域をつなぐ役割も果たす。

基幹保育所 【P88】

「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、市内の6つの各エリアに1か所ずつ選定した市立保育所のこと、市が設置運営する15か所の市立保育所が持つ人材等の資源を6か所の基幹保育所に重点的に集約し、地域における子育て支援拠点施設として必要となる機能の強化を行うもの。

元気いっぱいサポーター 【P82】

自分自身の健康を守る人達や、市民の健康のために協力してくれる人のこと。

高次脳機能障害 【P9】

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業） 【P88】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子ども・子育て支援新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

子ども家庭支援センター 【P22, 32, 33, 74, 88】

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。府中市には「たっち」、「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

孤立死(孤独死) 【P4, 53, 68】

府中市では孤立死の定義を、主に一人暮らしの方が誰にも看取られることなく、本人の住まいなどで生活中の突発的な疾病等によって死亡し、発見するまでにおおむね1週間以上経過した事例を対象とする。

サ行**事業継続計画（BCP） 【P69, 78】**

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく行動計画。

市民後見人 【P71, 76】

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた良質の第三者後見人のこと。

社会福祉協議会

【P6, 31, 32, 69, 70, 74, 75, 77, 83, 86, 87, 88, 89, 91, 92, 93, 94, 102, 103】

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

社会福祉施設 【P69, 78】

お年寄り、子どもや障害のある方々に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的としている。

障害者総合支援法 【P4, 7】

障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）では、これまで障害種別ごとに分かれていた福祉サービスを一元化し、難病患者等を含むすべての障害がある人が共通して利用できる仕組みとしており、地域で生活する障害のある人等がどこに住んでも利用できる自立支援給付と、地方公共団体が地域の実情に合わせて柔軟に事業を展開できる地域生活支援事業について定めている。また、国が定める基本指針に従い、地方公共団体が定める障害福祉計画に定期的な検証と見直しを法定化し、サービス基盤の計画的整備を義務付けている。

小地域福祉活動 【P56】

身近な地域で、誰もが、安心して、生きがいを持って、安全に生活を送ることができる地域づくりを目指して、住民自らが力をあわせて進める、住民主体の福祉活動。

シルバー人材センター 【P87】

高齢者雇用安定法に基づき、概ね 60 歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益社団法人。都道府県知事の指定により、市町村に 1 か所設置されている。

生活困窮者 【P4, 6, 29, 54, 62, 70, 74, 79】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

生活支援サービス 【P29】

一人暮らしや高齢者夫婦世帯など在宅の高齢者に対して、見守りや配食、買い物、財産管理などの権利擁護サービス等、市町村が行う高齢者の生活を支援するサービス。

成年後見制度 【P21, 53, 62, 76】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のことで、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選ぶ「法定後見制度」がある。

セーフティネット 【P30, 61, 70】

安全網。経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策。

相談支援事業所 【P32】

相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う「委託相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、計画相談支援を行う「指定特定相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援を行う「指定一般相談支援事業所」とがある。

本市の委託相談支援事業所は、心身障害者福祉センター「きずな」内の「み～な」、地域生活支援センター「あけぼの」、地域生活支援センター「プラザ」の 3 か所である。

ソーシャルインクルージョン 【P44, 94】

社会的包含。自立生活上何らかの支援を必要としている人々を社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方で、社会から疎外・排除されている人々を地域社会の仲間として受け入れていこうとする概念である。

ソーシャルキャピタル 【P30, 91】

人々の協調行動を活発化することにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」などからなる社会的仕組みを指す概念。市民相互のつながりや支え合いを活発化することで、ソーシャルキャピタルが醸成されると社会の効率性が高まるため、情報が届きやすくなる、周囲の見守りなどの非公的な社会的統制が行き届く、市民からの政策提言等が可能になる、互助による安心感によってストレスが低減する、などの良い変化が起こる。更にそれらが相互に作用し、安心・安全な環境整備が図られ、地域全体の健康水準に良い影響を与えているといわれている。

夕行**地域支援事業【P33, 83】**

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業。

地域福祉活動 【P6, 33, 55, 61, 63, 68, 69, 83, 85, 86, 88, 89, 91, 92, 93】

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 【P76】

福祉サービスを利用したいがよく分からない、通帳のしまい場所をすぐ忘れてしまうなどの困りごとがある高齢者や障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理の援助を行う。

地域福祉コーディネーター 【P32, 70, 71, 75, 89】

住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源の開発を行う。

地域包括ケアシステム 【P4, 29】

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター 【P9, 21, 32, 33, 74, 82, 83, 88, 92, 93】

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2万～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域の全ての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

地域密着型サービス 【P33】

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成18年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。また、平成24年度からこれらのサービスに加えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが創設された。

地区社協 【P86, 93】

地区社協（地区社会福祉協議会）とは、住民自らが参画し、地域の様々な団体や個人が横の連携を作り、協力し合って地域の福祉問題や課題解決に取り組むために、小規模な地域での住民相互の助け合いを推進する仕組み。

ドメスティック・バイオレンス 【P53, 76】

配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のこと。殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。

ナ行

難病【P4, 15, 31, 54, 69, 77, 125】

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律」をいい、従来は、厚生労働省が定めた「難病対策要綱（昭和47年）」に基づき、医療費の助成や在宅サービスの提供等さまざまな施策が実施されてきたが、平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象に難病等が加わることになった。

ニート（若年無業者） 【P23,44】

「ニート(NEET)」とは、Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっている。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいう。

日常生活圏域 【P33】

市民が日常生活を営む地域として、介護サービスを提供するための施設状況などの社会的条件や地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案して定めた区域。

認知症カフェ 【P84】

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。

認知症サポーター 【P84】

認知症サポーターは何かを特別にやるというものではなく認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。講座を受けると認知症サポーターの印として、プレスレット（オレンジリング）が配られる。

ノーマライゼーション 【P94】

1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

八行**パートナーシップ 【P63, 89, 93】**

共同で何かを行うための対等な協力関係。

発達障害 【P9】

発達障害の概念には様々な考え方があるが、発達障害者支援法によれば、「脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害により対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

バリアフリー 【P45, 46, 48, 57, 61, 63, 68, 77, 83, 94, 95, 97, 98, 99】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

P D C A サイクル 【P102】

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）実行（do）評価（check）改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結び付ける。P D C A サイクルとは、このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法をいう。

避難行動要支援者 【P4, 31, 54, 62, 69, 74, 77, 78】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることができないため支援が必要となる住民をいう。具体的には、自助・共助による必要な支援が受けにくい高齢者、障害のある人、難病のある人、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。

ファミリー・サポート・センター事業 【P83】

子どもの預かり等の援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。子ども・子育て支援新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

福祉エリア 【P33, 68, 70, 75, 88, 89】

人口、面積、道路、交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの地域。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付け、さらに地域包括支援センターの11地域の小圏域を定めている。

子育て支援分野においては、福祉エリアを子ども・子育て支援計画における「教育・保育提供区域」として位置付けている。

福祉サービス第三者評価制度 【P54, 62, 80】

福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的としている。

福祉避難所 【P78】

一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

一次避難所：家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）

二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

府中市福祉のまちづくり条例 【P6, 61, 94】

高齢者や障害のある人を含めたすべての人（高齢者、障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的として制定された条例。

府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン 【P57, 63, 95, 96】

ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めるため、5つの視点「公平（だれもが同じように）」、「簡単（容易に）」、「安全（危険なく）」、「機能（使い勝手よく）」、「快適（気持ちよく）」から、日常生活に密着している6つの整備場所（敷地内通路・駐車場、出入口、廊下・階段・エレベーター、トイレ、子育て支援環境、公園）について、それぞれの施設整備における留意点を示したもの。

ボランティア

【P19, 27, 28, 30, 32, 38, 56, 57, 63, 68, 69, 83, 85, 87, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 103】

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉である。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

マ行**民生委員・児童委員**

【P18, 31, 32, 33, 38, 41, 42, 50, 52, 55, 56, 68, 69, 70, 74, 77, 79, 83, 88, 91, 92】

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしている。

ヤ行**ユニバーサルデザイン 【P48, 57, 61, 63, 94, 95, 96, 98】**

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、始めから、できるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること（提唱者はノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス等）。バリアフリーとの違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールをめざすが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえる。

ラ行

ライフステージ 【P81, 82】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

老人クラブ 【P32, 42, 50, 52, 55, 56, 83, 92】

地域を基盤とする高齢者の自主的組織。クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上で、30人以上の会員から組織される。自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動とボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施する。

ワ行

ワークショップ 【P97】

専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場。

ワークライフバランス 【P87】

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）の調和のこと。

ワンストップ（ワンストップサービス） 【P53】

一度の手続で、必要とする手続（関連する作業）を全て完了させられるように設計されたサービス。または、最初に訪れた窓口で全ての手続を行えるサービスのこと。

府中市福祉計画
地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

平成 27 年 3 月

発行： 府中市 福祉保健部 地域福祉推進課
〒183-8703 府中市宮西町2丁目 24 番地
TEL 042(335)4182(直通)



① ほっとするね 緑の府中

府中市